

東北学院大学  
経済学論集

---

[論 文]

2000年代の山形県における全通労働運動(3).....岩 本 由 輝( 1 )

わが国法人税の発達

—法人税の誕生から『シャウプ勧告』発表前夜まで—.....高 橋 志 朗( 35 )

純粹資本主義論における一般的価値形態の成立

—市場の成り立ちに関する一試論—.....泉 正 樹( 45 )

---

2009年 9 月

(第171号)

東北学院大学学術研究会

東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 171 号



# 2000年代の山形県における全通労働運動(3)

岩 本 由 輝

- I. 全通労働組合同規約の全面改正と全通山形地区 (以上, 第169号)
- II. 組織機構の改革と全通山形地区(以上, 第170号)
- III. 郵政民営化の再燃と全通山形地区
  1. 郵便事業の新生問題の提起
  2. 全通の2001年度運動方針
  3. 全通山形県連協第2回総会
  4. 全通東北地本の2001年度活動方針
  5. 参議院議員選挙の総括
  6. 郵便事業の新生をめぐる臨時中央委員会 (以上, 本号)

## III. 郵政民営化の再燃と全通山形地区

### 1. 郵便事業新生問題の提起

2001年6月20日から22日にかけて、長崎県長崎市の長崎ブリックホールにおいて全通第55回定期全国大会が開催されたが、挨拶に立った中央執行委員長石川正幸は、

(前略)

第55回定期全国大会にご参集いただきました代議員をはじめ構成員の皆さん、大変ご苦勞様です。また、組織の純増で今大会を受け入れていただきました地元九州地本及び長崎県連協の皆さんに心から感謝を申し上げます。さらに、ご多忙の中、激励に駆けつけていただきました金子長崎県知事、(原二郎)連合鷺尾会長、(悦也)並びに各政党代表の皆さまをはじめ多くのご来賓の皆さまにも厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございます。

ただいまより、21世紀最初の節目の大会にあたり、中央執行委員会を代表してごあいさつ申しあげます。

私たち全通は世紀をまたぐ大会を、昨年は広島で、そして、今年はこちら長崎で開催いたしました。どちらの地も被爆を経験した「国際平和都市」であり、あの悲惨な戦争から55年余りが経過した現在においても、全世界へ平和の願いを発信し続けています。20世紀という時代を象徴した戦争を深く戒め、平和の尊さを21世紀に継承し、20世紀がもたらした不幸には「けじめ」と「清算」を行い、郵政関係者が新しい世紀の幸せを共有しようという想いからの広島・長崎での開催であります。まず、大会の冒頭にあたり、改めまして私ども全通の21世紀への想いを表明する次第です。

さて、小泉内閣<sup>(総一郎)</sup>の誕生に伴い、既に決着が付いている郵政事業の経営形態問題が再燃してまいりました。郵政事業については、御案内のとおり98年に制定された中央省庁等改革基本法第33条で、2003年には新たな郵政公社に移行することが確定しており、その後は「民営化等の見直しは行わない」と明確にされているところでもあります。にもかかわらず条文を無視し、早急に民営化等を含めた検討を行おうとしているところに強い政治的意図を感じざるを得ません。

現時点における私たち郵政事業に携わる者の責務は、日々のお客さまサービスの向上に努めつつ、中央省庁等改革基本法に沿って自律的、弾力的な経営を実現する新たな郵政公社を健全な姿で立ち上げることであります。つまり、国民・利用者の皆さんから歓迎される今まで以上のサービスと安心を提供する郵政公社を創り上げることです。

借金地獄とも言える国と地方合わせて666兆円の債務や、一向に改善されない雇用環境による348万人の失業者、また、世界に類を見ない少子高齢化社会の到来は、社会保障制度、税収入に影響を及ぼすことが予測され、国民生活の将来を考える時、制度疲労した政治・経済・社会システムの変革は急務<sup>(が)</sup>であることは間違いありません。小泉内閣の掲げる「聖域なき構造改革」は、こうした立場から国民に視点を置いた、そして、国民の立場に立った議論が行われるべきであり、仮に、国会や、この度、設置された「郵政三事業のあり方について考える懇談会」の場で、まず「郵政三事業の民営化ありき」の議論がなされたり、あたかも構造改革の最大のテーマが「郵政三事業の民営化である」などの位置づけがなされることは強く戒められなくてはなりません。

今日は各政党代表の皆さんもご出席であり、これまでも郵政事業について全通としての政策を意見交換させていただいておりますが、改めて経営形態問題に対する考え方を明らかにいたします。

郵政事業は、1871年、明治4年の近代郵便制度の発足以来、130年に渡って常に時代の要請に応え、サービスや組織機構の改善・改革を進めて、国民の福祉増進に努めてまいりました。私たち労働組合も社会、経済情勢を的確にとらえ、事業政策を提言するなどのとりくみを運動の主軸として行ってきたところ です。決して「官」に甘えることなく、労働組合には厳しい効率化であっても、企業性と公共性の両立が求められる郵政事業の特質故の判断と決断を行ってきました。このことは私たち全通の自負でもあります。

郵政事業が持つ全国津々浦々に張り巡らされた24,700のネットワークと、3日間で全国の家庭を訪問することができるフットワークを今後も21世紀の社会システムに有効に活用し、国民生活に必要不可欠な基本的インフラとして更に発展させていくことが最も重要と考えています。そして、郵便、貯金、保険の三事業を中心とした郵政事業は、国民・利用者とフェイス・ツー・フェイスの信頼関係を築いており、「心と心をつなぐネットワーク」として地域社会に利便性と安心を提供するセーフティーネットの役割を担う公的セクターとして存続させていくべきと強く訴える次第です。

市場万能主義と急激な規制緩和の促進、公的機関の民営化は、ニュージーランドの例を見る

までもなく、様々な社会システムと国民生活に混乱を起こす危険性を内包しています。したがって、国民・利用者に最も身近な公的サービス機関である郵便局の経営形態議論は、「行政サービスとは何か」、「公的機関の役割とは何か」の視点をもつ国民・利用者が主役の議論がなされるべきと重ねて申し上げるところです。

我々の使命は、これからも郵政三事業を通して変わらぬ国民サービスの提供と事業の発展をめざす中で、組合員の雇用を守りぬくことです。このことは不変であり、仮に雇用が脅かされる事態となった場合は、重大な判断と決断を迫られることになります。中央執行委員会は、公社法案の作成と相まって極めて重要な時期に位置していると判断しているところであり、動向を注視し、引き続き緊張感を持った対応に全力をあげることにします。

次に、郵政公社の制度設計と、「伊藤もとたか」、「関山信之」選挙について申し上げます。

まず、全通として本日までに推薦決定しております候補者は45名でございます。勿論、公認候補者の所属政党は私どもが支持する民主党の候補者の皆さんであります。当選に向けて全力をあげることは当然ですが、失礼を承知で民主党に一言お願いを申し上げます。

民主党の政策が私たち全通と最も近いことは今をもって変わりありません。しかし、この頃は少し郵政事業に対する見解にブレがあることを心配しております。私は、民主党が多様な立場からの議論をされることは歓迎いたしますが、しかし、「市民が主役」の立党の精神からしても、民主党が基盤に置くべきは消費者・納税者、つまり生活者だと理解しております。先程、民営化議論に対する見解を申し上げましたが、郵便局は最も身近な公的機関であり、生活者の多くは郵便局を利用しています。どうか生活者の代表である民主党の賢明な政策決定をお願いする次第です。

さて、郵政公社の制度設計は、参議院選挙後に山場に入り、向こう一年で全てが決定することとなります。この夏には総務省のもとに有識者、各界代表者を含めた「公社化検討委員会」が設置され、最終的な公社像が固まってまいります。そして、公社法は明年の通常国会での審議に委ねられることとなります。私たちは何としても将来の事業展望と雇用確保を確かなものとする国営の新たな公社を実現させなければなりません。こうした意味からしても、「今参議院議員選挙は郵政公社の制度設計と裏表一体の闘い」と訴えているところです。

つまり、全通の政策である「総合生活支援ネットワーク事業」を掲げて闘う「伊藤もとたか」と「関山信之」の勝利が、21世紀の郵政事業と組合員の雇用、そして、家族の生活を決することとなります。

この時間帯でも梅雨空のもと汗をかきながら「伊藤もとたか」、「関山信之」の支援拡大に懸命にとりくんでいる組合員の姿が目には浮かびます。その労苦に応えるためにも、何としても勝たなくてはなりません。全通の組織は確かに小さいけれども、幾多の試練を乗り越えた勇気と情熱があります。そして、多くの献身的な組合員がいます。私は中央執行委員長として全身全霊をかけ、悔いのない果敢な闘いを挑むことを153,000人の組合員と家族、先輩の皆さまにお約束をいたします。

選挙情勢は両候補者とも厳しいものがありますが、大会後に残された最終盤のとりくみに全力をあげなければなりません。全国、そして、全組合員、OBの力を結集して、必ずや7月29日には雇用をかけた「伊藤もとたか」、「関山信之」の闘いに勝利しようではありませんか。

なお、これまでの議決機関で度重ねて明らかにしております郵政公社への身分移行の問題ですが、郵政事業庁職員は公社設立時には公社職員となることを先般改めて郵政企画管理局と確認いたしましたことを申し上げます。また、指導責任を持つ中央本部として全通がめざす公社像である「総合生活支援ネットワーク事業」の実現に向けて、これからも誤り無き対応を行ってまいると同時に、郵政公社の全体像が明らかになった時点で、組合員の皆さんには当然として情報をオープンにし、諸会議を設ける考えであることも付け加えておきます。

次に、郵政事業の新生問題について申し上げます。

三事業の現状については、議案書で記述していますので割愛いたしますが、労使の喫緊の課題である郵便事業改革について述べます。郵便事業財政の悪化は、景気の動向とも相まって行政管理型の手法による経営や結果責任の欠如、そして、様々な分野における高コスト構造がもたらしたものと考えます。私は中央委員会でも述べましたが、労働組合はこれまで各種効率化に協力をしてきました。同時に、郵便営業にも積極的にとりくみ、事業の発展に努めてまいりました。また、事業改善や新規サービスなどの政策提言も多く行ってきたところです。しかし、結果は4年続きの赤字予測であります。改めて経営者たる郵政企画管理局と郵政事業庁の経営責任を厳しく問うものであります。

この郵便事業の構造改革に向けては、我々の雇用問題に直結する課題であるとの判断から、昨年より今年の春にかけて集中的に管理局及び事業庁と議論を行い、3月28日に「郵便事業新生ビジョン（案）」を労使共同作業で創り上げたところで、全通が繰り返し主張してきた内容を随所にとりいれさせた内容であり、評価するものです。問題はビジョン(案)を実現する上で、「聖域なき構造改革」がなされるかどうかということです。つまり、働く者が一方的に痛みを感じるのではなく、全ての関係者が均等に痛みを分かち合い、公社移行をも視野に入れた事業の将来展望を築けるかであります。

そして、ビジョン（案）にもあるように、①行政手法から経営手法へ、②利用者ニーズと現場主義、③選択と集中、④画一指向の是正、⑤各種施策において従来手法からの撤退、などの意識改革が現場管理者を含めて全職員ができ得るにもかかっています。現在示されている各種効率化施策も、こうした見地に立った判断を行い、交渉に全力をあげることにします。

私は、郵便新生を進めるにあたり、トップ交渉の際にトップリーダーが責任を持って対応することを求めました。これを受け、長官は「組織も変える、意識も変える」とのメッセージを出され、あわせてビジョン（案）の理念を経営者である管理者自らが自分の言葉で語りかけることの必要性も申されました。しかし、私が全国を廻っての受け止めは、現場管理者が先頭に立ち、自らの言葉でビジョン（案）を語りきれていないことに愕然としています。

郵便の生き残りをかける総合戦略としてのビジョン（案）を現場主義に基づき進めるとい

ことは、将来の展望を切り拓くことはもとより、今日まで郵便事業を国民の財産として発展させていただいた先輩達に対する責任でもあります。今一度、競争・競合の時代を導く管理者が行政人としてでなく、事業人、経営者として意識改革を進めるよう管理局、事業庁の指導性を強く求めるものです。

今大会では、このビジョン（案）に対する現場組合員の受け止めに聞かせていただくと共に、第51回大会で確認した「労働力構成のあり方」について柔軟な対応ができる方針に決定いただくようお願い申し上げます。

いずれにしましても、現段階のビジョン（案）は、今後の「改革への足がかり」であり、雇用と労働条件の確保は勿論のこと、公社法の成立にも微妙に影響することが予測されることから、慎重の上にも慎重に対応していくこととします。

次に組織関係について申し上げます。

減少傾向は依然止まらず、6月1日現在で152,660名、郵政本務者は137,151名で55.2%の組織率となっています。新規採用者からの拡大は、3,262名、44.1%で、近年よりは良い拡大状況となっておりますが、今後も効率化や退職者の70%弱を全通組合員が占めることを考えれば、この傾向は当分続くものと判断します。したがって、これからは「組織率」に比重を置いた目標の設定を各機関でお願いする次第です。

また、2年間で20,000人の拡大をめざした未加入からの拡大状況は、全国で懸命にとりくんだ結果、6月1日現在で2,030名の拡大を果たしました。中央執行委員会としては目標には届きませんでしたが、未加入の皆さんに全通運動への理解・浸透が着実にはかられてきたと評価するところです。全国の組合員の皆さんに感謝申し上げます。引き続き、まだ存在する約30,000人の未加入者の皆さんに全通運動に自信を持ち、「公的移行前夜」まで一緒に21世紀社会を歩むことを訴えていただくよう重ねて要請いたします。

ここで一点、組織運営のあり方等について申し上げますが、この選挙戦を通じて中央執行委員会も職場に直接オルグに入っております。その中で気づくことは組合員に十分な情報が伝わっていないということです。中央本部としても問題視し、議案提起のとおり、情報伝達のあり方について検討していきたいと考えています。同時に、各機関においても専従役員の任務と組織運営のあり方などについて点検・診断を行うよう願います。

これまでも述べてまいりましたとおり、郵政事業を取り巻く環境は激流の渦の中にあります。この渦を乗り切るには、郵政関係者各々がそれぞれの目的地に航海したのでは乗客である職員や家族の生命は守られません。目的地をキッチリ定め、「内なる力の結集」と「高い志」を互いが持って渦を乗り切り、郵政関係職員と家族を無事航海させなくてはなりません。それが郵政企画管理局と郵政事業庁、そして、我々労働組合の果たすべき任務であることを強く訴えるところです。

また、このような時期における部内犯罪は憂慮すべきことであり、郵政事業の信頼を失うような行為と、社会的に非難されるべき「官」であるが故の甘えの構造は厳しく慎まなくてはな

りません。私たち自身も含め、関係者の自己改革の必要性を訴えるものです。

終わりにあたり、連合結成から12年が経過しました。働く者のナショナルセンターとして、これまでもその役割を果たしてまいりましたが、社会システムの構造改革議論がスタートした今こそ、連合の掲げる政策の実現に全通としても努力してまいりたいと考えています。連合鷺尾会長におかれましては、10月の第7回定期大会においてご勇退とお聞きしております。日本の労働界のリーダーとして永年にわたって労働運動の前進と、働く者の生活向上にご尽力をいただき、また、私ども全通に対しても数々のご厚情を賜りましたことに感謝申し上げ、中央執行委員会を代表してのあいさつといたします。

と述べている。

小泉純一郎内閣による「聖域なき構造改革」によって、2003年の「国営の新たな公社」への移行を目前に、そのことを規定した中央省庁等改革基本法第33条を無視した「郵政三事業の民営化」が構造改革の最大のテーマとされようとしている風潮が強まるなかで、全通が郵政企画管理局・郵政事業庁との共同作業にもとづいて創り上げた「郵便事業新生ビジョン（案）」の推進こそが先送りを許されない喫緊の課題であることの強調をみることができる。

## 2. 全通の2001年度運動方針

全通の2001年度運動方針の「提案にあたって」において、

私たちは、2001年度の重要課題を行革対応、郵便事業改革、ニュー・ユニオンと組織拡大におき、そして、参議院議員選挙に勝利し、「ビジョン21」に基づいた21世紀社会の創造をめざします。

とうたい、「2001年度の重点課題」として、

### 1. 行革第4ステージのとりくみ

「総合生活支援ネットワーク事業」の実現に向けて、引き続き郵政公社の制度設計に緊張感を持って対応するとともに、公社法が審議される明年の通常国会対策に万全を期します。

### 2. 郵便事業の新生に向けて

郵便事業の財務体質改善は、私たちの雇用と労働条件の確保のためにも喫緊の課題と言えます。郵政公社をも視野に入れた将来展望をめざし、事業の抜本的改革を追及します。

### 3. 政治課題のとりくみ

21世紀最初となる国政選挙の第19回参議院議員選挙は、これまでの基本方針を踏まえ、自民党を中心とする現政権から民主党を基軸とした「民主・リベラル」勢力の政権を築く礎のたたかいと位置づけてとりくみます。

### 4. ZENTEIビジョン21のさらなる創造に向けて

政策制度運動は全通が最も自信を持ち、内外にアピールできる運動領域です。郵政公社は、より私たちに事業政策と社会政策の立案能力を求めてくれることが予測され、各機関は「人財」育成を視点において各種行動<sup>(に)</sup>をとりくみます。

5. ニュー・ユニオンの推進と組織拡大について

「新たな拡大手法」によるとりくみは堅調に実績として現れていますが、組織の拡大基調にはつながっていません。各機関はこれまでに組織分析した改善と克服課題を着実に実践することとします。

6. 雇用と労働条件課題のとりくみ

郵便事業は構造的赤字体質を抱え、減収傾向に歯止めのかかっている現状にあります。この基本的な構図は三事業共通の課題であり、全てに不確定で厳しい環境の中で、雇用確保を最重要課題に、労働条件と、事業展望を切り拓く立場での提言と事業への存続・発展に向け、変化に対応すべくとりくみを強化します。

を掲げ、これら「主要課題のとりくみ」として、

1. 組織の活性化とニューリーダーの育成

21世紀のユニオンリーダーの育成をはかるとともに、多種・多様な組合員ニーズに応える活動を進めます。また、組合員は「働き続けられる能力」の習得に努めます。

2. 福祉活動の強化

日本経済の長びく不況は、年金・医療など福祉水準を低下させ、生活不安が増大しています。こうした中で、労働組合活動の大きな柱である「福祉」に積極的にとりくみます。

3. 連合運動と社会運動課題へのとりくみ

雇用不安・所得不安・将来不安の解決に向けて、連合の掲げる政策の実現に一翼を担います。また、平和・人権・環境問題についても、積極的なとりくみを進めます。

4. 国際連帯活動の推進

2年目を迎えた国際産別組織「UNI」の組織強化と運動の前進をはかるため、UNI主催の諸会議等に積極的に参加するとともに、郵政関係労働者との国際連帯を強めます。また、日本加盟組織である「UNI-LCJ」に国内活動を収れんさせ、郵便部会を中心としたとりくみを展開します。

5. 男女共同参画社会実現のとりくみ

男女共同参画の視点に立ち、男女がともに家庭的責任を担いつつ働き続けることができる労働・社会環境の整備をはかるとりくみを強化します。とりわけ、「女性組合員の運動への参加」と「男性の家庭的責任に対する意識改革の推進」に向けて、重点的にとりくみます。

6. 青年部の活動について

青年部の持つ情熱と行動力はいつの時代も組織に活力を与えてきました。21世紀もそうした普遍的な役割を果たし、変革の時代に向き合った、新しい創造的な青年部活動にとりくみます。

7. 「組織・財政の改善・改革」のとりくみ

「組織・財政の改善・改革」のとりくみは、今後も組織の活性化と時代に則した健全な組織体をつくるよう検討を進めていきます。

ということをあげている。そして、「部門別運動の強化」として、

1. 通送部門のとりくみ

内外の厳しい情勢を正しく受けとめ、「職場と雇用」と「事業」を守るとりくみに全力をあげます。特に、郵便事業の将来を決する「郵便事業の新生」のとりくみは通送部門の将来展望にも直結することから、最も重要な課題として対処します。

2. 簡易保険事業団部門のとりくみ

簡保事業団をとりまく環境は、極めて厳しい状況にありますが、組織一体で組合員の雇用と事業確保に万全を期し、将来展望に向けた事業づくりに全力をあげます。

ということを進めることとし、決定をみている。

なお、全通信労働組合規約について、「別表第1 組合員の範囲と種類」が、

1. 組合員 (1) 郵政職員本務者

(2) 高齢者再任用職員

(3) 郵政短時間職員

(4) 別表第3の郵便輸送関連会社の本務社員

(5) 簡易保険福祉事業団の本務職員

(6) 企業離籍した者および退職者、組合活動を理由に解雇、免職により職員としての資格を失った者で、中央執行委員会が理由または期間を定め、組合員としての資格の継続を認めたもの。

(7) そのほか組合員資格喪失事由に該当するものについて、特別の事情があり、中央執行委員会が組合員としての資格の継続を認めたもの。

(8) 中央執行委員会が組合員として特に認めたもの。

2. 準組合員 (1) 臨時補充員

(2) 非常勤職員（2ヶ月以上継続雇用されているもので、パートを含む）

(3) 通信看護学院生

(4) 郵政共済組合職員

(5) 中央執行委員会が組合員として特に認めたもの

3. 特別組合員 (1) 組合機関の決定により外部団体の役職員であるもの

(2) 外部労働団体等の役員である者および組合機関の決定により公職選挙法にもとづく選挙に立候補したもので、中央執行委員会が特別組合員としての資格を認めたもの

(3) 全通労働者共済生活協同組合の常勤役員および部長

のように改正されている。

本年は役員改選の年ではなかったから、大きな人事の変動はなかったが、「平和へのメッセージ」として、

私たちが21世紀をめざす社会は、自由・平等・人権の尊重・社会的公正が貫かれ、働く者が

ゆとりと豊かさを享受し、誰もが生きることの喜びを実感できる社会です。

また、地球という母胎の上に生存する人間として、全ての生物と共存できる環境を育み、助け合い、支え合う社会です。

その礎となるのは「平和」であり、決して何者にも脅かされるものではありません。

私たちは戦争の悲惨さを深く胸に刻み、平和への崇高な理念を遵守し、積極的に行動する責務に基づき、ここに平和へのメッセージを発信します。

私たちは、全世帯の人間尊厳が保障される平和で明るく豊かな社会の建設に努め、その実現に向けて行動します。

私たちは、自らの人権を大切にすると同様に、万人の人権を尊重し、差別を許しません。

私たちは、あらゆる暴力と戦争を認めません。

私たちは、すべての生物が地球に共存することを自覚し、地球環境の保全に配慮して行動します。

私たちは、世界で最初の原爆被爆国として、核兵器の脅威と戦争の悲惨さを後世に語り継ぎ、世界平和の実現に向け、努力します。

という文言のものを採択している。

最後に、「大会アピール」が、

#### 大会アピール

ここ長崎は新しい風の入口だった。古くは遣隋使・遣唐使の舟が海を渡り、大陸へと夢馳せる人々を運んだ。鎖国政策がとられていたときも唯一の交易地として栄え、国際交流の花を咲かせた。この異国の香りあふれる地において、私たち全通は21世紀最初の大会を開催した。長崎にあやかり、新世紀にふさわしい新たな風を巻き起こす決意を確認した。

この秋、行革対応第4ステージは最大の山場を迎える。想像を超える大きな山ではある。しかし、私たちは国民・利用者を見捨てた一部の論調に惑わされることなく、実直にひたむきに登りつめる。それは国民の生活セーフティネットである郵政事業を守る歩みであり、日々現場で懸命に働いている組合員の、雇用を守る歩みである。私たちは組合員全員が楽しく、生き生きと働き続けられる「郵政公社」の制度設計に全力を注ぐ。

郵便事業の赤字体質を改善することが喫緊の課題であることは、誰もが認めている、この状況をピンチではなく、「事業の改革につながるチャンスと捉え、将来への展望を切り拓こう。私たちは郵政事業にたずさわる全ての人々が等しく汗を流すことを認識して、積極的に対応する。

私たちは、来たるべき暑い夏に真正面から立ち向かう決意を固めた。7月に予定されている第19回参議院議員選挙は、組合員と、その家族の生活と未来をかけた選挙である。

私たち一人ひとりが「伊藤もとたか」であり、「関山信之」である。「伊藤もとたか」、「関山信之」の勝利に向けて、全通組合員全員が持てる力の全てを挙げて闘う。

今、ここが新たなスタートの場である。

目の前のハードルを飛び越えるために更に加速しよう。長崎から吹く風を背に、新しい世紀を駆け抜けよう。

2001年6月22日

全通信労働組合第55回定期全国大会

という文言で発せられている。

### 3. 全通山形県連協第2回総会

7月1日から2日にかけて、上山市葉山のホテル古窯において、全通山形県連絡協議会第2回定期総会が開催される。

冒頭、挨拶にたった全通山形県連協議長の田村潤治は、

(前略)

全通山形県連絡協議会第2回総会の開催にあたり、幹事会を代表してご挨拶を申し上げます。

さて、本総会に出席された代議員のみなさん、大変ご苦労様です。また、お忙しいなか、岩<sup>(郁男)</sup>淵山形中央郵便局長はじめ、連合山形小野事務局長<sup>(健治)</sup>、山形県平和センター佐藤事務局長<sup>(浩良)</sup>にご来賓としてご出席をいただき、のちほどご挨拶をたまわりたいと存じます。ありがとうございます。

そして、私たちの大先輩であります山形県通寿会会長の佐藤忠一さん、伊藤もとたか後援会全国幹事の五十嵐忠男さんにもご出席いただいておりますことをご紹介します。

2003年の「新たな国営会社」の立ち上げに向け、その制度設計の最重要局面を迎えた今日、90%仕上がったと言われる設計内容が大変な危機に直面することになりました。誰もが考えもしなかった「小泉首相の誕生」<sup>(純一郎)</sup>であります。98年に成立した「中央省庁等改革基本法第33条6項」で、「これ以降民営化の見直しは行なわない」と決まったにもかかわらず、小泉首相はあたかも法律そのものが存在しないかのごとく、郵政事業の民営化を主張してやみません。

首相の「私的検討委員会」のメンバーをみても、ほとんどが民営化論者で占められており、「はじめに民営化ありき」の姿勢がみえみえであり、首相の強い政治的意図を感じざるを得ません。加えて世論の動向も、小泉内閣の高支持率に引きずられる形で、「民営化賛成」が55%に達するなど、極めて厳しい現状に立ち至っております。小泉首相は、「民営化しても郵便局がなくなるわけではない」と言っていますが、彼の本当の狙いは「郵便貯金と簡易保険」の制度そのものを廃止して、すべて民間金融機関にまかせてしまおう、というものです。

これでは郵便局の存在意義はまったくなくなるわけですから、参議院選挙の結果如何によっては、2003年以降、郵便局の縮小・廃止の道筋がつけられる恐れが十分にある、と言わなければなりません。

私たちは、この難局に臨むにあたり、組合員の雇用と家族の生活を守り、国民の重要な生活セーフティネットである全国24,700の郵便局ネットワークの更なる維持・発展こそがなによりも大切なことと考えます。そのためには、まず「伊藤もとたか」を当選させ、再度国会に送る

ことがすべての課題解決の入り口になります。組合員・家族・退職者のみなさんの最大の奮起を強くお願いするものであります。

さて、三段階機関運営が本格実施され、1年が経過しました。この間の機関運営、組織指導、交渉などに対するさまざまな意見を集約し、組合員一人ひとりの思いを大切にす全通東北の運動が、全体的に生きいきと活性化・発展するよう、建設的な意見を地本大会に反映されるよう要請いたします。

全通山形の組織状況について申し上げます。

2001年6月1日現在、郵政本務者1,732名、事業団17名、対前年同月比45名のマイナス、組織率67.4%で変わらず、という状況であります。

3月末から6月末にかけて「定年並びに勸奨」で退職された全通組合員は76名の多きにのぼります。ここ1～2年、明らかに「辞め急ぎ」と思われる状況が見受けられます。辞める理由は人さまざまあるかとは思いますが、意識改革に名を借りた、ねじまがった職場管理に原因の一端があるならば、強く改善を求め、真の意識改革である「長く働きつづけられる能力の習得」が出来る職場環境をつくって行かなければなりません。

組織関係については、後ほど詳しく提起させていただきますが、この組織実態を大会構成員全員がしっかり認識され、明日からの組織拡大に取り組まれるよう要請するものであります。

さて、私たちはこれまで構造赤字を抱える郵便事業の健全経営化にむけて精一杯の営業努力をしてまいりました。みなさんの真剣なご努力に心から感謝申し上げる次第であります。郵便新生は、この郵便事業の再生と、近い将来の飛躍的な発展を期すために避けて通れない重要な課題であります。それだけに、「タブーを排して」とか、「聖域を設けない改革」と表現されているわけですが、一番重要なことは、なぜ郵便新生課題を出さざるを得なかったのか、と言う背景を郵便事業庁で働くすべての局長・管理者のみなさん、そして、私たちがしっかり受けとめ、共有の課題として認識一致が図られていることだと思います。

しかしながら、各支部内郵便局の業務研究会の内容を聞いた範囲では、残念ながら管理者の意識と認識に相当大きなズレがあるようです。「痛みを分かち合う改革」である以上、ここの認識合わせをないがしろにしたまま前に進むことは、近い将来に禍根を残すことになっていきますから、現場の、より中身の濃い労使関係づくりとともに、きっちり認識合わせをする努力をして行かねばならないと考えます。

三段階機関運営が本格スタートして初めての総会であります。総会運営のありかたひとつ取ってみても、いろいろ悩みながら検討してまいりましたが、不都合の点は来年への課題としてご指摘いただきたいと存じます。この1年、厳しい情勢の中で、耐える部分は耐えつつ、全通東北、そして、山形の運動課題に取り組んできました。本総会において、各支部より1年間の総括をしっかりとってもらい、来年度の運動課題の前進にむすびつけて頂きたいと存じます。

さて、参議院選挙の日程が正式にきました。7月12日告示、29日投票となります。この時期に、前山形県地区本部委員長、現在中央本部政治部長である吉村徳雄さんの企業離籍が、

第55回全国大会で承認されました。吉村さんは、今、「伊藤もとたか」選挙本部事務局長として、まさに寝食を忘れて奮闘されています。吉村さんのご苦勞に報いるためにも「伊藤もとたか」を必ずや当選させていただきたい。

「伊藤もとたか」の勝利なくして郵政事業の展望無し!!

ましてや、我々の雇用も、家族の生活保障も無い!!

投票日まで、あと27日、昨日の支部長・書記長会議で意識統一したことを全組合員に徹底し、勝利のゴールにむけ、全力でラストスパートをかけようではありませんか!!

本総会を「伊藤もとたか」必勝総決起大会として位置付けていただくことをお願い申し上げ、幹事会を代表してのご挨拶といたします。ありがとうございました。

と述べている。

ついで、2001年度予算について、

1. 地方本部からの配算方式（総額70,763,000）、地方予算66,140,000、不足分（4,623,000）は県連協より配算する。
2. 従前の山形県連協の方針は地方本部方針に統一する。  
支部の予算更正は地方本部決定によるものとする。  
組休予算残（1万単位）の20%を組織対策費として支部還元は廃止する。
3. 支部前渡金は、預かり金に振り替え、山形県連協からの預かり金とする。  
山形県連協からの預かり金は、2002年度予算で検討する。
4. 連協負担の、支部のFAXリース料は2002年度予算で検討する。
5. 連協予算、組織対策費、組織強化対策費の支部100万は予算計上しました。
6. 勘定項目等の整理をはかる。

という報告が行なわれ、承認されている。

なお、最後に総会アピールが、

#### 総会アピール

私たちは、昨年東北地方本部定期大会において、三段階組織運営の本格実施と合わせ、新世紀の幕開けとともに、山形県連絡協議会の力強い新たなスタートをきった。

この秋、行革対応第4ステージは「制度設計」の最大の山場を迎える。私たちは、これまでに経験したことのない想像を超える険しい山を登頂するために歩いてきた。しかし、郵政民営化論者である小泉内閣<sup>(純一郎)</sup>の登場により、私たちが積み重ねてきたこれまでの歩みに大きな障害が生れたと言って過言ではない。

私たちは、これからも国民の生活セーフティネットである郵政事業を守り続けなければならない。そのことが日々現場で懸命に働いている組合員の雇用と労働条件を守る事につながり、全通組合員が楽しく生き生きと働き続けられる「郵政公社」の制度設計に全力を傾けなければならない。

全通山形の組織状況は、ここ最近、減少傾向にあるが、その原因は各種効率化や欠員不補充

の実態と合わせ、退職者の多くが全通組合員であることや、新規採用者の組織率の低下などが上げられる。このままの状態が続けば、全通山形の影響力が大きく低下し、労働条件の悪化につながりかねないと言わざるを得ない。

そして、7月29日に投票が行われる第19回参議院議員選挙は、組合員とその家族の生活と未来をかけた選挙であり、「伊藤もとたか」を必ず参議院に送り込まねばならない。その必勝に向け、全通組合員全員が持てる力の全てを挙げて闘う決意を確認した。

いま、ここが新たなスタートラインである。

これまでの全通山形の歴史に自信と確信を持ち、「伊藤もとたか」必勝と組織拡大のハードルを飛び越えるために更に加速しよう。山形から中央に新しい風を送り、新世紀を駆け抜けよう。

2001年7月2日

全通信労働組合山形県連絡協議会第2回総会

という形で発せられている。

7月4日には、全通東北地方本部青年委員会が仙台市の東北学院同窓会館で開かれている。

#### 4. 全通東北地本の2001年度活動方針

7月12日の参議院選挙の告示後、7月18日から20日にかけての3日間、全通東北地方本部第52回定期大会が福島県郡山市熱海町のホテル華の湯で開催されている。大会冒頭の東北地本執行委員長野中昭夫の挨拶は山形県連協の資料にファイルされていないが、7月5日に東北地本から発せられた「第52回定期大会に向けて」にその意とするところが集約されているので、それをみることにする。それは、すなわち、

第52回定期大会に向けて

##### 1. 第52回大会の任務と課題

- (1) 今大会の主要な任務は、「組合員と家族の生活を守る」ために2003年の「国営の新たな公社」に向けた情勢と課題に対する認識の統一を図ることにあります。すなわち、「事業と雇用と労働条件は三位一体」とした方針に基づき、「やるべきことはやる、求めるべきは求める」としたスタンスを一致させること、また、この1年間の組織拡大の取り組みを持ちより、全通東北70%組織達成に向けた取組みを強化すること、更には、参議院選挙「伊藤もとたか必勝」に向けて、全組合員と家族が総決起することにあります。
- (2) 第55回定期全国大会では、「小泉内閣誕生による郵政民営化議論の再演」<sup>(純一郎)</sup>、「国営の新たな公社を立ち上げるために避けては通れない郵便新生」等、「雇用確保という労働組合の生命線ともいえる取組み」に向けた重要な大会との位置付けで討論が行われました。全通東北は、このことを正面から捉えた大会討論を深めることが必要と判断します。

##### 2. 具体的な討論のポイント

- (1) 参議院「伊藤もとたか」選挙は、自らの雇用問題に直結する闘いであり、これまでの取

組み成果と最終行動に向けた討論。

- (2) 組織拡大の重要性の認識の一致、及び、その成果の報告と今後の取り組みに対する決意などについての討論。
- (3) 事業環境に対する認識の一致、とりわけ「郵政事業新生ビジョン論議」は事業と雇用と労働条件を三位一体として取り組んできたことに対する中間的総括につながるものであり、その成果と、今後の課題についての討論。
- (4) 新生全通東北として出発した三段階組織運営の課題と支部の自立・活性化に向けての討論。

### 3. 具体的討論について

- (1) 前記「大会の任務と課題」に基づいて、全東北的な基本論議・戦略論議が重要であることから、認識一致を図るために必要な論議を行い、併せてこれまでの運動の到達点を確認し合い、次年度の運動に活かすこととします。
- (2) 職場の課題については、支部・分会の取り組み結果に基づいた、具体的な課題を明確にした討論。
- (3) 大会全体を通して、多くの代議員の発言を保障するよう運営にあたり、効率的な発言を求めるために、第1号議案は一括討論とします。

よって代議員の発言についても、大綱全体で進むという総論を中心とした組立てを要請します。

というものであった。

第1号議案である「2001年度活動方針」は「提案にあたって」において、  
私たちは、事業と雇用と労働条件を三位一体と捉えます。

取りまく情勢は日々刻々と変化し、厳しさを増しています。今こそ全通東北の総力を結集する時です。2001年度の重点課題を、参議院選挙・行政対応・郵便事業改革・組織拡大におきます。この4点に集中し、雇用の確保を図り、「ビジョン21」に基づく21世紀社会の創造を目指します。ということが述べられ、4点の重点課題に対して、

#### 1. 全通東北の基本スタンス

全通東北の組織戦略を明確にした、わかりやすい支部指導を行います。

「組合員と家族の幸せ」を基本として、組合員全員を郵政公社に結集させます。

- (1) 全通東北の組織戦略を明確にした支部指導を徹底し、支部運動の活性化に向けた条件整備と支部支援を行います。
- (2) 情勢を的確に捉え、先見性を持って機敏に対応できる組織を目指します。
- (3) 労使関係の改善を全東北的に進めます。労使関係の意義と、そのあり方について認識一致を図り、統一对応をとります。
- (4) 労働組合として「雇用と労働条件を守る」ことを基本に、「やるべきことはやる」、「求めるべきは求める」の姿勢で、東北の事業推進を図ります。

## 2. 行政対応第4ステージの取組み

### (1) 行政改革の動向

- ① 政府は昨年末に閣議決定した新たな「行政改革大綱」に基づき、特殊法人等の改革、公務員制度改革、規制緩和等の取組みを強めています。  
3月27日には政府の行革推進事務局が「公務員制度改革の大枠」を公表し、信賞必罰の人事制度、国家戦略スタッフ群の創設、企画・実施機能の分離等を打ち出し、この6月に基本設計をまとめ、明年の通常国会で必要な法改正を行うとしています。一連の動きの特徴は、政治主導の中で公務員制度改革を進めることにあり、人事院のあり方や身分保障、労働基本権に関する抜本的見直しにつながるものです。2003年に設立される郵政公社については、既に「中央省庁等改革基本法33条」により骨格が固まっていますが、今後の公務員制度改革の推移によっては人事制度の設計に影響を及ぼすことが想定され、慎重な対応が必要になっています。
  - ② 小泉純一郎自民党総裁は第87代首相となり、自民・公明・保守3党による連立内閣が発足しました。「郵政事業の民営化」を持論とする小泉新首相の発言がマスコミをにぎわせていますが、自民党は7月の参議院選挙に向けた公約で、「国営・三事業一体を堅持し、ワンストップ行政や、ひまわりサービス等、郵便局が〔地域生活拠点〕として新たな役割を果すべき」としており、自民党総裁として、この公約を実行する責務があります。
  - ③ 郵政事業は中央省庁等改革基本法第33条により、2003年に郵政公社に移行することが確定しています。そして、その後は「民営化等の見直しは行わない」ことも明確になっています。しかし、自民・公明・保守の「3党連立政権合意」では、「平成15年の公社化を実現する、その後のあり方について、総理の私的諮問機関を設け、民営化問題を含め、具体的な検討を進める」としています。又、「所信表明演説」では、「その後のあり方について、早急に懇談会を立ち上げ、民営化問題を含めた検討を進め、国民に具体案を提示する」と、更に進化させました。周辺環境が大きく動き始めており、参議院選挙の結果によっては明年の通常国会に提出される「公社法」への影響が懸念される状況となっています。
- (2) 郵政三事業の現状
- ① 郵政事業財政は、98年度、99年度と2年連続して赤字決算となり、2000年度決算で赤字幅をいかに縮小出来るかが大きな焦点となっています。景気の低迷、民間との競合激化、産業構造の変化等を受け、新たな物流ニーズ、通信ニーズ等の郵便利用構造の変化に的確に対応することが求められており、2003年の公社化と郵便事業への民間参入を視野に、構造的赤字体質からの脱却に向けた経営改善が求められています。
  - ② 民間金融機関は統合・合併等を加速させ、既存店舗の削減や人員整理を図りつつ、収益力の向上を目指しています。金利動向や金融情勢には厳しいものがあり、V21の再預

入目標を達成するとともに、郵便貯金残高を確保し、事業の健全経営を行うことが必要です。又、4月から全額自主運用体制に移行しており、経営管理体制の強化が一層求められています。

- ③ 生命保険業界を取り巻く環境は、バブル崩壊後の低金利の長期化により、生命保険商品の魅力低下や運用利回りの低迷が続いています。また、業態や国境を越えた再編・提携が加速しており、IT化の進展に伴って多様な商品・サービスの開発が進み、金融商品の競合が強まっています。簡易保険事業は新規契約の伸び悩みと運用収入の減少により厳しい状況にあります。国民の「基礎的生活保証手段」の提供という使命を果たすことが重要です。

### (3) 行政改革第4ステージの取組み

- ① 郵政公社の制度設計は、これから秋にかけて「最大の山場」を迎えます。私たちの「雇用条件」をしっかりと確保すること、国営・三事業一体で良質なユニバーサルサービスを提供し、全通の政策である「総合生活支援ネットワーク事業」を確立することにより、郵政公社移行後も生々発展する事業体とすることが必要です。中央と連動しつつ、東北の創意工夫した取組みを結合させ、公社法が審議される明年の通常国会対策に万全を期すこととします。
- ② 参議院選挙を挟んで、平成12年（2000）度郵便事業決算・平成14年（2002）度概算要求・郵便への民間参入を含む「郵政公社」の制度設計・公社法の事前審査・小泉政権誕生による政界の動き等、一連の緊迫状況が続くこととなり、「秋口」にその全体像が明らかになります。「公社の制度設計」と「郵便事業の新生」課題は一体のものとして捉えることが必要です。
- ③ 私たちは郵政事業に携わるものとして、日々のお客様サービスの向上と正常な業務運行確保に努め、中央省庁等改革基本法に沿って自律的・弾力的な経営を実現する「郵政公社」を健全な姿で立ち上げるのが責務と判断します。小泉内閣発足後も揺らぐことなく、利用者・国民から信頼される郵政事業を目指して更なる努力を積み上げることとします。
- ④ 中央情勢等については、その都度、最新情報の周知・徹底を図ることとし、節々における機関会議や行革対応統一オールドで情勢認識の統一と全東北一体となった態勢確立に努めます。
- ⑤ 支部は、「学習会」や「労使セミナー」等の取組みの継続強化を図ります。とりわけ、行革対応の最終場面では政治主導の決着が想定されることから、部内関係者の意識統一は勿論のこと、「地域住民・オピニオンリーダー」等を巻きこみ、地方から郵政公社立ち上げに向けた共同行動を展開します。

### 3. 全通東北ビジョン21のさらなる創造に向けて

- (1) 21世紀社会は、「地域」が問われる時代と言われています。全通東北は、地域と事業に

根ざした「一機関一企画」の取組みを進めてきました。福祉や教育・環境等、より住民に密着したテーマで運動領域の拡大を行い、地域社会やマスコミから大きく取り上げられ、高く評価を受けています。私たちは、これまで積み上げてきた成果に自信を持ち、更なる前進を図ります。

- (2) 各支部より、組合員の持つ特技や知恵を活用した多くの実践報告が寄せられています。
- ① 山形・最北支部は、支部内23分会、全12市町村で福祉施設への労力ボランティア活動を実施し、組合員295名中170名の高い参加率で5年間継続しています。昨年は、<sup>(2000)</sup>「普通救命講習会」を開催し、受講組合員40名が緊急救命士講習を修了しました。
  - ② 青森・西北支部は、聴覚障害者が窓口を訪れた際、会話が出来ないことや、配達の際、会話が出来ないこと等を解消しようと、手話講習会を数年来、実施しています。<sup>(2001)</sup>今年度も3回実施し、その際、書き損じハガキで「ろうあ協会」に支援金を贈呈しています。
  - ③ 岩手・三陸支部は、三陸道ピカピカ大作戦として国道の清掃活動を、2年間、実施した後、昨年と今年の6月は社会福祉施設の清掃・寄付活動を実施し、地域に親しまれる郵便局員の姿をPRしました。
- (3) この実践結果は、組織に多くの成果を生み出しています。「高齢化社会が到来し、福祉について真剣に考える時期にきている」、「奉仕活動をきっかけに介護のあり方について理解を深めた」、「組合員は活動を語れる場を求めている」、「ブロック別に実施し、担当ブロック・分会の目標が出来て活性化につながっている」、「自治体や関係団体との交流も深めている」等の総括がなされており、支部組織と組合員の自律・活性化につながっています。しかし、その反面、「組織拡大を意識し、企画しているが、年々参加者が減少の傾向にある」、「動員形式では運動の広がりが少ない」、「もっと事業にリンクさせた取組みが必要」等の課題も顕在化してきています。

「継続は力なり」。今後もこれらの成果と反省を踏まえ、「ビジョン21」の本質を追求し、取組みを強化して行きます。

#### 4. 組織拡大とニューユニオンの取組み

〔組織拡大の取組み〕

##### (1) 組織現状と組織拡大の取組み

- ① 6月1日現在組織状況は14,575人(67.3%)となっています。組織拡大は、未加入者等から144人、昨年の新規採用者から69人、2001年の新規採用者から(前倒し採用含む)251人の実績となっています。又、退職者等はこの期間を通じて529人となっています。
- ② 未加入者からの拡大は、ラストチャンスと位置付けた2年目の取組みを進めて来ましたが、当初の目標を達成していません。引き続き行革対応の取組みと合わせ、組織拡大の取組みを強化します。
- ③ 年間を通じた特徴的な取組みが進められています。青森支部は行革対応とリンクした行動により、16ヶ月連続拡大が続いています。岩手・福島連協内の各支部では、支部

書記長が組織拡大の責任者として支部執行部と分会の緊密な連携のもと、拡大予定者名簿の突合せと拡大オルグの実践・点検の継続反復により、着実に拡大の成果を挙げています。

- ④ 前倒し採用者の組織加入状況は、81名中60名にとどまっています。組織力のある集配局に未加入者が点在することから、取組みの強化が必要です。
- ⑤ <sup>(2001)</sup> 今年の新規採用の特徴は、無集配局に約200名が採用されたことです。厳しい条件の中で懸命な組織拡大行動を展開しています。
- ⑥ この1年間、専従役員、とりわけ各県連協に派遣されている役員の任務は、「組織拡大の先頭に立つこと」と位置付け、取組んできました。「全ての活動を組織拡大に結びつけること」との認識統一を図り、毎月開催のパワーアクション委員会で取組みの総括と今後の具体的方針を確認して、全東北一体となった取組みを追求し、少しずつ成果が上がっています。今年度もこの方針をしっかりと受け止め、取組みを強化します。

## (2) 2001年度組織拡大方針

- ① 郵政公社移行までに、どれだけ組織拡大を図ること出来るかが重要です、公社においては、働くものが一つになった職場づくりが求められています。未加入者からの拡大は、全通東北の最重要課題であることから、引き続き取組みを強化します。
- ② 「みんな仲間、一緒に公社に行こう」を合言葉に、組織を挙げた取組みを追求します。<sup>(2001)</sup>今年度は、「全ての対象者に加入勧誘する」ことを確認し、具体的な組織拡大方針は別途年間方針で提起します。
- ③ 非常勤職員の組織化は、当面、現行の方針を踏襲します。郵便事業の新生課題、郵政公社におけるコミ・ルールのあり方等の議論を並行し、(ア) 準組合員制度のあり方、(イ) 権利、義務と組合費の見直し、(ウ) 組織運営のあり方、等が中央で検討されます。この結果を受け、具体的方針を策定することとします。

[ニューユニオンの推進]

- (1) ニューユニオンの取組みについては、中央本部と連携しながら、友情と寛容の気持ちを持って郵政関係労働者の相互理解と信頼関係の醸成に努力すべく、組織内部の認識統一を図ってきたところです。
  - (2) <sup>(2001)</sup>今年度も引き続き本部指導を受けながら、組織の内外から歓迎されるニューユニオンの実現に向け、更に理解浸透を図る取組みを進めていくこととします。
- ## 5. 郵便事業の新生に向けて
- (1) ニューユニオンの取組みについては、中央本部と連携しながら、友愛と寛容の気持ちを持って郵政関係労働者の相互理解と信頼関係の醸成に努力すべく、組織統一の認識統一を図ってきたところです。
  - (2) <sup>(2001)</sup>今年度も引き続き本部指導を受けながら、組織の内外から歓迎されるニューユニオンの実現に向け、更に理解浸透を図る取組みを進めていくこととします。

## 5. 郵便事業の新生に向けて

- (1) 2003年の郵政公社移行と公社後の事業展望を踏まえた時、制度設計議論を併せ、事業の健全経営化に向けた「抜本的な構造改革」が急務となっており、この二つの課題の成否が「雇用の継続」につながると判断します。全通東北は、地域利用者の視点に立ったユニバーサルサービスの提供と、将来にわたり組合員と家族の生活を守りぬき、郵政事業の生々発展を図るため、郵便新生課題に対して正面から向き合い、積極・能動的に対応して行きます。
- (2) 郵便事業の財政状況は極めて深刻な状況にあります。平成13年度は303億円の赤字予算でスタートしました。7月に出される決算も、3年連続の赤字が必至となっています。その要因は、景気の低迷・民間との競争激化・IT化の加速等の事業環境や、消費税の不転化等があるにせよ、最大の原因が郵政の持つ官庁的運営と高コスト構造等の赤字体質にあります。
- (3) 中央本部は、<sup>(2000)</sup> 昨年の秋口以降、旧郵政省・郵政事業庁との間で「新生懇」議論を継続しました。「事態は、単なる効率化等による人件費の削減のみで乗り切れる状況ではない」ことを指摘して、聖域を設けない大胆な改革が必要であり、労働側にのみ犠牲に強いることなく、時代の変化やお客様ニーズに適応した郵政局や郵便局経営のあり方、管理部門のスリム化、総係費の削減等、新公社に相応しい改革を求めてきました。
- (4) 「郵政新生ビジョン（案）」は、全通の主張を受入れ、踏み込んだ内容となっています。とりわけ、経営型の事業展開、経営型管理への転換、人事管理方針の見直し、費用対効果の徹底、総係費や事業別会計のあり方、管理・共通要員の見直し、中間管理機構のあり方、物品調達コストの見直し等、現行法制・制度・慣例等、多くの制約がある中で、今日的に精一杯の努力姿勢を示しています。今後、中央では雇用の確保と事業展望を確立し、競争に耐えうる体力を上げるため、聖域なき議論が展開されることとなります。
- (5) 郵政新生ビジョンは、現段階における郵便の総合戦略方針を示させたものです。具体的施策については、新生ビジョンとの整合性を精査し、変更・改善をもとめることとなります。その上で、全通の事業政策論を基本に、要員政策を柔軟にしつつ、業務運行、とりわけ品質管理を強く意識して事業庁との間で詰めの交渉が進められます。
- (6) 中央交渉状況と指導を踏まえ、「東北地方郵便新生懇」の場を積極的に活用しながら、「東北における郵政三事業の堅持」と「雇用と労働条件の確保」に向けた取組みを強化することとします。

## 6. 雇用と労働条件課題の取組み

### (1) 地方交渉の強化

- ① 地方交渉は、「雇用と労働条件を守る」の原則に基づいて、「やるべきことはやる、求めるべきは求める」とのスタンスと「提示後の対置要求」、「実践後のアフターフォロー」を基本に支部との機関連携を重視して取組みを強化してきました。又、効率化課題及び施策内容を判断しながら、支部・分会へのオルグを実施し、丁寧な組織対応を進めてき

ました。

- ② 三段階機関運営の本格発車を踏まえ、県連協事務局長をメンバーとした交渉部を設置し、対処方針等を意識統一してきました。又、効率化を含む重要案件については、具体的な調査に基づく迫力ある交渉を目指し、事務局長参加による交渉を積上げてきました。
- ③ 現行の「コミュニケーションルール」は、お客様ニーズに適応した速やかな施策の実施と、より現場に近いところでの意思疎通の充実と調整、労使関係作りを基本とした事後対処の精神にあります。支部は、日常的な業対活動を充実するとともに、分会指導を強化します。
- ④ 三段階機関運営を踏まえ、各支部との連携を強化して、地方交渉の強化と支部指導の充実を図ることとします。

## (2) 大会決定要求

- ① 大会決定要求については、従来までの年末（人事政策・訓練政策・医療機関関係）と春季（政策制度・局舎施設・要員・その他）の二本立てから一本化した取組みに変更を行いました。併せて、支部における要求書提出及び準交渉の実施を強く求めたこと等から要求項目数及び内容に大きな格差が生じました。
- ② 大会決定要求の位置付けは、地方本部大会及び支部大会討論を踏まえ、様々な角度から事業政策や業務・営業推進に向けた環境整備、そして、労働条件改善と職場環境整備等の課題を総論と個別具体的な課題の両面から郵政局に求め、改善を図るものです。
- ③ 2001年度以降については、各支部は支部大会終了後の9月を目途に大会決定要求を提出し、未解決事項を地方本部に集約する取り組みとします。

地方本部は、10月中下旬に第52回大会決定要求書として提出します。

## (3) 総合局外務の総合担務

- ① 昨年10月に「総合定員配置局における貯金・保険従事時間の確保等」(いわゆる弾力運用)の整理を図りました。激しいやり取りを行いつつ、中央整理であった時季的専担配置の文言削除や単局窓口のルールづけを確保したものです。また、弾力運用を実施した場合に発生する不公平感(手当、意欲等)については、留意事項として明記させ、郵政局に指導徹底を図らせることとしました。
- ② しかし、個別の調査や支部からの問題提起を分析すると、安易な時季的専担配置と判断せざるを得ない内容もあることから、都度、郵政局対応を繰り返してきました。  
又、中央本部の実態調査については、「東北の実態を明確にする」ことを意識し、総合担務の書面調査局の拡大及び臨局調査局として、大沼局(福)、猪苗代局(福)を指定しました。
- ③ 中央本部に対しては、工夫・改善が限界に達している総合普通局とAクラス局及び発展地域に所在する郵便局は、総合サービス(機会の均等・公平性を担保する意味でのローテーションによる二事業総担)の道を確保すること、実態的に専担配置が発生することから

外務調整額の改善を図ること、Bクラス局等については、局情を判断しつつ、総合担務の推進を図ること、を中心とした意見反映を行ってきました。

- ④ 第55回定期全国大会第1号議案附属方針「総合局外務の総合担務のあるべき姿に向けて」には、全通東北の意見が反映されていると判断し、中央交渉と連動した取り組みの強化を図ることとします。

又、それぞれの局にあった総合担務のあり方を引き続き考究していくこととします。

#### (4) 地域区分局郵便内務事務における非常勤職員の活用（地域区分局非常勤化）

- ① 312人（当初計画339人）を減員し、非常勤職員に置き換える地域区分局非常勤化に対する取組みは、数次に渡る現地オルグを実施する等、支部・分会との丁寧な組織運営と機関連携を図り、交渉を強化してきました。

とりわけ、「過去2年間の総括と3年目の課題を見据えた計画設定」、「地域区分局独自の人事政策」、「管理者の意識改革」、又、新たな課題として「リーダー非常勤職員の試行」等の課題を中心に公式・非公式の場をフル活用して対応を強化してきました。

- ② 中央交渉の成果として、「減員計画の縮小」及び、打ち返しとして、「ゆうゆう窓口」、「郵便外務班制度定員」を措置させる等、一定の前進が図られたと判断しています。
- ③ 職場では、地域区分局非常勤化施策の最終年度がスタートした直後の段階であり、課題があれば個別対応を図ることについても郵政局と確認しています。又、アフターフォローに向けた要求集約を視野に入れながら機関連携を強めることとします。

#### (5) 新郵便処理システム

- ① 平成13年度計画の大きな特徴は、地域区分局における集中処理の実施と被集中処理を含む21局という局数の多さにあります。又、総合局外務の総合担務実施局が被集中処理局の対象となったこと等が挙げられます。

集中局と被集中局との連携のあり方、総合担務実施局における土曜区と総合区のあり方等をポイントとして交渉・整理を図りました。

- ② 既実施局数は32局、平成13年度計画を含めると53局（特定局1局含む）となり、普通局の半数以上の局において新郵便処理システムが実施されることとなります。

平成14年度以降の計画では、局舎事情が可能であれば、新型区分機配備局の拡大と一般局における集中処理、更には集中処理センター的構想等が検討されている模様です。従って、新郵便処理システムの導入対象局は大幅に増加することが予想されます。

- ③ 今後、集中処理等の計画は、新型区分機配備と必ずしもリンクしないこと、職場・組合員に予備知識を得る時間の確保等が必要となること等を踏まえ、検討内容の早期引出しを追及します。

又、既実施局・支部でのノウハウの共有化や、アフターフォローとリンクするシステム改善に向けた提言、及び労働条件改善に向けた取組みを進めます。

#### (6) 貯金事務センターの再編

- ① 各貯金事務センターの初年度減員数は、盛岡24人、秋田15人、山形19人、郡山21人の合計79人が提示されました。地方提示前となる昨年5月連休明けから各貯金支部への一斉オルグを実施し、本施策についての概要説明と各職場で抱える諸課題の集約、及び組合員の不安解消に向けた取り組みを行ってきました。
- ② 地方提示の直前には、関係地区委員長・支部長・書記長合同会議を開催し、中央本部のオルグを受け、地方交渉の具体的は進め方や要員処置全般への対処策について論議を深め、意思統一を図って地方交渉に臨みました。交渉では、組合員の不安解消に向けて、平成<sup>(2003)</sup>15年1月までの業務運行確保と要員協議を含めた要員措置への対処、更には本務者・非常勤職員の訓練計画等の課題をポイントに、公式・非公式を問わず精力的な対応を行い、大綱整理を図りました。
- ③ 地方交渉と切り離し、貯金事務センター職員の配置転換の意向を把握する目的で行われた「配置転換等意向調査」については、各貯金支部から大綱整理後、組合員の意向等に変化が生じてきているとの声が多く寄せられました。関係県連協と協力の上、被統合貯金事務センターにおいて、全組合員との個々面談を実施し、意向の再確認を行い、実施がスムーズなものとなるよう対応を強化してきました。

又、2月には各貯金支部の代表者会議を開催し、管内で唯一要員協議となった盛岡貯金支部の運動的な取り組みや、次年度に向けた課題について討論を行い、意思統一を図りました。

- ④ 本年<sup>(2001)</sup>3月末提示において、平成<sup>(2001)</sup>13年度の減員計画が提示され、中央段階では、既に大綱整理が図られています。計画概要については、初年度に示された減員数が「正常な業務運行を確保する」との趣旨から見直しがなされ、各貯金事務センターとも5人ずつ減員幅が少ない内容となっています。

初年度の地方交渉経過・結果を踏まえ、平成<sup>(2001)</sup>13年度においても関係支部との連携強化の上に、「組合第一の立場」で各貯金事務センターの職場実態を基にした地方交渉を展開することとします。

## 7. 政治課題の取組み

21世紀最初の国政選挙となる第19回参議院議員選挙には、民主党を基軸とした「民主・リベラル」勢力の政権を確立するため、取組みを強化します。選挙結果は、明年の通常国会にかかる「郵政公社法」の審議へ大きな影響を与えます。これまで以上に全力をあげた取組みが求められています。

- (1) 組織内候補・比例区「伊藤もとたか」(現)の必勝に向けて、残された期間、組織の総力を挙げて闘います。
- (2) 民主党を基軸として、参議院議員選挙の推薦議員全員当選に向けた取組みを展開します。
- (3) 全通東北の基本方針は、活力ある21世紀に向けて生活者・労働者の生活向上と安定を希求することとし、政権交代を展望した政治勢力の拡大を目指すこととします。

- (4) 連合並びに全通の政策・方針を支持する政党・政治家を支援していきます。又、全通の社会的影響力を強め、雇用と労働条件を確保するため、全通組織内地方議員を増やす取組みを進めていきます。
- (5) 組合員意識実態調査によると、「支持政党なし」が約50%にのぼっています。政治意識の高揚は大きな課題となっており、今後想定される政治の場での「郵政事業の民営化議論」への対応や、推薦議員・組織内議員の拡大に向けて、組合員の政治参加を促す学習集会を強化することとします。

という7項目に対する取り組み方を提示し、これら「主要課題の取組み」については、

## 1. 組織の活性化とニューリーダーの育成及び青年部の活動について

### (1) 組織の活性化に向けて

- ① 2年目となる三段階機関運営で、一層の組織活性化を目指して行きます。地方本部は指導機関として、支部活性化に向けた丁寧な指導とフォローを行います。支部は実践機関として、自律的・能力的に活性化に向けた基礎整備を図ることとします。
- ② 組合員のニーズは多種・多様化しています。組合員の「働き続けられる能力の習得」に向けた取組みは重要性を増しています。的確な組織診断により、組合員ニーズに沿った活動の展開を図ることとします。
- ③ 組合員・退職者・家族の持つ「資格」や「能力」を活かした「ZENTEI人材プラットフォーム」構想が中央で検討されています。具体的には本部指導を受けて取組みの推進を図ることとします。又、組合員のメリットを高めるため、「エンジョイサポート」の充実に努めます。
- ④ 「全通MTS」を組織活性化の支援ツールとし、指導員の育成と充実を図ります。支部セミナー等で実践する場合は、資材及び講師の派遣を行います。

### (2) ニューリーダーの育成を目指して

- ① 豊富な知識や豊かな感性、国際感覚の溢れる21世紀のユニオンリーダー育成に向け、中央・地方の「新たな教育体系」に基づいて「人材育成」に努めて行きます。
- ② 各機関役員に若い組合員の登用を図り、「ニューリーダー」の育成を目指します。今年度をその準備期間と位置付け、各種セミナー修了生等に様々な企画や実践を通じた経験を積み上げさせることとします。

### (3) 青年部の活動について

- ① あらゆる活動を通して青年部活動の活性化を進めます。各支部は、次代を担う青年層の「人財育成」を図り、21世紀に対応できる組織づくりを追求します。
- ② 地本青年委員会の機能充実、支部青年委員会との連携を強化し、組織拡大、ビジョン21の実践に向け、行動力をいかに発揮します。

## 2. 連合運動と社会運動課題への取組み

- (1) 平和・人権・環境問題等の取組みは、公平で安心できる社会づくりの基礎となるもので

す。雇用不安・所得不安・将来不安の解消を目指し、全国に組織がある全通の役割をしっかりと自覚して、地方連合の取組みに積極的に参加します。

- (2) 21世紀社会に平和を継承するため、ビジョン21の平和理念である人間の尊厳の尊重、国際貢献や地球環境との共生等に基いた取組みを進めます。具体的には、本部の年間執行方針を受けて企画・実践することとします。
- (3) 地球的課題である環境問題は、21世紀社会の重要な課題となっています。地球市民として「エコライフ」の実践を図ることとし、東北ビジョン21を通して具体的取組みを推進します。

### 3. 男女共同参画社会の実現

- (1) 男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに家庭責任を担いつつ働き続けることができる、「労働・社会環境」の整備を図る取組みを強化します。
- (2) 「地方女性担当者会義」や中央に設置されている「郵政事業における女性問題に関する懇談会」等の指導を受け、東北地本男女共同参画委員会の機能を充実させて働きやすい職場の環境整備・改善に向け、地方交渉を強化します。
- (3) 支部に男女共同参画委員会を設置します。地本男女共同参画委員会との連携を強化し、「女性組合員の運動への参加」と「男性の家庭責任に対する意識改革の推進」等、男女共同参画推進計画を、より充実させることとします。
- (4) 地本主催の「男女共同参画セミナー」を開催し、「男女がともに働きやすい職場と社会づくり」を目指して取組みの具体化を図ります。
- (5) 機関役員や決議機関への女性の参加を強化する目的で創設された全国大会特別代議員制度(55,56回大会)を有効に活用し、その成果を将来につなげることとします。又、「全通ワーキングウィメンズセミナー」への積極的な参加体制を確立します。
- (6) 「育児介護休業法」を、より充実させるため、仕事と家庭の両立支援を目指した法整備の取組みや年金問題等、社会課題について労働界全体の課題として受け止め、連合とともに取組みを強化します。

### 4. 福祉活動の強化

- (1) 組合員ニーズに応え、組合員と家族の生活を守る「生涯生活設計」の支援を、より一層充実させることとします。共済活動は組合活動の原点であり、組合員から大きな期待が寄せられています。全通運動と共済生協運動を一体と捉え、日常における共済活動の強化を図ります。
- (2) 昨年、各県連協に設置した「共済推進委員会」の機能強化を図り、地本・共済地方部・県連協・支部の一体的取組みを強化します。
- (3) 共済生協を安心して利用できる事業基盤を確立するため、組織拡大の取組みを強化します。又、今年度もマイカー共済を種目別の最重点課題とします。
- (4) 具体的取組みは、全通東北共済支部代表者会議で提起し、意識統一を図ることとします。

## 5. 国際交流

- (1) 三段階機関運営初年度、集中した秋・春の行革対応オルグ、参議院選挙対策等により、東北独自のサハ共和国ヤクーツク通信労組との定期交流は実施出来ませんでした。
- (2) 2000年度より国際交流基金会計を新設しました。基金の積立て状況を見極めつつ、次代を担うニューリーダー育成を図るため、国際交流研修を検討して行きます。

という形で推進すると述べ、さらに「部門別活動の強化」として、

### 1. 通送部門の取組み

- (1) 通送部門を取り巻く情勢は、運賃と契約問題を中心に一層厳しさを増しています。郵便事業財政の悪化、国内景気の低迷、運輸業界に渦巻く規制緩和の激流等による影響は測り知れず、今後、「職場と雇用」をどう具体的に確保するかが最重要課題となっています。又、郵政事業の将来展望に直結することになります。
- (2) 公社化を目前とした郵便事業財政の改善・改革は、郵政公社の健全なスタートを確保し、公社移行後も事業を生々発展させるための必須条件となります。現在検討されている「郵便新生」議論を受け止めつつ、通送部門の制度設計確立に向けて、「労使が内なる力をひとつ」に、将来展望をかけた対応を図ることとします。
- (3) 郵便の品質管理を確保するため、「引受—運送—配達」を一体のものとして捉え、輸送効率を高めるため、英知を終結して対応します。又、今日までの様々な施策導入により、通送部門組合員の生活や労働条件が深刻な状況にあることから、代表者会議の開催を含め、各支部との連携を強化して、「郵便新生」の議論に参加し、運動の前進を図ることとします。
- (4) 地方本部は、中央に設置されている「ビジョン委員会」との連携を強化し、将来展望の確立に向け、全通東北全体の課題として組織的な取組みを展開します。尚、具体的な取組みは、日通部門第31回全国代表者会議、郵便輸送部門第6回代表者会義、郵送労共闘第85回代表者会義の決定を受けて対応することとします。

### 2. 簡易保険事業団部門の取組み

- (1) 特殊法人である簡易保険事業団は、「民間と競合する公的施設の改革について」の閣議決定により、施設の新設・増築の禁止、及び廃止を含めた合理化措置が求められてきました。更に、昨年<sup>(2000)</sup>12月の「行政改革大綱」では、来年度<sup>(2002)</sup>から5年間で、特殊法人の合理化が集中的に実施されることになり、簡易保険加入者福祉事業そのものあり方が問われる厳しい情勢となっています。
- (2) 私たちは、「郵政公社」移行後も加入者福祉事業は必要との立場で、東北が持つ13施設と組合員の総力を結集して地域に貢献し、社会的に有用性のある事業を構築し、「雇用」と「職場」を確保するため、事業の将来展望づくりに労使一体で取組むこととします。
- (3) 東北支部結成以降の活動状況について丁寧な総括を行い、地本・支部の連携強化による支部機能の充実と運動の発展を目指して行きます。とりわけ、事業環境の厳しさを乗り越えるためには組織拡大が何より重要です。事業団に関わるすべての職員の組織化に全力を

上げることとします。

という対応を行なうことをあげている。

第2号議案では、2001年度財政方針が決定されたが、そこにおける「財政確立と予算編成の基本的考え方」は、

第1回地方委員会での確認を受け、2001年度は地方本部一元化財政で予算編成を行います。財政確立と予算編成の基本的考え方は以下のとおりです。

- (1) 予算算出人員（郵政本務者及び日通組合員）は、各県連協ごとに想定組合員数を算出し、その合計を13,400名としました。

青森県連協 1,564名  
秋田県連協 1,750名  
山形県連協 1,710名  
岩手県連協 2,095名  
宮城県連協 3,480名  
福島県連協 2,801名

- (2) 組合費は、本年度限りの特別措置として「現行組合費」での徴収を行います。又、ベースアップに伴う組合費の切り替えは行いません。
- (3) 財政一元化に伴い、「一般経常費会計」の中から「支部交付金」、「県連協活動費」を措置します。
- (4) 地方本部の財政は、①一般経営費会計、②職員人件費会計・退職積立金会計、③報労基金会計、④国際交流基金会計、によって編成します。
- ア. 職員人件費会計は「月額375円」とします。
- イ. 退職積立金会計は「月額170円」とします。
- ウ. 報労基金会計は夏期手当より「月額300円」とします。
- エ. 国際交流基金会計は年末手当より「月額150円」とします。
- (5) 事業団支部は、従来どおり「月額1,030円」（一般経常費分485円・人件費分375円・退職積立金分170円）の上納方式とします。
- (6) 輸送部門の組合費は現行どおりとします。
- (7) 短時間職員・非常勤職員の組合費は、現行どおり300円とします。

というものであった。

なお、大会アピールが出されているが、山形県連協の資料綴にファイルされていない。

## 5. 参議院議員選挙の総括

7月29日に投票が行なわれた参議院議員選挙では全通が比例区において組織内候補として推した民主党現職の伊藤もとたかは6位で当選したが、全通山形県連協としては、

- (1) 2001年7月29日施行された第19回参議院議員選挙は、「郵政事業を取り巻く厳しい環境」

<sup>(純一郎)</sup>  
「小泉首相の誕生と圧倒的人気」, 「非拘束名簿方式」など, 極めて厳しい条件のなか闘われました。そのポイントは, 「何のために」, 「誰のために」 闘う選挙なのかを全組合員がしっかり意識統一することでした。

そのために前段のオルグは, 闘う目的(民営化に反対し, 郵政事業を国営企業として存続させ, 国家公務員として身分保障をさせること)と「非拘束名簿方式」の理解に全力を傾注してきました。

- (2) 具体的な闘いは, 本部・地本の選挙戦略に基づき, 県連協と支部が白いキャンパスにローカル色豊かな戦術を描き切れるかにかかっています。そのため, 支部長会議で意識統一を重ね, 各支部の創意工夫した行動展開の結果, 若干のバラツキはあったものの, 所期の目的を達成することが出来ました。
- (3) 取り組み経過の中で克服すべき課題として明らかになったのは, 分会活動が極めて低迷している現実です。原因は多岐に亘っているものと判断できますが, 支部活性化は分会活動なくしては成り立ちません。オルグ活動と連携強化を図る中から, 分会体制を再度作り上げる努力をしなければなりません。
- (4) 「伊藤もとたか」の県内得票数は4,029票であり, 票数の多寡については意見が分かれるところかもしれませんが, 全通東北, 連合山形の中で得票率トップを勝ち取ることが出来た結果について, 組合員と関係者の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

この力を「生活支援ネットワーク事業」としての郵政三事業の発展と組織拡大に転化し, 自信を持って取り組んでいくこととします。

という総括を行っている。なお, この総括は, 8月18日から19日にかけて寒河江市のホテル・シンフォニーで開かれた第1回県連協支部書記長会議, 9月4日から5日にかけて福岡市由良の八乙女で開かれた第1回県連協幹事会, 9月20日から21日にかけて天童市の滝の湯ホテルで開かれた第2回県連協支部長会議における討議によってまとめられたものである。

この間, 8月9日から10日にかけて仙台市秋保のホテル岩沼屋において東北地本第1回執行委員会, 8月23日には仙台市の仙台国際ホテルにおいて東北地本第2回執行委員会, 9月9日から10日にかけて仙台市秋保のホテル岩沼屋で東北地本第3回執行委員会が開かれている。また, 9月10日から11日にかけて仙台市秋保のホテル岩沼屋で東北地本第1回支部長会議, 9月19日から20日にかけて仙台市秋保のホテル緑水亭で東北地本第1回支部書記長会議が開かれている。そして, これらの会議においても参議院議員選挙の総括が大きな議題の1つであったが, そこではまた郵便事業の新生問題への対応が真剣に話し合われている。

なお, この参院選において獲得した議席数は自民64, 民主26, 公明13, 自由6, 共産5, 保守1, 無所属8であり, 非改選議席と合わせると, 自公保3党で参議院の過半数を占めることとなった。

9月26日から9月27日にかけては東北地本第1回青年委員会が仙台市の東北学院同窓会館で, 9月29日には東北地本2001年度第1回男女共同参画委員会が仙台市の東北郵政局で, 10月5日には県連協第1回支部青年部長会議が山形市のあこや会館で開かれている。

ところで、東北地本は、9月28日、第2回地方委員会を書面をもって開催する。議題は、東北地本の執行部にかかわる人事であったが、具体的には東北地本副執行委員長山本信悦（全通青森県連絡協議会議長）が11月1日から連合青森会長に就任することになり、地本副執行委員長を辞任する必要が生じたことから、辞任承認と後任選出を行なうためであった。そして、山本の辞任は承認され、その残任期間を務めることになる地本副委員長の後任には青森地方支部の泉建吾が選出されているが、泉は山本同様、青森県連協議長を務めることにもなった。なお、地本副執行委員長を辞任した山本は、東北地本特別執行委員として全通とのつながりを持ちながら、連合山形会長に就任することになる。

## 6. 郵便事業の新生をめぐる臨時中央委員会

全通中央執行委員長は8月28日付で、郵便事業の新生についてを議題とする第115回臨時中央委員会を、10月6日に東京の全通会館において開催することとし、招集が行なわれる。9月11日、臨時中央委員会の議案が全地本・支部にあてて送付されたが、その送り状において、

山場を迎える郵政公社の制度設計と郵政事業の民営化議論が再燃する重要な時期に開催される本臨時中央委員会は、公社以降をも展望した郵便事業のゆるぎない将来展望の確立と「雇用の確保」に向けた組合員の総意を結集する場です。

ということが述べられている。

議案は、

### I 提案にあたって

1. 労働組合の最大の任務は組合員の雇用確保であり、組合員・家族の生活を守ることです。そのためには時代の変遷とともに大きく変わる社会・経済システムや技術革新に伴う必然的な効率化・合理化といかに向き合うのか、ということが常に問われてきました。

全通は、これまで数多くの合理化・効率化を経験してきました。苦渋の選択せざるを得なかった局面、政策・制度要求に對置し、能動的に乗り切った局面など、幾多の試練を乗り越えてきました。その背景にはどのような時でも、「組合員の雇用を守り抜く」との判断がありました。

2. 私たちはいま、全通を結成して以来、最も困難な事態に直面していると言っても過言でない状況にあります。その最大のものは、2003年の「(純一郎)国営の新たな公社」(以下、郵政公社と略)移行に伴う変化であり、多くの国民の支持を得て誕生した小泉内閣による“民営化議論”の再燃です。

郵政公社への移行には、これまでの組織・機構・運営を行政管理型から経営管理型への抜本的見直しに伴う変化があり、また、民営化議論への対応には多様化するニーズに基づき、地域社会や国民・利用者に必要不可欠とされる事業にしていくための変化が求められます。

3. 公社移行の際の組合員の最大の関心事であった身分については、全国大会直前のトップ会議で「郵政事業庁職員は公社設立時には公社職員となる」との確認をしました。しかし、

形（公社の制度設計）ができて、内実（事業経営）が伴わなければ、将来にわたって雇用が確保されたとは言いきれません。そうした視点からも郵便事業の財務体質の抜本的改善・改革は待ったなしの課題です。

4. 山場を迎える公社の制度設計と小泉総理のもとに設置された「郵政三事業の在り方について考える懇談会」(以下、総理懇と略)の議論が進む重要な時期に開催される第115回臨時中央委員会は、公社化以降をも展望した郵便事業の揺るぎない将来の確立をめざすと同時に、健全な事業経営と雇用の確保に向けた組合員の総意を結集する場でもあります。支部・地本・本部が一体となり、未来志向に立った真摯な議論を要請します。

## II. 郵便事業の新生をめぐる経過

1. ここ数年来、郵政事業改革は労使間の最大の課題でした。地域区分局等の非常勤化問題に端を発した「事業改善特別懇話会」、その議論を発展させた「事業推進懇幹事会」、そして、中央省庁等再編後の「郵便新生懇」等で議論を積み重ねてきました。
2. 事業庁との議論の方向性を明確にするため、第114回中央委員会において、①事業の将来展望と雇用を最優先する。②公社への移行にかかわらず、経営は健全でなくてはならない。③競争に耐えうる体力をつくる。そのためには中長期の戦略を確立し、全体の図をつくる。④「郵便の新生」議論は先送りできない課題である。⑤その際、全てのタブーを排して、全体が痛みを分かち合い、数値にも基づき経営の視点で議論する。との基本スタンスを確認しました。
3. 第114回中央委員会以降、本部は総力をあげた態勢で事業庁との議論に臨み、数次にわたるトップ会談、準トップ会談も含め、文字通りタブーを排した議論を積み重ね、必ずしも十分とは言えないものの、中間管理機構や総係費、調達コストの削減等も引き出してきました。「郵便事業新生ビジョン（案）」(以下、ビジョン（案）と略)は、そうした労使の共通認識のもと、共同作業としてつくりあげたものです。
4. しかし、ビジョン（案）はあくまでも改革の端緒であり、ビジョン（案）に基づく各種施策の具体化が不可欠です。具体化にあたっては当然、業務遂行・品質管理、そして、財政的効果や組合員の雇用に与える影響等について明らかにするとともに、国民ニーズとの整合性がはからなければなりません。そうした立場で、本部は、「郵便物の流れ」、「仕事のあり様」も必要に応じて変化させていくことを含めて、労働力構成・システム改善等の検討を進め、第55回大会に「1号議案附属資料」として提起しました。
5. 第55回大会での議論・確認を踏まえ、本部は具体的な施策内容についてできるだけ早期に明らかにすることを求めると同時に、システム・サービスの全体像が明らかにならないままに、業務運行やサービス確保に支障をきたす恐れのある施策については検討段階で再考すべきと、あらゆる場を通じて再三主張してきました。
6. これに対し、事業庁は「施策ありき」の姿勢ではなく、事業新生のために見直すべきは見直すと柔軟な姿勢を見せ、民間参入問題や郵政公社の制度検討など、不確定な要素が多い中、

できる限り全体像を明らかにすべく、「プロフィットセンター」や「新サービス基準の策定」、さらには将来の集配作業を展望した「新集配システムの試行」等についての考え方を明らかにしてきました。

7. 現在、事業庁は平成14年度概算要求の確定を踏まえ、14年度に実施予定の効率化施策の検討に入っています。こうした時期だからこそ、本部は事業庁に対し、単年度ごとの効率化施策ではなく、公社化以降を展望した財政シュミレーションと、それに基づく中期的な考え方を明らかにするように求めています。これに対し事業庁は、より実効のある労使間の議論を積み上げていくために、9月末提示の前倒しも含めて検討するとの姿勢を示しています。

したがって、本議案発出後も9月末提示の前倒しも含め、必要な情報については随時周知することとします。

### Ⅲ. 郵便事業の現状

郵便事業の現状については、第55回大会議案および大会議論の中で詳細に明らかにしています。基本的な流れに変化はありませんが、特徴的なものを補強的に明らかにします。

#### 1. 事業をとりまく外的環境の変化

- (1) 郵政公社移行後のあり方について検討を行うとして、本年6月に発足した総理懇は、「民営化ありき」の議論はしないとしつつも、郵政三事業の分割・民営化を掲げる委員の主張が色濃く反映された議論模様となっています。およそ1年をかけて議論を進めていくとはしているものの、公社法案作成に向けた作業過程や国会審議に影響力を行使しようとすることは明らかです。

- (2) 8月30日には総務大臣のもとに「郵政事業の公社化に関する研究会」(以下、大臣研と略)が立ち上げられました。この研究会では郵便事業への民間参入問題も含め、公社化にかかわる諸課題について、本年12月の中間答申、そして、明年5月の最終答申に向け、検討が行われます。スケジュール的に見ても、この二つの諮問機関での議論や検討が郵政公社の制度設計に大きな影響力を与えることは言うまでもありません。

- (3) 郵政事業の民営化抜きには構造改革が成し得ないかのごとき最近のマスコミ報道や、閉塞感漂う国民感情を巧みにつかまえた小泉総理への国民の支持は依然として高い状況にあり、郵便事業全体が逆風にある中での公社設立のとりくみとなることをあらためて認識する必要があります。

#### 2. 郵便事業の財政的変化

- (1) 3年連続の赤字とはなったものの、平成12年度の郵便事業決算は、当初予算の403億赤字が、昨年末には351億の赤字に補正され、最終的には赤字を約100億円にまで圧縮した決算となりました。しかし、内容的にはボーナスや退職手当等の人件費等の圧縮によるものであり、節減効果の中身を見る時、ほとんどが単年度対応のものであることから、必ずしも赤字基調の財務体質改善につながるものとは言えず、あらゆる分野における高コスト体質の改善が必要です。

- (2) <sup>(2002)</sup>平成14年度概算要求は、低迷する景気動向を踏まえ、収益は対前年比0.6%減、費用についても、公社化議論への影響を考慮して、各種施策の抜本見直しや定員削減等、対前年比2.0%の減を見込み、約10億円の黒字予算を予定しています。
- (3) 概算要求の組み立てにあたっては、当然、ビジョン（案）に基づく具体的施策が盛り込まれているものと思われます。詳細は9月末提示で明らかになるとと思われるものの、公社化をめぐる様々な議論を想定したとき、全通として厳しい判断が求められていると言えます。
- (4) また、郵便事業の新生議論を行う際に、向こう5年間の「中期財政見直し」を明らかにさせました。その内容は、赤字幅を大幅に圧縮した<sup>(2000)</sup>12年度決算により若干改善されたものの、低迷する景気動向を踏まえ、収入が下方修正され、より厳しいものとなっており、抜本的改革なしには事業の存在自体が危ぶまれるシュミレーション（別表省略－岩本）となっています。

#### IV. 郵政事業の新生に向けた基本スタンス

##### 1. 改革は不可欠

- (1) 全てのコストを見直すことにより、財務体質・基礎体力を強化することは喫緊の課題です。しかし、これまでに述べた通り、単年度的な費用圧縮のもたらす効果は一時的なものであり、従来の固定的費用といわれる総人件費・物件費・総係費等の中・長期的な計画によりコスト削減していくことは避けて通れない課題です。<sup>(2000)</sup>平成12年度決算は当初予測を大幅に改善することができましたが、郵便事業のもつ高コスト体質を抜本的に改善したとは言いがたい現状であります。
- (2) さらに、現時点では明らかではないものの、郵政公社設立時に基本法に沿った「民間参入」や取りざたされている経費増も想定され、「単年度黒字」＝黒字体質への転換は至上命題であり、個別施策についての検討・精査は必要なものの、減員数についてはトータルとして受けて立たざるを得ないと判断します。

もちろん、その前提には、中間管理機構の抜本見直し、調達コスト等の徹底した削減、そして、事業が縮小再生産に陥らないためにも、安定した業務運行確保とサービス・商品の品質管理の徹底をベースとした競争に耐える体制の確立と増収対策が必要なことは言うまでもありません。

##### 2. 柔軟な労働力構成は不可欠

- (1) 第55回大会で、これまで雇用形態ごとに例示されてきた仕事の領域（本務者領域）を、「予算主義から決算主義」への移行や高齢者再任用制度の導入等に伴う労働力構成の変化を見据え、本務者と高齢者再任用職員・短時間職員・非常勤職員を含めた複合型労働力構成による、より柔軟な労働力配置とすべきとのスタンスを確認しました。
- (2) また、少子・高齢社会への対応を踏まえ、業務運行とサービス品質の確保を念頭に、「事業財政の健全化」および「競争力の強化」の視点から、限られた要員を効率的に配置し、

本務者・高齢者再任用職員・短時間職員をそれぞれの雇用形態の特性や役割に応じ、弾力的で効率的・効果的な配置に変えていくことも必要です。

- (3) さらに、「安定した業務運行確保」と「サービス・商品の品質管理の徹底」をはかるためには、従来以上の意識改革と人材育成を重視したレベルの高い労働力措置が必要であり、その裏付けとなる処遇改善が不可欠であることも当然です。

### 3. 新たなシステムづくりが不可欠

- (1) 郵便事情の新生＝ビジョン（案）の具体化は、一方で財務体質・基礎体力を強化するために固定的費用といわれる総人件費・物件費・総係費等を削減し、他方で営業収益増をめざし、従来以上に業務運行やサービス・商品の品質管理を確保するという二律背反の命題をクリアしなければならない至難のとりくみとなります。

郵政事業は労働集約型であり、必要労働力はシステムや商品設計、サービスの選択に大きく影響されます。それらを踏まえ、第55回大会で新たなシステムづくりに向けて7項目の検討課題を確認しました。

- (2) 事業存続に必要な効率化については大胆な踏み込みも必要です。しかし、郵便事業の新生＝ビジョン（案）の具体化とは、決して効率化施策や要員削減策を羅列し、積み重ねることではありません。利用者ニーズに基づいた商品やサービスはもとより、引受から配達に至る全てのシステムを見直し、時代の変化に対応しつつ、そして、民間企業との競争・競合に打ち克つ事業体質を創り上げていくことこそが郵便事業の新生につながります。
- (3) 事業庁は現在、利用者ニーズの分析の上に現行サービスを検討し、「新サービス基準」の策定を検討している段階にあり、本部は、「新サービス基準」とシステム見直しは一体との立場で対応していくこととします。また、事業庁内で検討が進められている「新集配システムの試行」については、従来の集配作業を抜本的に変える可能性を含んでおり、物流部門における競争・競合を視野に入れたシステムと受けとめ、対応することとします。しかし、引受から配達に至るシステムの“一部見直し”であり、これを出発点として郵便事業全体のシステムのあり方を早期に明らかにするよう、取り組みを強化していきます。

### 4. 全職員の意識改革が不可欠

- (1) 繰り返しになりますが、郵便事業の新生を成し遂げるためには、従来の行政官庁型の事業運営から脱却するために、組織機構や人事諸制度のあり方も含めて、聖域を設けず、これまでの事業運営全般を抜本的に見直すことが必要です。そのためには、当然として管理者をはじめとした全職員の意識改革が不可欠です。
- (2) しかし、旧来の労務管理方法の域を脱しきれない現場管理者の言動や、コストを無視した営業手法等については第55回大会で多くの代議員から発言がありました。

職員の意識を変えるということは、とりもなおさず管理者が率先垂範で自ら意識改革を行うところから始まるはずです。ビジョン（案）を経費削減としか捉え切れていない管理者の存在や業務運行を無視した数字合わせ的な人事交流は、郵便事業の新生にとって大き

な問題と言えます。したがって、事業の要である管理者の教育やビジョン（案）に基づいた指導のあり方等について、引き続き強く求めていくこととします。

- (3) 一方、私たちの課題として、現在の仕事の有り様のままで、全ての組合員の雇用を守ることは不可能という現実も直視しなければなりません。変化を前提としつつ、トータルとしての雇用確保に全力を傾注することが重要であり、そのためには営業に対する積極姿勢やお客さまの信頼に応えうる業務への対応、さらには人事異動への対応等を含め、一人ひとりの組合員の意識改革もまた不可欠です。

#### 5. 労働組合のあり方の検討が不可欠

- (1) 郵政事業の新生＝ビジョン（案）の具体化および実践には必然的に郵政関係者全体の深い理解が必要となります。とりわけ未加入の存在は許されるものでなく、組織拡大に全力をあげることが重要です。
- (2) また、労働力構成の変化による労働組合のあり方や活動についても検討が必要となります。したがって、本務者・高齢者再任用職員・短時間職員・非常勤職員組合員を含めた組織運営や活動のあり方の検討に着手します。同時に、労働力構成の変化に伴い、必要労働力として位置づけられる非常勤職員についても、安定かつ長期雇用に対応できるよう、組織化も含め、方針の確立を急ぎます。

#### V. 今後の対応の基本

1. 公社移行後も見据え、組合員の「雇用確保」を大前提に、郵便事業の新生に積極的に対応します。
2. あらゆる分野における「高コスト構造」にメスを入れるとともに、中間管理機構、総係費等の見直しを引き続き求めます。
3. トータルとしての減員はやむを得ないものの、個別施策については、市場ニーズとの整合性、施策相互の整合性、業務運行確保、商品・サービスの品質管理、経費節減効果等を判断基準に交渉を強化します。
4. 非常勤職員を代替労働力としてではなく、必要労働力と位置づけ、本務者への登用の検討も含め、処遇改善を強く求めます。
5. 本務者が減少することに伴う組織的課題である組織拡大や組織運営、非常勤職員の組織化等の検討を急ぎます。
6. 「行革対応」と「郵便事業の新生」は不離一体の課題であり、公社の制度設計とあわせ、一体的にとりくみを進めます。

#### VI. おわりに

1. 長期化する日本経済の低迷や小泉内閣の掲げる聖域なき構造改革路線、そして、行政改革の動向は、郵政事業に大きな影響力をおよぼします。このことは雇用と労働条件に直轄する問題であり、21世紀においても郵政事業を国民生活に必要な不可欠な基本的インフラとして、さらに発展することによって、「組合員の雇用と家族の生活が守られる」との強い姿勢を持

ちつつ、中央執行委員会は、「行革対応」と「郵便事業の新生」を両輪と位置づけ、対応に全力をあげます。

2. また、将来を見据えた改善・改革抜きに郵便事業の存続が危ういことについては、労使の共通認識でもあり、財務体質の見直しや競争力の強化、一層の地域密着型の事業転換にむけての改善・改革は、あらゆる分野を行うべきということも一致しています。その上に立って、将来にわたって事業を存続・発展させ、そこに働く者の雇用を確保するため、ビジョン（案）と具体的施策（案）との整合性をはかるべく、事業庁との間で、さらに議論を継続・深化させていくこととします。

以上

ということが述べられ、首相小泉純一郎が持論として展開している郵政民営化の主張が、7月29日に投票が行なわれた参議院議員選挙による自民党の大勝の結果、にわかにも勢いを持ってきているなか、2003年の「新たな国営公社」への移行のための制度設計そのものが中央省庁等改革基本法第33条に規定された民営化論の封じこめを「聖域なき行革」ということばによって無にされようとしている状況のもとで、全通が「事業と雇用確保へ総意の結集」を迫られているという危機感を抱き、「郵便事業の新生」に組織を挙げてとりくむために第115回臨時中央委員会は10月6日に招集されたのであり、その提案は承認されたのである。

# わが国法人税の発達

—法人税の誕生から『シャウプ勧告』発表前夜まで—

高橋 志朗

## 目 次

- 1 はじめに—所得税法の創設と法人税の誕生—
- 2 法人税源泉課税の時代—明治32（1899）年～大正8（1919）年—
- 3 法人税独立課税の時代—大正9（1920）年～昭和20（1945）年—
- 4 おわりに—戦前の改革の総括と『シャウプ勧告』発表前夜の改革—

### 1 はじめに—所得税法の創設と法人税の誕生—

わが国法人税の歴史は古く、そのはじまりは、法人所得を「第1種所得」として所得税の課税対象に組み込むこととした明治32（1899）年の所得税改正までさかのぼる<sup>1)</sup>。

そもそも、わが国において所得税法の創設をみたのは明治20（1887年）のことであった。この所得税法は、各種所得の合算と、軽度ながら累進税率の適用をとともなう点で、近代的な総合累進所得税としての特徴を備えてはいたものの、その納税義務者の範囲は、年間300万円以上の所得を有する個人に限定されており、法人は免税とされていた<sup>2)</sup>。

この制度のもとで、法人企業の所得は、それが配当にまわされない限り、無期限に非課税とされたが、個人企業の所得は、事業主の所得が課税最低限（300万円）に達しない場合以外は、所得税の課税を免れず、事業主は有税でしか所得を留保できなかった。こうした課税方式の採用は、法人企業の保護・育成に少なからぬ役割を果たす一方で、法人企業と個人企業との間の租税負担の不均衡をもたらすと同時に、法人所得という有望な財源の捕捉を困難にしていた<sup>3)</sup>。

その後勃発した日清戦争（明治27年6月～明治28年4月）を契機として、わが国法人企業は飛躍的発達をとげ、法人数の激増と法人規模の大幅な拡大をみた。すでに発生していた個人企業と法人企業間の所得税負担の不均衡という問題は、法人企業のこの発展を背景として表面化していった<sup>4)</sup>。おりしも、日清戦争終結後の時期、政府は、戦後経営にとともなう新たな歳入確保の必要に直面していた<sup>5)</sup>。

こうした状況のもとで、政府は、所得税の抜本改革に着手し<sup>6)</sup>、明治32年には、法人所得税を具備した、新たな所得税法の誕生をみる。わが国における法人税の歴史は、ここに幕を開けることになる。

その後のわが国における法人企業の発展と、戦費を中心とした財政需要の増大を背景として、法人税は、財源としての重要性は増大の一途をたどり、発展をとげてゆく。吉国氏の時代区分によれば、この戦前の法人税発展の歴史は、法人税の性格ないしは課税の仕組みの変遷という側面

から、「法人税源泉課税の時期」（大正8年以前）と「法人税独立課税の時期」（大正9年以降）に区分することができる<sup>7)</sup>。本稿では、とりあえず、この区分に依拠しつつ、シャープ勧告誕生以前のわが国法人税発展の軌跡を整理し、その特徴をあきらかにしたい。

## 2 法人税源泉課税の時代—明治32（1899）年～大正8（1919）年—

明治32年の改正所得税法は、法人税を第1種所得税として創設し、法人の所得を2.5%の比例税率で課税することとした<sup>8)</sup>。その一方で、改正法は、旧法のもとで総合課税されていた配当所得を、一転して非課税所得とし<sup>9)</sup>、個人所得（第3種所得）の範囲から除外するとともに、法人の受取配当についても、益金不算入とした。これらの改正の結果、配当所得は、それを支払う法人の段階で第1種所得税の課税をうけるだけで、それを受け取る株主の段階では所得税の課税を免除されることになった。こうした配当所得の非課税措置の採用は、第1種所得税の創設と対をなす改正であり、法人所得税（第1種所得税）を個人所得税（第3種所得）の源泉税とみなす立法者の見解のあらわれとみられている。ちなみに、小川教授は、当時の立法者の見解をつぎのように紹介している<sup>10)</sup>。

……株式会社配当金はどうしているかといふと、配当金には掛けないのであります。配当金には掛けなくて其会社の純所得に掛けることになって居ります。日本の立法者はどう説明して居るかといふと、それは株主に配当金が交付された後に、配当金を調べて之に課税することは非常に面倒臭い。それであるなら、会社にある間に、配当せられざる前に一遍に税するのだと、斯ういひます。

ここに示された見解によれば、法人所得税は、株主の個人所得税の前どりにほかならず、その役割は、配当所得を源泉段階で確実に捕捉することにある。

もっとも、所得税の源泉税を意味する法人税の創設は、法人企業と個人企業との間の所得税負担の不均衡の解消策としては、あまりに簡素なものだった。ちなみに、明治32年の所得税法の第3種所得の税率は、1%（300円以上500円未満）から5.5%（10万円以上）まで12段階の累進税率（単純累進税率）とされており、2.5%という法人税率は、税額表の所得区分のほぼ中間にあたる所得3,000円以上5,000円未満の区分の適用税率に等しかった。たしかに、法人は、新たな所得税法のもとで、法人税の負担を初めて強いられることになったが、その配当は非課税とされただけでなく、個人事業に課せられた累進課税を免れ、比較的低率の比例税率による課税をうけるだけで済まされることになったのである。

このため、日露戦争（明治37年2月～明治38年9月）勃発後の所得税の大幅増徴期には、個人企業の「法人なり」による合法的租税回避が懸念されるに至り、それを防止する観点から、第1種所得税の税率構造の改正が実施された。

まず、明治38年に制定された第2次の非常特別税法による所得税改正では、法人所得を甲（株主または社員21人以上の株式会社および株式合資会社の所得）と乙（甲以外の法人の所得）に区分し、甲については、6.25%の比例税率を適用し、乙については、所得額を8段階に分けて、4.5%から12.5%の累進税率を適用するようになった。つぎに、大正2年の所得税改正では、明治38年の非常特別税法における法人所得の区分を入れ替えて、甲は、合名会社、合資会社、株主または社員20人以下の株式会社および株式合資会社、乙は株式会社および株式合資会社とし、甲については、所得額を10段階に分けて、4%（5千円以下）から13.0%（20万円超）の超過累進税率を適用する一方で、乙については、従来通りの比例税率（6.25%）を適用することになった。

これらの改正は、その実態において個人企業に近い法人企業の所得税率を累進化することによって、個人企業と同族的法人との所得税負担の不均衡を調整し、合法的租税回避を目的とした個人企業の「法人成り」を防止しようとした点において注目されるが、新たに採用された累進税率は第3種所得税（個人所得税）の税率に比べて、全般的に低く設定されていた<sup>11)</sup>。しかも、一般の法人に適用される税率は、一貫して、比例税率とされ、株主の受取配当も非課税とされた。これらのことは、明治38年ならびに大正2年の改正が法人税の税率構造の見直しにとどまり、源泉課税としての法人税の性格は、この期をつうじて、基本的に維持されていたことを物語っている。

もっとも、明治32年改正前後の政府の改革構想に、統一性はみられない。たとえば、明治32年改正の前年にあたる明治31（1898）年に、政府は、法人所得に対して累進税率で課税する法人税制度と、上記の明治32年改正とまったく同様の受取配当全額非課税制度とを盛り込んだ法案を議院に提出している。政府は、その改正の趣旨を、法人を独立した課税主体とみる課税思想に立脚して説明したうえで<sup>12)</sup>、株主の受取配当を全額非課税とした理由を、つぎのように述べている。

……日本デハ法人ニ課税ヲシテ配当ヲ受ケタ人ニ課税ヲシナイヤウニシタノハ、是ハ感情上ノ話デ其ウシマシタノデ、正シク申セバ、両方カラ取ラナケレバナラヌノデアリマスガ、今マデハ法人ニ少シモ課税ノ無イモノヲ、法人ニ課税スルコトニナリマシタカラ、ソレカラ又配当ヲ受ケタ者ニ課税ヲセラルト二重ノ税デハナイ、人ガ違フカラ二重デハナイガ、稍々二重ノ如キ感ヲ持ツカラ法律ヲ改正スルノニ、サウ一足飛ビデ行カズニ、ソコニハ人ノ感ジモアルカラ、餘リ人ノ感ジモ悪クセヌヤウニ云フノデ、一個人カラハ取ラヌノデ、法人ニ課税スルト斯ウナッテ居リマスガ、強ヒテ法人ニシテ餘計取ラウト云フ考ヘデハナイノデス（『第12回帝国議院衆議院所得税法改正案審査特別委員会速記録』明治31年6月2日）

この見解によれば、明治31年の法案に盛り込まれた受取配当金非課税措置は、法人擬制説的見地から採用された二重課税排除制度を意味するのではなく、法人独立課税説的法人課税の実施にともなう納税者（株主）の負担感の急増を緩和するために設けられた当座的な措置にはかならなかった。明治31年の改正法案は衆議院の解散にともなって廃案となったが、その法案の内容なら

びに法案提出の趣旨説明は、当時の政府が、法人独立課税說的制度の採用をも念頭に置いていたことを物語っている<sup>13)</sup>。

### 3 法人税独立課税の時代—大正9（1920）年～昭和20（1945）年—

明治32年の所得税改正で採用された法人税制度は、その後、20年余にわたって堅持されたが、第1次世界大戦（大正3年7月～大正7年11月）終結後の大正9（1920）年に実施された所得税改正によって、大幅な修正をうけることになる。

ところで、大正9年の所得税改正の目的は、軍備の拡張等に必要な財源を確保することにくわえて、社会政策的見地にたった所得税改革を実施し、既存の所得税制度の不公平を是正することにあった。当時の政府は、この点について、つぎのように述べている<sup>14)</sup>。

……従来の所得税法は其の課税組織に於いて幾多の不備を存し、到底課税の公平、負担の権衡其の完きを得たるものと称するを得ざるものあり。故に此の不完全なる課税組織の下に単に税率のみを増加するときは、従来不公平をして一層甚しからしむるの虞れあるを以て、若し之が増徴を図らんとせば必ずや其の課税組織を改正の必要あり。加之戦後に於ける社会思想の帰趨に鑑みるときは、租税立法に就いても亦大に社会政策を加味するの必要ありしを以て、政府は此等の事情を考慮して、所得税制度の一大革新を行ふと同時に増税の目的を達せんことを図り、茲に所得税法の全文に互りて改正を行ふことと為したり。

かくて、大正9年1月に議会上に提出された所得税の全文改正案にあたって、政府は、法人税の抜本改革をつぎのように提案した<sup>15)</sup>。

……法人事業の発達に伴ひ、株式の配当等各個人が法人より受くる所得は漸増し、今や国民所得の重大なる部分を占むるに至りしに拘らず、之に対して比較的税率なる源泉課税を為すに止むるときは、個人の取得する他の第三種所得に付き超過累進税率に依る課税を為すも、其の目的の一半を没却し、著しく不公平なる結果を生ずるのみならず、等しく法人より利益の配当を受くるものと雖も、其の実際の担税力には大に差等あるに拘わらず、大株主に対しても小株主に対しても、源泉課税に依りて同一率の負担を為さしむることは、到底之に依り大所得者と小所得者間の負担の権衡を得せしむる所以に非ず。延ては単に所得税負担の軽減を図らんが為に個人事業を法人組織に改め、以て所謂合法的脱税を企つものすら続出するに至り、遂に課税の公平を庶幾するに由なきこと事実上明白となれり。故に本改正案に於いては此の不備欠点を是正せんが為め法人より受くる利益及賞与等は、総て之を受くる各個人に付き、前年四月一日より其の年三月末日に至る期間に収入し又は収入すべかりし金額を調査し、之を第三種の所得として、其の所得と総合合算し、其の総額に相応する税率を適用する

ことと為したり。此の改正の結果、法人より受くる利益配当と其の他の所得とを合して巨額の所得を有するものは、累進税率に依りて比較的重き負担を為すべく、之に反して其の所得の少額なる者は比較的軽き負担を課せらるることとなり、所謂社会政策の精神に適ふのみならず、茲に初めて所得税課税の公平と負担の権衡とを得べきものとす。

従来 of 制度のもとで、同族的法人以外の法人の株主は、その受取配当について、法人段階で低率の比例税率（改正前の税率：7.5%）による課税をうけるだけだったが、この政府原案によれば、すべての法人の株主（個人）は、その受取配当について、他の個人所得（第3種所得）と合算のうえ、累進税率で課税されることになる<sup>16)</sup>。

このような政府原案は、配当所得者の租税負担の急増をとまなうものだっただけに、その影響の緩和を求める声は強かった。くわえて、衆議院の解散や恐慌の来襲といった情勢の変化も手伝って、政府原案は、議会における数次の修正をうけ、大幅な後退を余儀なくされた<sup>17)</sup>。かくて、最終的に成立をみた改正法案では、受取配当の総合課税にあたって40%の控除を認めることとし、それと引き替えに、法人段階における源泉課税を5%の税率（従来は7.5%）で存続することとなった。この改正法案は、議会での修正を経て縮小された政府原案と既存の制度とを、税収の確保という観点から折衷させた妥協案にほかならなかったが、法人税の仕組みの変遷という観点に立つと、株主の受取配当と法人所得とを併課する制度の誕生をもたらした点で、特筆にあたいする。

また、大正9年の所得税改正では、既述の同族会社と一般の法人との差別課税を廃止したうえで、新たに法人所得を5種に区分して、下記のような異なる税率で課税することとし、超過所得と留保所得については、超過累進税率を適用することとした<sup>18)</sup>。このことは、法人全般に対する累進課税の本格的導入を意味する点で、注目にあたいする。

- 甲 法人の超過所得（4%から20%までの超過累進税率）
- 乙 法人の留保所得（5%から20%までの超過累進税率）
- 丙 法人の配当所得（5%の比例税率）
- 丁 法人の清算所得（7.5%の比例税率）
- 戊 外国法人の所得（7.5%の比例税率）

なお、法人から受け取る配当ならびに公社債の利子は、法人所得の算定にあたって、従来、控除することとされていたが、大正9年の改正を契機に、一転して、法人所得として益金に算入されることとなった。

かくて、法人税を、配当所得に対する源泉税とみなす時代は終わりを告げ、新たに、株主の受取配当と法人所得とを併課する制度へと、わが国税制は転換した。ちなみに、大正9年改正で採用された配当所得の40%控除は、その後の改正によって縮小され<sup>19)</sup>、昭和19（1944）年には全廃されている。

その後、大正15（1926）年には、上記の大正9年の所得税改正の補修を意味する改正が実施され、所得区分ならびに税率がつぎのように改正された。

- 甲 法人の普通所得（5%の比例税率）  
    外国法人の所得（10%の比例税率）
- 乙 法人の超過所得（4%から20%までの超過累進税率）
- 丙 法人の清算所得（積立金からなる金額：5%の比例税率）  
    （その他の金額：10%の比例税率）

この改正では、留保所得と配当所得の区分を廃止し、両者を含む普通所得に対して、5%の比例税率を適用することとされている<sup>20)</sup>。もっとも、こうした改正だけでは、同族会社の留保問題に十分に対応できないため、一定限度までの留保について、10%から30%の累進税を普通所得税に上乘せする加算措置が、特例として設けられた。

大正15年以降は、みるべき改正の行われぬ時期が続いたが、昭和12（1937）年の日中戦争開始とともに、法人税率の引き上げが相次いで実施された。まず、昭和12年には、普通所得に対する5%の税率が10%に引き上げられた。同年には、すでに指摘したように、配当控除率が40%から20%へと引き下げられている。ついで、昭和13（1938）年改正によって、法人税率は12.25%に引き上げられた。

昭和15（1940）年には、戦時に即応した税制の確立をめざして、国税・地方税をつうじた大改正が実施された。この改正によって、所得税については、分類所得税と総合所得税の2本建てという画期的制度が導入されるが、法人税についても、法人税の所得税からの分離が実現され、単独法としての法人税の創設をみた。この法人税の独立は、法人税独立課税論の形式面における確立とみなされる点で、わが国の法人税発達史上、見逃せない出来事でもあった。

その後の戦争の進展とともに、増税が繰り返され、法人税率も段階的に引き上げられていった。ちなみに、昭和15年改正で18%とされた法人税率は、昭和17年には25%、昭和19年には30%、さらに、昭和20（1945）年には33%へと引き上げられた。

#### 4 おわりに—戦前の改革の総括とシャープ勧告発表前夜の改革—

戦前のわが国法人課税制度発達の基本的特徴を、佐藤教授は、「独立の課税主体としての法人の地位」の確立にもとめ、その確立のメルクマールとして、昭和15年改正による法人税の所得税からの分離と、昭和19年改正による配当所得控除の全廃をあげている<sup>21)</sup>。同教授によれば、そうした発達を促した要因は、戦費を中心とした財政需要の増大と、それを背景とした「法人税独立化の主張」<sup>22)</sup>の高まりにある。

いずれにせよ、戦前の改革をつうじて、わが国の法人税制度は、法人擬制説的見解にもとづく

制度から、法人税独立課税説的見解にもとづく制度へと転換をはたした。そのわが国法人税は、第二次世界大戦後の占領下という特殊な状況のもとで、再度、新たな転換点を迎えることになる。

まず、昭和22（1947）年には、税制民主化を目的として掲げた大規模な税制改正が実施され、所得税ならびに法人税について、申告納税制度が導入されている。これによって、従来の賦課課税制度は抜本的に改正された。さらに、翌昭和23（1948）年には、証券の民主化を目的として、配当税額控除制度が創設された。この制度は臨時的措置として実施されたものだったが、わが国初の税額控除方式による配当控除制度を意味していた。これらの制度は、昭和25（1950）年の税制改正で実施された『シャープ勧告』の法人税制度の先駆けとなったという意味において、新たな転換にいたる改革の嚆矢とみられる。

『シャープ勧告』による法人税の抜本的改革は、いま、幕をあげようとしていた。

#### 【注】

1) わが国法人税ならびに所得税の沿革を詳述した文献としては、汐見 [1934]；大蔵省 [1937a]；大蔵省 [1937b]；雪岡 [1955]；大蔵省 [1977]；大蔵省 [1979]；武田 [1979]；武田 [1983]；大蔵省 [1988] などがある。

2) 高橋（誠）[1958] pp. 71-79は、明治20年の所得税法の主な特色として、法人所得を非課税とする一方で、配当所得を総合課税の対象としている点、税率は単純累進税率であり、かつ、税率の累進性は極めて低い点、免税点を高く設定し、納税者を一部の高額所得者に限定している点（課税最低限は300万円とされた）、所得算定において前3カ年平均方式ならびに同居親族の戸主合算制を採用している点などをあげて、この所得税の「有産者にたいする等級別『富裕税』」ないしは「等級別有産者税」としての性格を指摘している。同教授の掲げる資料によれば、明治20年における所得税の納税人口は、約12万人（戸）であり、総戸数に占める割合は1.5%にすぎなかった（明治20年の所得税では同居親族所得の戸主合算主義が採用されていた）。その後、明治29年には、所得税の納税人口は約15万人（戸）まで増加するが、その総戸数に占める割合は1.9%にとどまっていた。しかも、明治29年の段階でも所得税収入の約25%は、第3等以上の所得（1万円以上）を有する少数の納税者（所得税の全納税人口の約0.3%）によって負担されており、第1等の所得を有する納税者の内訳は、約半数は華族、3分の1は資本家であり、残りは地主等であった。明治20年の所得税の特色については、汐見 [1934] pp. 247-260；大蔵省 [1937a] pp. 977-987；井手 [1959] pp. 8-12；林 [1979] pp. 324-327；大蔵省 [1988] pp. 4-11などを参照。

なお、この所得税法成立までの法案審議の過程では、法人実在説に立脚した法人課税構想が浮上したが、最終的には、法人課税構想は日の目をみなかった。法人課税構想が不採用に終わった理由は、必ずしもあきらかではないが、林 [1979] p. 326；大蔵省 [1988] p. 6によれば、その直接的原因は、法案の起草にあたった政府・大蔵省側が、当初から個人に対する課税だけを念頭に置いていたことや、元老院内部での産業保護論の高まりなどにあった。ほぼ同様の見解は、高橋（誠）[1958] pp. 61, 71にもみられる。ちなみに、林 [1979] p. 323；大蔵省 [1988] p. 7によれば、「産業保護」論者の中には、個人企業をも含む産業全般への課税の全廃を主張する者も存在した。

3) 高橋（誠）[1958] pp. 71-72によれば、明治20年の所得税法上の法人所得の取り扱い、法人に対する課税優遇措置を意味する点で重要であり、それは、この時期のわが国会社制度全般の発展に貢献する一方で、大資本家の資産保全の手段としての保全会社の出現や、個人企業家の法人成りによる合名・合資会社の激増を促す誘因ともなった。ちなみに、明治20年の所得税において、営業所得は、利子・配当・給与・資産等の所得とともに総合・累進課税の対象とされており、税率構造は、つぎのとおりであった。

第1等	所得金額3万円以上	3.0%
第2等	所得金額2万円以上	2.5%
第3等	所得金額1万円以上	2.0%
第4等	所得金額1,000円以上	1.5%
第5等	所得金額300円以上	1.0%

なお、初期の所得税制と会社制度の発展との関係については、高橋（亀）[1956] p. 195を参照されたい。

- 4) 高橋（誠）[1958] p. 72. なお、この時期のわが国会社制度の発展については、高橋（亀）[1956] pp. 190-202；高橋（誠）[1958] pp. 71-72を参照。
- 5) 大蔵省 [1937a] pp. 982-983；井手 [1959] pp. 19-20. なお、明治政府の歳出（一般会計）は、日清戦争前は、8千万円前後にとどまっていたが、明治29年には1億6千万円を超え、明治30年には2億円台に達している。当時の国家財政にかんする各種統計資料については、東洋経済新報社 [1927] pp. 2-3；大蔵省 [1969] pp. 126-129, 137などを参照。
- 6) 明治29（1896）年から同34年にかけては、数次にわたる増税が繰り返され、既存の税目の増徴がはからただけでなく、営業税（明治29年創設）、登録税（明治29年創設）、砂糖消費税（明治34年創設）、麦酒税法（明治34年創設）などの新税が創設された。なお、明治29年には、葉煙草専売制度の創設をみている。主要税法の改廃の推移については、国税庁 [1979] pp. 636-667が詳しい。
- 7) 吉国・武田 [1975] pp. 89-100；佐藤 [1977] pp. 73-92を参照。
- 8) さらに、明治32年の改正所得税法は、公社債の支払者を納税義務者とする公社債利子税を第2種所得税として創設し、公社債利子を2%の比例税率で源泉分離課税することとした。これらの改正の結果、個人所得税一本の従来の所得税体系は、第1種所得税（法人所得税）、第2種所得税（公社債利子税）、第3種所得税（個人所得税）からなる三本だての体系へと改組された。一般に、「3分類所得税」と呼ばれるこの所得税制度は、昭和15（1940）年の所得税改正によって総合所得税と分類所得税からなる二本だての体系へと改組されるまで、長期にわたって存続した。
- 9) 明治34年以降は、法人から受け取る賞与も全額非課税の対象とされるようになった。
- 10) 小川 [1916] p. 72.
- 11) たとえば、大正2年改正についてみると、同族会社の所得（甲）の最高税率は13%（20万円超）であり、個人所得税の最高税率22%（10万円超）のほぼ60%にすぎなかった。上記の改正の特色と問題点については、汐見 [1934] pp. 271-275；高橋（誠）[1959] pp. 113-114；佐藤 [1977] pp. 76-77などを参照されたい。
- 12) 政府の見解は次のとおりであった。  
「……法人ト私人トハ別人デアルカラ、法人ニモ課税シ配当ヲ受ケル其人ニモ課税スルト云フノガ、法律ノ公平ナルモノデゴザリマス」（『第12回帝國国会衆議院所得税法改正案審査特別委員会速記録』明治31年6月2日）。
- 13) なお、この明治20年の所得税法成立までの法案審議の過程で、法人実在説に立脚した法人課税構想が浮上した事実は、すでに言及したとおりである。
- 14) 大蔵省 [1937a] p. 1081.
- 15) 大蔵省 [1937a] pp. 1082-1083.
- 16) 最高税率は50%（400万円超）、最低税率は1%（800円以下）だった。
- 17) 政府原案の議会における修正の経緯については、大蔵省 [1937a] pp. 1093-1102；汐見 [1934] pp. 287-295；高橋（誠）[1960] pp. 153-159；武田 [1983] pp. 176-201, 203-206などが詳しい。
- 18) 超過所得に対する課税の根拠について、政府（大蔵省 [1937a] p. 1084）は、「之れ法人は法律上独立の人格者たるのみならず、其の企業所得は畢竟するに、資本合同の組織に因る法人特殊の有利なる地位に基き獲得するものなるを以て、其の資本金額に対し普通の利回り以上の所得を有するときは、之に相当の負担を課するを当然と認めしに因るものなり。」と述べている。また、留保所得に対する課税の根拠について、政府（大蔵省 [1937a] p. 1085）は、「留保所得も亦法人の所得にして、相当の担税力ありと認むべきのみならず、改正案に於ては其の所得を留保せずして配当したる場合に於ては、其の配当に対して法人に於て源泉課税を為すの外、更に之を受くる各個人に於て第三種の所得として総合課税すべきを以て、之との権衡上其の無限なる留保を看過すべきに非ず。」と述べている。
- 19) 所得控除率は、昭和12（1937）年には20%へ、昭和15（1940）年には10%へと引き下げられた。
- 20) こうした改正の理由を、政府（大蔵省 [1937a] p. 1192）は、「現行法に於ては法人の所得中配当したる部分と留保したる部分とに対する課税を異にし、配当所得に対しては百分の五の比例税率なるに拘らず、留保所得に対しては百分の五より百分の二十に達する累進的税率を適用するが故に、自ら法人の社内留保を少からしむる傾向を生じ、其の結果事業の基礎を薄弱ならしめ、延べて産業の発達を阻害すとの非難あり。」と述べている。
- 21) 佐藤 [1977] p. 83.
- 22) 佐藤 [1977] p. 83.

## 【参考文献】

〈著書・論文〉

- 林 [1979]；林 健久『日本における租税国家の成立』東京大学出版会，1979年。
- 井手 [1959]；井手文雄『要説 近代日本税制史』創造社，1959年。
- 国税庁 [1979]；国税庁三十年史編集委員会『国税庁三十年史』国税庁，1979年。
- 小川 [1916]；小川郷太郎「社会政策より見たる税制問題」，社会政策学会編『社会政策より見たる税制問題』同文館，1916年，pp.41-76。
- 大蔵省 [1937a]；大蔵省編『明治大正財政史 第6巻』財政経済学会，1937年。
- 大蔵省 [1937b]；大蔵省編『明治大正財政史 第7巻』財政経済学会，1937年。
- 大蔵省 [1969]；大蔵省百年史編集室編『大蔵省百年史 別巻』(助)大蔵財務協会，1969年。
- 大蔵省 [1977]；大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 8 租税(2)税務行政』東洋経済新報社，1977年。
- 大蔵省 [1979]；大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 7 租税(1)』東洋経済新報社，1979年。
- 大蔵省 [1988]；大蔵省主税局編『所得税百年史』大蔵省主税局，1988年。
- 佐藤 [1977]；佐藤 進「法人税原理の変遷」，西野嘉一郎・宇田川璋仁編『現代企業課税論—その機能と課題—』東洋経済新報社，1977年，第2章，pp.32-99。
- 汐見 [1934]；汐見三郎『各国所得税制論』有斐閣，1934年。
- 高橋（亀）[1956]；高橋亀吉『経済学全集第37巻 我国企業の史的発展』東洋経済新報社，1956年。
- 高橋（誠）[1958]；高橋 誠「初期所得税制の形成と構造—日本所得税史論 その一一—」，法政大学経済学会編『経済志林』Vol.26, No.1, January 1958, pp.47-83。
- 高橋（誠）[1959]；「明治後期の所得税制—日本所得税制史論 その二—」，法政大学経済学会編『経済志林』Vol.27, No.1, January 1959, pp.85-120。
- 高橋（誠）[1960]；高橋 誠「現代所得税制の展開—日本所得税制史論(3)—」，法政大学経済学会編『経済志林』Vol.28, No.1, January 1960, pp.129-160。
- 武田 [1979]；武田昌輔監修『コンメンタール法人税法 第1巻』第一法規，1979年。
- 武田 [1983]；武田昌輔監修『コンメンタール所得税法 沿革』第一法規，1983年。
- 吉国・武田 [1975]；吉国二郎・武田昌輔『法人税法〔理論編〕』財経詳報社，1975年。
- 雪岡 [1955]；雪岡重喜『調査資料 所得税・法人税制度史草稿』1955年。

〈資料〉

- 東洋経済新報社 [1927]；東洋経済新報社編『明治大正財政詳覧』東洋経済新報社，1927年。

〈その他〉

- 『第12回帝国議会衆議院所得税法改正案審査特別委員会速記録』（明治31年6月2日）



# 純粋資本主義論における一般的価値形態の成立

## —市場の成り立ちに関する一試論—

泉 正 樹

はじめに

- 1 「最も市場性のある商品」
  - 1.1 「なにも知っていなくても」
  - 1.2 流通手段の自生的成立
  - 1.3 「最も市場性のある商品」
- 2 クナップの「貨幣」と私人間の取引
  - 2.1 「最も悪しき貨幣といえども」
  - 2.2 「表券的支払手段」
    - 2.2.1 考察の指針
    - 2.2.2 債務の名目性
    - 2.2.3 「表券的支払手段」
  - 2.3 クナップの「貨幣」と私人間の取引
- 3 純粋資本主義論における一般的価値形態の成立
  - 3.1 自生的成立説の難問
    - 3.1.1 若干の問題整理
    - 3.1.2 マルクスの逆転論
    - 3.1.3 自生的成立説の難問
  - 3.2 「共通にあらわれる特定の商品」
  - 3.3 純粋資本主義論における一般的価値形態の成立

結びにかえて

参考文献

## はじめに

歴史的転換の最中にあるといわれる資本主義の現実を前に、経済学のあり方が改めて問われている。各国資本主義の多様な歴史展開を認識するにあたり、比較に基づく帰納的類型化という手法への関心が高まっているようである。その裏面として、発展段階的歴史観に基づく経済学、また、演繹的推理の強烈的な収斂力をもって精緻化される経済学は、単一の資本主義像を導き出しがちだとして、資本主義の多様性を把握する適性を欠くのではないかという指摘も見られる<sup>1)</sup>。

しかし、現実分析への第一次接近として、商品経済的利益の最大化という行動原則を出発点に据え、そこから推論を積み重ねてゆく経済学の進展も存在する。宇野弘蔵によって経済学が、原理論、段階論、現状分析の三領域に明確に区分されたことはよく知られている。宇野にとって『資本論』は、原理論として純化されるべきものであった。そのことによって「経済学の原理は、いかなる時代の、いかなる国の資本主義にも直ちにそのままにはあらわれない純粹の資本主義社会の経済的運動法則として展開されるのであるが、しかしいかなる時代、いかなる国の資本主義にしても、この原理的規定なくしては科学的に分析し、解明しえないという、そういう基本的規定を与えるものである」（宇野 [1962] 41頁）とされた。純粹資本主義社会なるものはどこにも実在しないのではあるが、現実のどの資本主義にも通底する原理として、自立した商品経済的論理の提示が目指されたといつてよい<sup>2)</sup>。

しかしその後の原理論研究の進展は、商品経済的論理のみでは純粹資本主義社会を構成しきれないという、その意味での外的条件の存在へと注意を向けることとなる。論理的な推論に徹することによって、逆に、推論しきれない部分が明らかにされるようになってきたわけである。この部分のことを「開口部」と呼ぶならば、純粹資本主義社会とは、「開口部」に一定の諸条件が嵌まり込むことで自立した一社会たりえていると考えられることになる。そのみならず、現実の資本主義が示す多様性のある部分については、「開口部」に作用する諸条件の変化を軸に捉えることも可能となろう<sup>3)</sup>。その意味からすれば、論理的な推理に徹することこそが、今まさに求められる理論的基礎作業ということになってくる。

本稿は、こうした問題関心に基づいて、貨幣の自生的成立説の検討を試みるものである。貨幣の自生的成立は、原理論では価値形態論において考察されてきた。とりわけ宇野以降の価値形態

1) この点については、さしあたり山田 [2008] とりわけ第1-3章、第4章(69-76)頁を参照。なお、原理論における推論形式として有効なのは、if A, then X. というよりはif A, then not Y. にあるという指摘が小幡 [2001] 65-6頁で論じられている。

2) もちろん宇野においても、商品経済的論理のみで純粹資本主義社会が導出できると考えられていたわけではない。資本が社会的再生産を編成するためには労働力の商品化が必須とされたが、これは商品経済的論理からは推論できない外的な要因であると強調されたことである。この点について、宇野はたとえば次のように述べている。

「資本の産業資本的形式は、商人資本的形式や金貸資本的形式と異って、資本形態がいわばそれ自身で展開するものとはいえない。この形式のいわば基軸をなす労働力の商品化は流通形態自身から出るものではないからである」（宇野 [1964] 44頁、注(3)）

3) 小幡道昭によって提示された「開口部」論に関して、宇野三段階論からの批判的進展関係が示されたものとしては、さしあたり小幡 [2008] を挙げるができる。

論では、商品と貨幣との非対称な構造が、商品世界からの貨幣の自生的成立を背景に置いて分析されてきたといつてよい。しかし、個別経済主体に即した商品経済的論理の追跡だけでは、一般的価値形態の成立を推論しきれないように思われる。本稿の目的は、まずこの点を、自生的成立説の典型を示すメンガーならびにマルクスの議論の検討を通して明らかにする。その上で、クナップの議論を参考にしつつ、どのような条件が加われば一般的価値形態の成立を論じうるか、という問題への回答も試みる。そのことを通して、市場をどのような論理で把握しうるかという問題への一試論を提示するとともに、純粋資本主義論が、事実上、原理論からもう一步踏み出した領域の議論に属するものであることを示す。

## 1 「最も市場性のある商品」

### 1.1 「なにも知ってなくても」

『資本論』現行版の冒頭部分では、価値の実体とは何であり、価値量はどのように規定されるのかという問題が考察されている。そして次いで検討されるべき問題として挙げられるのが、「貨幣形態の生成」(Marx [1890] S. 62, 訳94頁)である。マルクス (Karl Marx) によれば、「諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展をその最も単純な最も目立たない姿から光まばゆい貨幣形態に至るまで追跡すること」(Marx [1890] S. 62, 訳94頁)によって、「貨幣の謎 Geldrätsel (the riddle presented by money) も消え去る」(Marx [1890] S. 62, 訳94頁)のだという。なぜ貨幣は商品と非対称の特異な地位にあるのか。ひとまずこのことを「貨幣の謎」と呼ぶことにするならば、この「謎」は、貨幣形態(価格)の生成を示すことで解明できるのだとされる。日々観察される事象の意味や関連は、こうした考察を通して明確にできるものと思われるが、商品に関する日常意識についてマルクスは次のように述べる。

諸商品は、それらの使用価値の雑多な現物形態とは著しい対照をなしている一つの共通な価値形態——貨幣形態をもっているということだけは、だれでも、ほかのことはなにも知ってなくても、よく知っていることである。(Marx [1890] S. 62, 訳93頁)

確かに、「なにも知ってなくても」、商品に価格が付されていることは自明であり、それはたとえば「1kgの小麦は1000円」とか、「1着の上着は3000円」といったかたちで観察できる。仮にこの日常意識を出発点として「価格とは何か?」と問うならば、たとえば「円」の法制上の導入とその変遷の歴史を知ることになるだろう。すなわち、「円」は1871(明治4)年の「新貨条例」によって日本の通貨単位として導入され、一円は純金1.5gを意味するものであったこと。1897(明治30)年の「貨幣法」において純金0.75gをもって「円」と称すると改められたこと。さらに1987(昭和62)年の「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」によって、通貨単位である「円」は金の一定重量名を意味するものではないと改められたことなどを知ることができる。

少し見方を変えて、1 kgの小麦や1着の上着の代金として支払われる「通貨」<sup>4)</sup>とは何かと問うこともできるかもしれない。そのことによって日本で法制上「通貨」とされているのは、500円玉や1円玉といった硬貨<sup>5)</sup>と日本銀行券であることが分かる。また、日本銀行の財務諸表<sup>6)</sup>を見てみると、「負債」として計上される「日本銀行券」は、同行が保有する「資産」の裏付けによって発行される信用貨幣として捉えられていることも分かる。

このように、眼前で観察される事象を手掛かりとすることによっても、ある一定の方向性において貨幣に関する理解を深めることはできそうである。しかしながら、資本主義経済においてもそもそも貨幣とは何なのか？ 資本主義経済における貨幣を、理論的にはどのように把握しうるものなのか？ といった問題に十分な回答が導き出せるのかといえれば必ずしもそうとはいえない。そのためには、さらにもう一步踏み込んだ考察が必要となろう。貨幣理論が求められる所以である<sup>7)</sup>。

## 1.2 流通手段の自生的成立

「貨幣の謎」に対してマルクスは、商品に内在する価値がどのような仕組みで表現されるのか、そして諸商品の統一的な価値表現はどのように成立するのかという問題への論理的な考察を通して回答を示している。マルクスの商品貨幣説であるが、この点は後に改めて取り上げる。ここではまず、流通手段の自生的成立を論じるメンガー (Carl Menger) の議論を商品貨幣説の一典型として位置付けて<sup>8)</sup>、これを概観しておくこととする。

メンガーにとっての貨幣の本質とは、「一般通用交換手段 *allgemein gebräuchlichen Tauschmitteln*」(Menger [1923] S. 251, 訳(2)393頁)である。商品交換を俯瞰的に見るならば、メンガーは貨幣の本質を流通手段として押さえたといつてよい<sup>9)</sup>。この本質規定は、物々交換に

4) 「通貨」の多義性についてはよく指摘されるところである(たとえば日本銀行金融研究所編 [2004] 34頁を参照)。ここでは「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」における用法(通貨=貨幣(硬貨)+日本銀行券)に倣った。

5) いわゆる硬貨が現在の法制上では「貨幣」と規定されている。「貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円、及び一円の六種類とする。」(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 第五条)

6) 日本銀行の財務諸表は <http://www.boj.or.jp/type/release/teiki/kaikei/zaimu/> から参照できる。

7) Ingham [2004] では、貨幣理論が解明すべき基本的問題が3点にまとめられている。すなわち、(1)貨幣とは何か？ (2)貨幣はどのように創造されるか？ (3)貨幣価値はどのように決定されるか？ である(Ingham [2004] p. 10, 34.などを参照)。本稿はこれらの問題のうち、とりわけ(2)に焦点を絞って、資本主義経済における貨幣の論理的起源を考察するものである。

8) たとえば吉沢 [1981] 112頁, Ingham [2004] p. 19.を参照。なお、メンガーの貨幣起源論は1871年に刊行された『経済学原理』からその大要が得られるが、本稿では主に、息子のメンガー (Karl Menger) による遺稿編集を経て、1923年に刊行された『経済学原理』第2版を参照した。貨幣起源論に関する限り、初版から第2版において議論の大筋に変更はないものの、より詳細な叙述がなされていることがその理由である。また、必要に応じてMenger [1892] も参照した。

9) 「貨幣を他のすべての市場財から区別し(貨幣のすべての現象形態と発展段階をつうじて観察されるが、これに反して他の交易対象のどれについても観察されず)、それゆえ貨幣の一般的概念を規定するものは、財交換の一般的に使用される媒介物としての貨幣の機能である。」(Menger [1923] S. 316-7, 訳(2)471頁)

伴う困難の克服という観点から導き出される。ここでいう物々交換の困難とは、よく知られたい  
わゆる欲求の二重の一致の困難を指す。メンガーによればこの困難は、個別経済主体が「自分の  
個人的な目的を追求するなかで」(Menger [1923] S. 248, 訳(2)389頁)克服されるのだという。

その際に注目されるのが商品の「販売可能性 Absatzfähigkeit (saleableness)」(Menger [1923]  
S. 223, 訳(2)387頁)ないし「市場性 Marktgängigkeit」(Menger [1923] S. 247, 訳(2)387頁)と  
いう概念である。メンガーによれば、これに差異が存在するがゆえに、物々交換の困難は克服可  
能なのだという。たとえば、1 kgの茶を欲している手袋所有者がいるとする。彼は自分の手元  
にある幾ばくかの手袋と引き換えに1 kgの茶を獲得したい。しかし、手袋の「市場性」が低く、  
茶との直接的な交換が困難であると判断される場合、彼は必ずしも直接に欲しているわけではな  
い米との交換を、その「市場性」の高さを目当てに志向するのだという。

メンガーによれば、こうした「媒介的な交換という回り道」(Menger [1923] S. 248, 訳(2)389頁)  
は、はじめは「洞察力・実行力ともに最も優れた経済活動主体」(Menger [1923] S. 248, 訳(2)  
389頁)によってその有効性が認識される。しかし、他の経済主体がこれを模倣することによって、  
「一般通用交換手段」の成立に拍車がかかるのだという。

実習と模倣、教育と習慣 Gewohnheitの貢献は、この場合たしかに重要である。それらが  
大多数の人々の行為を機械的画一化の方向にもっていくことに助けられて、地方ごと時代ご  
とにその最も市場性のある商品の一部分がいたる所で一般的に通用する交換手段になったの  
である。つまり、たんに多数の人というだけでなく最後はあらゆる経済活動を行なう個人に  
よって、最初から機会と需求<sup>10)</sup>に応じて再度交換をおこなうという意図で、市場に出され  
た市場性の乏しい諸財との交換において、受領された探し求められる商品になったのであ  
る。これによって初めて、(一般通用交換媒介物という意味での)貨幣が出現したことにな  
るのである。(Menger [1923] S. 252, 訳(2)394頁)

ここからは、個別経済主体が自己の商品経済的利益の最大化という行動原則を共有するとして  
も、その具現様式に巧拙が存在するという。しかし、拙いかたちの行為は巧者のそれを真似  
る(もしくは真似せざるをえない?)ことで矯正されうるということ。その意味において、社会  
的強制力とでもいふべき問題の分析へと繋がる視点を読み取ることができるように思われる。し  
かしそれはひとまず措くとすれば、以上の議論を通じて、貨幣の本質を司るものとしての流通手  
段が導き出される。その際に一点注目しておきたいのは、メンガーの貨幣観を特徴的に示してい  
ると思われる以下の見解である。

10) メンガーは「需求 Bedarf (requirements)」を次のように規定している。「われわれは、一定の時間  
の範囲内で、ある経済主体の欲望を量的および質的に完全に満足させるのに必要な財の数量の全体を、  
その主体の需求と呼び、その目的のためにこの時間内に彼に自由になる手段をば、彼に支配可能な財  
数量と呼ぼう。」(Menger [1923] S. 32, 訳(1)67-8頁)

個々の経済主体は財の調達にたいする利害関心によって、彼らのこうした利益の認識の進歩につれて——合意も立法上の強制もなしに、いや共同の利益についても何ら顧慮しなくても——自分の個人的な目的を追求するなかで、媒介的な交換行為を、だんだんと、そしてしまいにはそれを財の販売の正常の形態としておこなうようになっていく。(Menger [1923] S. 248-9, 訳(2)389頁。なお引用文中の傍点強調は原文による。以下同様)

流通手段の成立には「合意」や「立法上の強制」、利他的行動は不要であり、各人がただ自分の目的を目指して邁進しさえすれば、自ずと「媒介的な交換行為」が一般化するのだという。ここでは流通手段が、交換行為を通して自生的に生み出されるものとして理解されている。そしてここには、「貨幣」の成立にとって合意や法律を不可欠とする見解に向けた批判が含意されるということは明らかであろう。事実メンガーは自身の貨幣起源論を、この見解に対置させるかたちで提示している<sup>11)</sup>。「貨幣」の一般的概念にとって合意や法律を不可欠とする学説は、流通手段としての貨幣から派生する支払手段機能の過大評価に基づく謬論として退けられている<sup>12)</sup>。

### 1.3 「最も市場性のある商品」

以上のように概観できるメンガーの議論の要諦が、商品の「市場性」という概念と、〈模倣する経済主体〉にあるという点を見て取ることにそれほどの困難はない。しかし、とりわけ商品の「市場性」という考え方を軸に流通手段を導出しようとするれば、即座には首肯し難い難点に突き当たるようにも思われる。もちろん、売れやすい商品／売れにくい商品という線引き自体が不可能だといったわけではない。この点は、諸商品の「市場性」の程度に差が生じるのはなぜなのかという点を考察したメンガーにひとまず倣ってもよい。

たとえばメンガーは、軽い綿製品は地球上のどの地域でも売ることができるが、厚手の毛皮製品は寒冷地でしか売ることができない、中型の手袋や帽子・靴の方が特大型のそれよりも売れやすい、耐久性に富む商品の方が「市場性」の高さを維持できるといったように、「市場性」の差を、使用価値の差異に求める箇所がある。また、当該商品の交換や消費を制限する法律や慣習の存在が、その商品の「市場性」を低めるとか、輸送手段の発達や輸送費の低減は商品の「市場性」を高めるといったように、社会状況の観点から「市場性」の差が説明される箇所もある<sup>13)</sup>。確かに、必需品といった、多くの人を買わざるを得ない商品もあるのかもしれない。また、輸送手段や保存手段の発達や、市場の組織化の進展といった社会状況が、商品の売れやすさ／売れにくさに関

11) Menger [1923] S. 333-5 (訳(2)490-2頁), Menger [1892] pp. 240-1.などを参照。

12) Menger [1923] S. 282-3 (訳(2)430-2頁), 318-24 (訳(2)472-480頁)などを参照。

13) Menger [1892] pp. 246-7, Menger [1923] S. 223-40 (訳(2)356-79頁)を参照。なお、商品の「市場性」は様々な要因によって規定されるものとして、それが人的・場所的・量的・時間的な観点からそれぞれ考察されている。ただ、その議論をさらに仕分けてみると、商品の使用価値上の観点から売れやすい／売れにくいという議論がなされている部分と、売れやすい場合／売れにくい場合といったかたちで社会状況の観点から議論されている部分とに大別できるように思われる。

係することはあろう。そして仮にこの点を受け入れるのであれば、メンガーの次の言説にも一見同意せざるをえないかとも思われる。

物々交換にとまなうこれらの困難（欲求の二重の一致の困難——引用者）は財交易および職業上の分業，またとりわけ不確定な販売に向けた財の生産を進展させることへの障害になっている。この障害は，もしすでに事物そのものの本性の中にそのような障害を除去する補助手段の萌芽が，すなわち諸財の市場性の差異（販売可能性および通用性のよさ）がなかったとしたならば，大部分はまさしく克服不可能な障害であったことであろう。（Menger [1923] S. 247, 訳(2)387頁）

前項で見たように，商品の「市場性」に差異あればこそ，進取の気性に富む経済主体をきっかけとした流通手段の導出が説ける，というのがメンガーの議論の大筋であった。しかし，「事物そのものの本性の中に in der Natur der Dinge selbst (in the very nature of things)」見出されるのだという「諸財の市場性の差異」が，諸商品の使用価値上の差異というほどの事柄を意味するものであるならば，「最も市場性のある商品」こそが「貨幣」になるのだというメンガーの議論は，なぜ「貨幣」が「最も市場性のある商品」なのかという問題への回答にはなりえまい。なぜ「最も市場性のある商品」なのかという問いに対して，もともと「最も市場性のある商品」だからだと返答するのは循環論である。

このように考えてみると，メンガーの「貨幣起源論」は，あらかじめ「貨幣」を導入しておいた上で，鋭敏な経済主体にそれを探索させるかたちの議論になっていることが分かる<sup>14)</sup>。その意味でメンガーの議論は，既に存在する「貨幣」の発見過程が論ぜられる〈貨幣発見論〉であるといってよい。そして，そうであるとするメンガーの議論は，「貨幣」の成立にとって合意や法律を必須の契機とみなす学説に対しての，正面からの批判には必ずしもなっていないことにもなる。なぜならば，議論の前提として「最も市場性のある商品」が存在する以上，「貨幣」の成立は，「合意も立法上の強制もなしに，いや共同の利益についても何ら顧慮しなくても」既に果たされていることになるだろうからである。「貨幣」の成立を交換過程に即したかたちで論ずるといっているのであるならば，「最も市場性のある商品」なるものをあらかじめ埋め込む<sup>15)</sup>のではなく，論証できるかどうかは別にすると，少なくとも，なぜ「最も市場性のある商品」が生ず

14) メンガーの「貨幣起源論」の検討点については吉沢 [1981] 112-9頁，岡田 [1998] 16-20頁なども参照されたい。

15) 「しかしそれが市場性に最も富む理由は，ただこれだけが残りのあらゆる商品と比較してより販売可能性があり，したがって通例それだけが一般的に使用される交換手段となりうるからなのである。」（Menger [1923] S. 250, 訳(2)392頁）

るのかという方向で考察が進められるべきではなかったかと思われる<sup>16)</sup>。その意味においてメンガーの議論は、筆者の問題関心とはズレる。

第3節では、商品貨幣説のもう一つの典型として、マルクスの価値形態論を背景とする宇野弘蔵以降の議論を取り上げ、この問題を再び考えてみる。商品価値の表現という観点からなされる一連の議論は、貨幣の本質を流通手段として捉えるメンガーの議論とは異なるとはいえ、拡大された価値形態から一般的価値形態への移行に際して固有の難問を生じさせる。それは、なぜ特定の商品によって諸商品の価値が統一的に表現されるようになるのかということであり、このことは、なぜ「最も市場性のある商品」が生ずるのかという問題と一脈相通ずる。しかしまずは、「貨幣」の成立にとって合意や法律こそを重視する学説を概観しておくこととしたい。

## 2 クナップの「貨幣」と私人間の取引

貨幣を合意や法律の産物とみなすいわゆる「協約説 Konventionstheorie」(Menger [1923] S. 334, 訳(2)491頁)の始原は、はるか古代ギリシアの時代にまで遡ることができる<sup>17)</sup>。前節で見たメンガーには、この学説の系譜が丹念に紹介された注がある。そこでは貨幣起源論の展開が、協約説から自生説への発展という図式で捉えられている<sup>18)</sup>。もちろん、数千年の歴史を持つとされるこの学説を、仮に協約説としてひとまず括るとしても、それぞれの議論を検討していけば、視点や強調点の置き方に微妙な差異は見出されるはずである。しかし以下本節では、「論点に目新しさはなかったが、貨幣に関する形而上学的問題への没頭という点において経済学の歴史上匹敵するものがない」(Ellis [1934] vii)とも評される<sup>19)</sup>、クナップ (Georg Friedrich Knapp)<sup>20)</sup>の『貨幣国定学説』を題材にして、貨幣と国家という問題を概観する。

16) もちろん、メンガーの議論にこの視点が全く見出せないというわけではない。たとえば次のような叙述は、なぜ「最も市場性のある商品」が生ずるのかという問題に対する回答と見なせなくもない。

「他の商品とくらべての貨幣の特性は、……実際には、どの人にも、自分の市場性の劣る商品をひとまず交換することが得だと考えさせる貨幣商品の、相対的に大きな市場性、慣習によって、またさらに国家の施策によってさらに高められた市場性にある。」(Menger [1923] S. 256, 訳(2)398-9頁)。ここでも、「相対的に大きな市場性」というかたちで既に「貨幣」らしきものが前提されているとはいえ、「最も市場性のある商品」がなぜ生ずるのかという問題に対しては、「慣習」と「国家の施策」が挙げられていると読むことができる。

17) メンガーは、典型的な「協約説」を次のように説明している。すなわち、「彼らは、まず単純な交換取引によって取引に生じる困難を叙述し、次にこの困難を貨幣の導入によって取り除くという可能性についてふれ、さらに貴金属がこの目的にとってとくに適していることを叙述し、最後にアリストテレスの名をあげて、人々のとりきめによって貴金属が実際に貨幣になる、という結びにいたる」(Menger [1923] S. 334, 訳(2)491頁)。

18) Menger [1923] S. 255-7 (訳(2)397-400頁), 333-5 (訳(2)490-2頁)を参照。

19) こうした評価が存在する一方で、シュンペーター (Joseph A. Schumpeter) に見られるような辛目の評価もある。「彼の説は単に法律的に妥当な支払手段と考えられる貨幣の「性質 nature」の理論たるに過ぎなかった」(Schumpeter [1954] p. 1090, 訳2295頁)

20) 経済学説史においてクナップは、ドイツ歴史学派の一員として挙げられる。ドイツ歴史学派におけるクナップの位置付けについては、さしあたり田村 [2008] を参照。

## 2.1 「最も悪しき貨幣といえども」

独自に案出する用語を駆使して種々の貨幣制度を整理し、国家的見地からいわゆる「金属論者Metallist」(Knapp [1905] S.7, 訳11頁)の誤りを正そうとするクナップの議論は、名目学説(nominalism)、とりわけ表券学説(chartalism)として位置付けられるようである<sup>21)</sup>。クナップによれば「金属論者」とは、「円」という通貨単位とは何なのかという問題に対して、たとえば純金0.75gと回答し、通貨単位と貴金属との結び付きが貨幣制度の本質をなすと考える者なのだと言われる。これに対してクナップは、債権債務関係の額面(名目)上の連続性が維持されることこそが、貨幣制度にとって本質的なのだとする<sup>22)</sup>。貨幣制度の歴史展開次第によっては、通貨単位と貴金属との結び付きが切断されることもありうる<sup>23)</sup>という観点から、「名目論者Nominalist」(Knapp [1905] S.7, 訳11頁)として自らを「金属論者」に対置している。また次項で見ると、クナップにおいて貨幣とは、「表券的支払手段chartale Zahlungsmittel (chartal means of payment)」(Knapp [1905] S.31, 訳48頁)と規定される。しかしこれも、十全な貨幣理解に到達しようとするれば、必然的に「金属論者」にはなりえないという見解の反映といつてよい<sup>24)</sup>。この点について、クナップは端的に以下のように述べている。

21) エリスによれば、貨幣に関してクナップが「名目性Nominalität (nominality)」・「表券性Chartalität (chartality)」というとき、そこには同じ事柄が含意されていたのだという。ただしクナップ以後の「表券性」とは、貨幣を国家の創造物と捉える固有の意味に解釈されるものとして、これに「表券学説」という名称が充てられている。また、計算単位の自生的合意という意味に限って、交易慣習に貨幣起源を見出す見解は、ドイツでは「請求権学説Anrechttheorie」・「指図学説Anweisungstheorie」あるいは「象徴学説Zeichentheorie」と呼ばれていたようである。ただし、各説の差異を限定することなく通俗的には、「名目学説Nominalismus」として括られたのだという。エリスは、クナップの「表券学説」と区別するために、こちらの学説には「伝統的な名目学説orthodox nominalism」という名称を充てている。つまり大分類としての「名目学説」の中に、「表券学説」と「伝統的な名目学説」とが包含されることになる(Ellis [1934] pp.4-5)。

ここからエリスは、「表券性」と「名目性」という二つの概念の区別を、クナップが曖昧に用いた点は悔やまれるとする。エリスによれば、「表券性」とは、貨幣がある量の債務支払力の象徴symbolになるという性質を、国家によって与えられることを意味する。他方「名目性」とは、貨幣の諸機能が、その額面で通用する性質を、国家もしくは交易を通じて与えられることを意味する(Ellis [1934] p.35)。

なおシュンペーターは、貨幣と商品との類縁性こそが貨幣にとって本質的であるとする理論的／実際の見解を「金属学説」としてまとめ、その対極に位置する理論的／実際の見解に「表券学説」という名称を充てている(Schumpeter [1954] pp.288-9, 訳601-2頁)。

- 22) 「多数の人々は、国家は成立せる債務についてはまた以前の支払手段の継続せることをも承認すると信じているが、法制史の教える所によれば、国家は単に古き債務相互の間における相対的大いさを承認するに過ぎない——しかも支払手段に関しては、国家は時々これを変更するであろうことを言明する」(Knapp [1905] S.11, 訳18頁)。このように、ある貨幣制度の下で形成された債権債務関係が、次の貨幣制度において適切に換算・維持されることを、クナップは「後進的接続rekurrenten Anschluß」と呼んでいる。
- 23) この点についてクナップは、通貨単位の歴史性を繰り返し強調している。「以後使用せらるるに至るべき価値単位 Werteinheitは、その前の価値単位に対する比例如何を確定することにより定義せられる。それはかくて歴史的に定義せられる」(Knapp [1905] S.17, 訳27頁)、と。なお、ここでいわれている「価値単位」とは、「支払の多しさを言表すに用いる単位に他ならざることである」(Knapp [1905] S.6-7, 訳10頁)ということから、通貨単位として解釈できる。
- 24) 「自然的の人は金属論者である。理論的の人はこれに反して必ず名目論者と成らざるを得ない。なんとすれば価値単位を金属量として定義することは一般的に可能でないから。」(Knapp [1905] S.8, 訳13頁)

鑄貨学者Münzkennner (numismatist) は単に貨幣なる制度の生命なき残滓に関係せるに過ぎざるため、一般にこれについては少しも理解を持っていない。

それだけでなく、鑄貨学者をして真実の紙幣を理解せしめんとするも施すべき策を知らない。この種の貨幣は最も疑視すべきもの、実に正しく危険であるとの慰安をここに引用してはならない。何となれば最も悪しき貨幣といえども、それが悪貨幣なるがためには必ず貨幣でなければならぬため、やはり貨幣学説に属しているからである。(Knapp [1905] S.1, 訳1-2頁)

ここには、「鑄貨学者」という言葉に言い換えられた、「金属論者」に対するクナップの評価が率直に表明されている。クナップによれば、多くの者は貨幣を鑄貨から理解しようとするが、これは誤りである。なぜならば、鑄貨は貨幣の遺骸であり、その考察を通して貨幣の実相に迫ることはできないからなのだという。このことは、「金属論者」が紙幣に直面するときを生じるのだとされる<sup>25)</sup>。では、貨幣の実相はいかにすれば把握できるのか。「金属論者」にとって紙幣とは忌避すべき「悪貨幣」かもしれない。しかし、それは貨幣であるがゆえに「悪貨幣」たりうるのものである。とすれば、貨幣学説は鑄貨のみならず「悪貨幣」をも均しく説明しうるものでなければならない。こうした観点から、上記引用文のすぐ後に「1866年のオーストリアの政府紙幣 Staatsnoten (State Note)」<sup>26)</sup> が引き合いに出される。そして、自分には「悪貨幣」たる紙幣を人々に推奨せんとする実践的意図はないと断った上で、「今までほとんど与えられなかった注意を紙幣の研究に捧げんとするものである」(Knapp [1905] S.1, 訳2頁) と自著の特徴を明記する。前節で取り上げたメンガーには、逸脱した貨幣(悪貨幣)として紙幣を捉える側面<sup>27)</sup> が見出せるのであるが、クナップは逆に、正則の貨幣として紙幣を捉えようというわけである。

## 2.2 「表券的支払手段」

### 2.2.1 考察の指針

「貨幣は法制の創造物である」(Knapp [1905] S.1, 訳1頁) という言葉をもって始められる

- 25) メンガーによれば、高度に発達した市場においては、有用金属としての「貨幣」の性格が見失われてしまうこともあり、ここから、「貨幣」を単なる価値表章とみなす見解も提示されるのだという。しかしメンガーは、こうした見解を次のように批判する。「もしも、貨幣の有用金属としての性格が何らかの事件によってなくなったとすれば、貨幣の交換能力も、その背後にあった慣習もとも、すぐさま消失することは明白である」(Menger [1923] S.335, 訳(2)492頁)。この部分では、「金属論者」として括られうるメンガーの見解が端的に示されているといえよう。
- 26) この年(1866年)の6月に、オーストリアは対プロイセン戦争(普墺戦争)を行なっている。ナポレオン3世の休戦提案によって、同年8月23日にプラハ平和条約が成立し、オーストリアは償金2000万ターレルを支払うこととなった(末川 [1996] を参照)。
- 27) 「18世紀末および19世紀初頭にあらわれたフランス政府のアッシニア紙幣とマングート紙幣、オーストリア政府の銀行紙券 Bankozettel, 交換前払証券などは、その流通の末期にはたしかに機能劣悪で病的な貨幣であるうえ、不当な強制と紙幣発行権および司法行政権の濫用によってようやく流通するに過ぎない貨幣であった。けれども、それらが先に想定した取引における機能(流通手段機能——引用者)を果たしていた限りでは疑いもなく貨幣だったのである。」(Menger [1923] S.313-4, 訳(2)467頁)

『貨幣固定学説』において、「貨幣」と「国家」は不可分のものとされる。クナップは、自説を展開する事実上の冒頭部分において以下のように述べ、まず「国家」を市場に関係させている。

……一社会圈内たとえば国家において慣習 Sitte が発達し、かつ漸次法制が交易せらるべき総ての財は一定の財の一定量、たとえば銀の一定量に代えて交換せられるということを承認するに至れば、この時銀は狭い意味における交換財となったのである。

事ここに至れば、この財はその適用せらるる範囲に対して一般的交換財と呼ばれる。一般的交換財はこの時社会的取引の施設 Einrichtung (institution) であり、それは最初慣習により次いで法律によってその社会において一定の用途を得たる財である。(Knapp [1905] S. 3, 訳4頁)

ここで注目すべきことは、クナップの議論が、メンガーが提示する流通手段の自生的成立説と必ずしも対立するものではないという点であろう。もちろん、クナップのいう「慣習 Sitte」が、流通手段の自生的成立という意味でのメンガーの「慣習 Gewohnheit」と同一かどうかという問題は残される。しかし上記引用文で指摘されている限りにおいてはではあるが、ここで法制が果たす役割とは、あくまでも「慣習」の下に存在する流通手段の追認にすぎない<sup>28)</sup>。

また後で取り上げるように、クナップは、「国家」による受領という点を貨幣規定において重視し、「国家」が受取人にも支払人にもならない〈私人間の取引〉のことを、「非中心的 parazentrisch (paracentric)」と呼んでいる。そして、この「非中心的支払における秩序は多くの場合いわば自ら発生する」(Knapp [1905] S. 86, 訳134頁)のだとも捉える。もちろんクナップが、「貨幣」を「法制の創造物である」と考えたことに疑問の余地はない。しかしそのことは、必ずしもメンガーの貨幣起源論と相容れないということを意味しない。むしろこうしたクナップの言説は、「貨幣」となる商品の「市場性」が、「国家」によって増幅されうるというメンガーの考え方と整合的であるともいえる<sup>29)</sup>。とはいえ、先にも述べたように、クナップにとっての「貨幣」とは「表券的支払手段」である。

貨幣は常に表券的支払手段を意味する。すべての表券的支払手段を吾々は貨幣と呼ぶ。貨幣の定義はすなわち、表券的支払手段である。(Knapp [1905] S. 31, 訳48頁)

ここでは「貨幣」の定義として、支払手段に注目がなされている。さらに、「貨幣」の要件を満たすためには、「支払手段」というだけでは不十分とされ、それは「表券的」でなければならないのだともされている。以下、クナップの「貨幣」を概観していくが、考察の指針としては、

28) もちろんクナップにおいては、このときに「国家」は通貨単位を制定する。そのことが後に見るように、通貨単位や債務の名目性という論点に繋げられることになる。

29) この点に関しては、本稿の注16を参照されたい。

さしあたり二つの論点が挙げられることになろう。すなわちまず一点目は、なぜクナップは貨幣規定として支払手段に注目したのかということ。そしてもう一点は、「表券的」とはどのような意味かということである。この二つが明らかにできれば、クナップの「貨幣」すなわち「表券的支払手段」の意味も自ずと掴めるはずである。

### 2.2.2 債務の名目性

クナップが支払手段に注目する理由の一つとしては、商品交換の通念に対して掛売買の存在を指摘し、そこで生じる債権債務関係を維持する国家の役割を重視した点を挙げることができる。

今日の理論家は支払は直ちに結果するものとして考察せんとする傾向があり、技術家は、当事者は穀物を交付しこれに対して若干重量の銀を受け取るものであると考えている。しかしながら支払が直ちに弁済せられざる時は、残存せる支払うべき義務、すなわち債務が存在している。而して国家は法の維持者として、この技術的ではなく法律的な現象に対して一定の地位をもっている。国家はその裁判制度によって成立せる債務を維持する。(Knapp [1905] S.9, 訳14頁)

ここではまず、商品取引は現金売買だけではなく、掛売買をも視野に収めて考察すべきことが指摘されている。そしてその際には債権債務関係が生ずるが、国家はこの「法律的な現象」に対して、「法の維持者として」ふるまうのだとされる。すなわち、当事者に訴訟の権利を与えるということであろう<sup>30)</sup>。確かに、あらゆる商品交換を即時支払と想定することはあまりに極端かもしれない、掛売買も等位に想定されてしかるべきなのかもしれない<sup>31)</sup>。またここでいわれている「国家」は、先に見た「慣習」を単に追認する以上のものとされているようにも思える。しかしこれも、商品交換のありうべき帰結を見越した上での周到な目配りといえなくもない。実際、クナップにとって「法の維持者として」の「国家」の存在は、「表券的」という規定を導き出す前提となる。

クナップは、支払手段で償却されるべき債務を「支払手段債務 lytrische Schuld (lytric debt)」(Knapp [1905] S.9, 訳14頁)と呼ぶ。そして、通貨単位ならびに支払手段を変更しうる「国家」の観点から次のように述べる。

国家の立場より考察すれば、支払手段債務はその時々を支払手段にて支払わらるべき債務である。しかるに国家にして支払手段を変更せんか、これと同時に換算を行う場合の基準となるべき規則を設ける。されば新しい支払手段は常に古い支払手段に後進的に接続し、ただこの

30) 英訳版 (*The State Theory of Money*) p.11. を参照。

31) 小幡 [2006], 小幡 [2008] 89-92頁では、商品に内属する価値を基礎にして、物品貨幣と、商品価値が債務証書のかたちで独立する信用貨幣との等位分化説が提示されている。

接続によってのみ新しい支払手段は取引に対して使用し得べきものとなる。何者変更の際に古い債務は消滅せずして償却せられうる事が配慮せらるべきであるから。(Knapp [1905] S. 12, 訳18頁)

通貨単位ならびに支払手段を変更する権能を有する「国家」は、既存の「支払手段債務」を新たなそれへと読み替えるための基準を設置するのだという。たとえばAという通貨単位と支払手段aが用いられている時に1000Aという債権債務関係が生じたとする。次いで、「国家」がBという通貨単位と支払手段bを新たに採用したとすると、どれだけの支払手段bが支払われるべきかという問題が生ずる。しかし、「国家」がたとえば $2A = B$ という比率を定めるならば、それまでの1000Aの「支払手段債務」は500Bと読み替えられ、支払人は「支払手段債務」として500Bに相当するだけのbを受取人に支払えばよいことになる。もちろんこのとき、受取人に渡される支払手段はaではなくbとなる。しかし「国家」が重視するのは、支払手段aでの債務償却ではなく、新旧の「支払手段債務」が $2A = B$ という比率で連続性を保つことなのだとされる。

国家は支払手段債務をもって、債務の設定当時行使せられていた支払素材の意味における実質債務と解釈せずして、償却の時行使せられていた支払素材をもって償却し得る名目債務なりと見ている。(Knapp [1905] S. 12, 訳19頁)

以上の議論をまとめてみれば次のようになろう。まず、商品交換は掛売買をも視野に入れて考察されるべきである。そして掛売買においては債権債務関係が生ずるが、「法の維持者としての」国家は、この関係が維持されるように配慮する。具体的には「国家」は、債務をその時々支払手段で償却されるべき「名目債務」とみなし、新旧の「支払手段債務」の連続性が保たれるように換算基準を設置する。つまり、諸事情により通貨単位や支払手段を「国家」は変更するのであるが、そのために必要な措置も取るというわけである。ここまでくれば、「表券的」という規定の道程までには、あともう一步である。

### 2. 2. 3 「表券的支払手段」

クナップは支払制度を大きく二つに大別する。一つ目は、「素材測定制 Authylisums (authylism)」と呼ばれており、この制度下では、支払の度毎に支払素材の内実が検査されることになる<sup>32)</sup>。その最も重要な一例として、「金属秤量制」が挙げられている<sup>33)</sup>。「素材測定制」

32) 「素材それ自身が、物理的測定に従って充用せられる時、承認せられたる交換財として役立つ場合には一般に、この制度を素材測定的と名づけたい。」(Knapp [1905] S. 6, 訳9頁)

33) 「金属秤量性は金属を只素材として認め、この素材の筒片が具備する形態に関してはすこしも法律的顧慮を廻らさない。この素材の分量はただ物理的方法によってのみ測定せられる。すなわち金属にあっては秤量によって測定せられる。故に交換財はその使用せられる都度一々秤量して受取人に与えられる。秤量なくしては、金属秤量的支払手段は充用せられるべくもない。」(Knapp [1905] S. 4, 訳6頁)

は「金属論者」の見解と合致する。とはいえこの制度下では、「真実の紙幣」をも包含しうる「貨幣」の成立は望めないのだという<sup>34)</sup>。クナップによれば、「貨幣」は「公布的proklamatorisch (proclamatory)」ないし「表券的」な支払制度の下で成立する。しかし、そのためには「定形主義Morphismus (morphism)」が必要条件となる。では「定形主義」とは何か。当時の支払制度を念頭に置きつつクナップは次のように説明する。

吾々は一定の形態を具えた、動かし得る物をもって支払う。更に尚、記号を有する、一定の形態を具えた、動かし得る物をもって支払うというべきであろう。……

……尚その上に、吾々は法律的に意義を有する簡片をもって支払うことが本質的として付加せられねばならぬ。我々の法制は只かくかくの形態を具えた簡片のみが支払手段として許容せられる旨を規定する。簡片の特徴は法律上において規定せられる。……

現在に一般用いられている支払手段は常に、法律的の意味においてこの簡片制度をもって。それは「定形的」である。……

……しかるにこの形態及び記号にして、何が支払手段なるか否かの境界を定めることに対して意義を有するに至れば、ここに定形主義が成立する。(Knapp [1905] S. 22, 訳34-5頁)

つまりごく単純化してみるならば、「素材測定制」と対比される「定形主義」とは、法的に規定された支払手段の個数勘定によって支払が行われることとってよい<sup>35)</sup>。それゆえ「定形主義」においては、支払手段を一々検査する手間を省きうることになる。したがってクナップによれば、支払手段の「通用は公布的たることが出来る」(Knapp [1905] S. 24, 訳38頁)のだという。ここでいわれる「公布的」とは、「かくかくの外観を有する簡片は、これこれだけの単位に通用すべし、という条項が公布せられる」(Knapp [1905] S. 24, 訳38頁)ということであり、通貨単位や支払手段の変更と同様に、これも「国家」の権能に属する問題とされる。

たとえば100円铸貨があるとする。「定形的」かつ「公布的」な支払制度においては、それが貴金属から铸造されているのか、それとも卑金属から铸造されているのかといったことは問題にならない。さらに、その铸貨に100円分の貴金属なり卑金属なりが含有されているかどうかも問題ではない。重要なことは、その铸貨が支払手段として法的に規定された「形態及び記号」を有しているかどうかであり、その条件を満たすのであれば、1000円の債務はこの铸貨10枚で償却できるということである。もちろん、「定形主義」が直ちに支払素材の不問を引き寄せるわけではない。しかし個数勘定による「定形的」支払は、支払手段からその素材性を喪失せしめうるなのであって、

34) 「何らかの素材それ自身が支払手段たる間は、未だ貨幣は存在しない」(Knapp [1905] S. 21, 訳33頁)

35) もっともクナップによれば、「定形主義」の下でも、その通用が「従量的al marco」に規定される場合には、支払は個数勘定ではなく、铸貨重量に基づいて行われるのだという。デユカテン金貨Dukaten (ducat) を例にとりて、クナップはこれに「秤量的=定形的支払手段pensatorisch-morphische Zahlungsmittel (pensatory morphic means of payment)」(Knapp [1905] S. 23, 訳37頁)という名称を充てている。

可能性としてではあるが、「真実の紙幣」による支払への途を開くのだとされる<sup>36)</sup>。

このことの類比として、クナップは、クロークに預けたコートと引換札、郵便料金と切手との関係を挙げ、それらを「表号 Marke (ticket もしくは token)」(Knapp [1905] S. 26, 訳40頁) という概念で括っている<sup>37)</sup>。さらに、ラテン語で「表号」を意味する Charta から形容詞 chartal を造り、以上の事柄が「表券性」と呼ばれる。クナップ説の核心にとって、引換札や郵便切手との類比が妥当であるかどうかは若干疑問であるものの、クナップにとって、「定形的」かつ「公布的」であることが「表券的」とされている。要するに「表券的支払手段」とは、「国家」によって指定された支払手段を指すものであることが分かる。

### 2.3 クナップの「貨幣」と私人間の取引

およそ以上の議論を通じて、クナップの「貨幣」は導き出される。先にも触れたように、その射程には、「金属論者」には捕捉不可能とされた「真実の紙幣」をもが収められている。確かに、通貨単位や支払手段を指定しうる「国家」の権能に基づいて考えてみれば、その延長上に「真実の紙幣」が待ち構えているかもしれないようにも思えてくる。

そこで極端な例として、「国家」が政府紙幣を発行してそれを支払手段に指定したと考える。このとき、果たして経済主体の側にそれを受け取る根拠が見出せるだろうか。もちろん、「国家」の権能が前提されるというのであれば、その行使は「国家」の任意であろう。そして、私的な経済主体はその決定に服さざるを得ないのかもしれない。ただこの点についてクナップは、法律の効力が及ぶ国内での「貨幣」使用に焦点を絞って次のように説明する。

何が国家の貨幣制度に属し、何が属しないか？ ここに何よりも重大なるはこの限界をあまり狭く設けないことである。

国家の発行を以って標識としてはならない……また一般的受領強制を標識に充てることはできない……

吾々が国庫に向けられた支払における受領を標識として利用する時、現実にも最も密接な関係に立つ。これによれば国家に宛つる支払を弁済し得る総ての支払手段は国家の貨幣制度に所属する。さればその限界を決定するものは発行の如何ではなく、吾々の受容 Akzeptation (acceptation) と命名するものである。故に国家の受容が国家的貨幣制度の範囲を境界づける。ここに国家の受容とはただ国庫における受領、すなわち国家がその際受取人として考えられる受領のことである。(Knapp [1905] S. 85, 訳132-3頁)

36) Knapp [1905] S. 28-30, 訳43-7頁。

37) Knapp [1905] S. 25-6, 訳40-1頁。ただし、コートの引換札や郵便切手の例が、クナップが射程に収める「真実の紙幣」の理解を助けるかどうかという点は疑問である。なぜならば、コートの引換札にはコートという裏付けが、郵便切手にはそれに相当する代金支払いの裏付けが前提されるであろうからである。これらはむしろ、クナップが批判の対象とした「金属論者」の見解と親和性を持つであろう。

貨幣らしきものがあるとして、それが「貨幣」であるのかないのかは、「国家」が受領するかしないかによって判別されるのだという。「国家」が受領するものこそが「貨幣」であるというわけである。つまり、「貨幣」すなわち「表券的支払手段」といわれるときの「支払」とは、何よりもまず国家に宛てた支払が念頭に置かれているという点には注目がなされてよい<sup>38)</sup>。そしてこの限りにおいてであれば、仮に「国家」が国内の経済主体への支払に「真実の紙幣」を充てたとしても、受取人（国内の経済主体）の側にもそれを受け取る根拠が見出せる<sup>39)</sup>。なぜならば、自らが「国家」に対して支払を行う際には、この受け取った「真実の紙幣」を充てればよいからである。もちろん、「国家」へ支払う必要がある以上の「真実の紙幣」を、個別経済主体が受け取らざるを得ないかどうかという問題は残される。しかしそれをひとまず措くとすれば、「国家」と個別経済主体との間での、「貨幣」を循環させる回路は築くことができる。

では、「国家」が受取人にも支払人にもならない支払、すなわち「非中心的」な支払についてはどうか。「真実の紙幣」をも包含する「表券的支払手段」を「国家」が受領するということは、それが私人間の取引でも用いられざるを得ないことを保証するものだろうか。先に引用した箇所を含むが、私人間の取引について、クナップは次のような見解を述べている。

私人間における支払はすべて非中心的支払に属している。非中心的支払の秩序は多くの場合いわば自ら発生するものなれば、かかる支払は系統的には一般に信ずるが如くしかしかく重要なものではない。(Knapp [1905] S. 86, 訳134頁)

「非中心的支払の秩序」、つまり原理論でいうところの商業信用に基づく信用関係を指すものと思われるが、これは私人間で自生的に形成されるものなので、クナップ体系においては重要な問題ではないとされている。もちろん、クナップがそのように判断するというのであればそれはそれでもよい。しかし裏側からいえば、私人間の取引における政府紙幣の利用は、必ずしも保証されることが含意されると読むこともできる。

もっともクナップは、なぜ私人間の取引に「表券的支払手段」が用いられるのかという問題の説明として、おおよそ次のような議論を提示してはいる。すなわち、債権者の立場から考察すれば「表券的支払手段」を受け取ることに抵抗を感じるかもしれない。しかし債務者の立場から考察すれば、「表券的支払手段」での支払に抵抗は感じないはずである。しかるに経済主体は現実には、債権者であると同時に債務者でもあるのだから、仮に「貨幣」が政府紙幣のようなただの紙片であるとしても、それは私人間の取引にも用いられるのである、と<sup>40)</sup>。

確かに、状況解釈としては一理あるのかもしれない。しかし、政府紙幣での支払は認めないと

38) 用語の問題として、こうした「国家」が受取人となる支払に「中心受取的epizentrisch (epicentric)」(Knapp [1905] S. 86, 訳134頁)という名称が充てられている。

39) このように「国家」が支払人となる支払には「中心支払的apozentrisch (apocentric)」(Knapp [1905] S. 86, 訳134頁)という名称が充てられている。

40) Knapp [1905] S. 36-40, 訳56-63頁。

いう私人間の約款を考へてはならない理由はどこにもない。また、即時支払を考へてみても、政府紙幣に対しては自商品を売らないということも考へられる。「国家」が受領するからといって、私人間の取引でも政府紙幣が用いられざるを得ないという必然性までは論証できまい<sup>41)</sup>。これは、「国家」が私人間で自生的に形成される「非中心的支払の秩序」を追認するに留まらず、それを踏み越えて、自らが「貨幣」を発行して使用させようとする際に生じる難問であろう。「真実の紙幣」をも正規の貨幣概念に含めんとするクナップの狙いとは裏腹に、少なくとも私人間での政府紙幣の使用は、「国家」が受領するから」というクナップの議論をもってしても論証できていない。やはり「真実の紙幣」は、論理的に逸脱しているといわざるを得ないのである。

### 3 純粹資本主義論における一般的価値形態の成立

#### 3.1 自生的成立説の難問

##### 3.1.1 若干の問題整理

以上、第1節と第2節では、貨幣の成立という問題に焦点を絞って、メンガーとクナップの「貨幣」をそれぞれ概観した。両説ともに「貨幣 Geld (money)」の成立が問題とされつつも、メンガーによって本質的とされたのは、商品交換を媒介する流通手段であった。またクナップによって本質的とされたのは、「定形的」かつ「公布的」(＝「表券的」)であるところの支払手段であった。このように両者の貨幣規定にそもそものズレがある以上、メンガー説とクナップ説との並置はナンセンスに映るかもしれない。しかし、流通手段の成立に関していえば、メンガーとクナップはともに自生的成立説という共通の地盤の上に立っていると考へられる。

メンガーについては第1節で見た通りである。しかしクナップもそうだろうか。「貨幣の定義はすなわち、表券的支払手段である」とするクナップが、流通手段自体を「貨幣」と捉へることは決してない。しかし、「国家」による一社会圏内の慣習の追認が、「表券的支払手段」を導き出す最初の一步とされていたこともまた事実である。その際にクナップの念頭に置かれていた「慣習」とは、「交易せらるべき総ての財は一定の財の一定量、たとえば銀の一定量に代えて交換せられるということ」であった。この「慣習」がどのように形成されるのかという記述は『貨幣国定学説』には見当たらない。このため断定までには至らないものの、「慣習」の自生的成立にクナップが異を唱へることはないであろうと推測することはできる<sup>42)</sup>。つまり流通手段の自生的成立

41) Ellis [1934] pp.26-7.では、「国家」の努力にも拘らず「表券的支払手段」の受け取りが拒否された事例として、1862年に発行された合衆国紙幣 (United States Note) いわゆるグリーンバックを拒否したカリフォルニアの人々、激しく減価したアッシニア紙幣の絶対的拒否 (absolute repudiation) の例などが挙げられている。

42) 基本的にはクナップは、交換過程の自生的産物として流通手段を捉へる見解にひとまず従っていたものと思われる。言い換えれば、流通手段をどのような論理で把握するかという問題は、「表券的支払手段」の導出にとって一義的なものではなかったということであろう。

「然るに支払手段とは何であるか？ 支払手段の従属すべき上位概念が存在するか？ 通常人々はいわゆる交換財の観念に遡り、この助けを借りて支払手段を説明する——さればこの場合財の概念および交換の概念は前提せられている。とにかく定義を下す場合には、どこかに固定せる立場を据えなければならぬ。而してこの財ならびに交換は確かに元素的として考察し得るに足る直観である。我々はここに然して置きたい。」(Knapp [1905] S.2, 訳3頁)

説自体は、クナップ説と噛み合わないものであるとは必ずしもいえない。

しかし問題は、自生的成立説の当否にある。第1節で見たように、メンガーは基本的には「市場性」という概念でこの問題を乗り越えている。しかしそれは循環論であろうと筆者は考える。ここに、自生的成立説を改めて検討しうる余地も生じる。では、「市場性」という概念を用いずに、つまり論証すべき事柄をあらかじめ設置することなしに「貨幣」の成立は論じうるものだろうか。

この問題を考える際、マルクスの価値形態論が省みられてよい。価値形態論では、商品の価値表現の考察を通して、商品と貨幣との非対称な構造が分析される。そして「貨幣の謎」は、「等価形態の不可解さ」(Marx [1890] S. 72, 訳110頁)にその淵源が見出されている。その意味からすれば、マルクスの議論はメンガーの議論とは異なる<sup>43)</sup>。しかし価値表現の統一が論ぜられる際に、マルクスはメンガーと似た難問に突き当たる。

### 3.1.2 マルクスの逆転論

マルクスによれば、ある商品たとえばリンネルの価値は、「20エレのリンネルは1着の上着に値する」というように、他商品の商品体を用いて表現されるのがもっとも簡単な einfach かたちなのだという。すなわち、自らの価値を単独では表現しえないリンネルは<sup>44)</sup>、上着を自らに等置することによって、価値としては上着と自分は等しいというよりほかないのだという。こうしたリンネルの側の能動によって、この関係の中で上着は、受動的にリンネルの等価物として、「直接にリンネルと交換されうるもの」(Marx [1890] S. 70, 訳107頁)、「直接的交換可能性の形態」(Marx [1890] S. 70, 訳107頁)つまり等価形態を押し付けられることになる。

しかし、価値表現のこのような仕組みであるにもかかわらず、商品体としての上着には、リンネルの価値を表わす等価物(「直接にリンネルと交換されうるもの」としての属性がそもそも備わっているように見えてしまう。マルクスによれば、これが「等価形態の不可解さ」であり、諸商品と非対称に対峙するという意味での「貨幣の謎」とはその完成形であるにすぎない<sup>45)</sup>。そうであればこの「謎」は、上着がリンネルの価値だけではなく、他の諸商品の価値をも表わして、

43) ただし、諸商品の価値表現に材料を提供するという、マルクスの意味での価値尺度に関して、メンガーは流通手段との同時成立性を指摘している。

「交換価値の度量基準」(あるいは「価格度量器」としての貨幣の機能は、商品市場の媒介者という貨幣の本源的な機能から必然的に生じるものであり、したがってまた、いたるところで交換手段の発生と時を同じくして現われる。」(Menger [1923] S. 317, 訳2472頁)

44) 「リンネルの価値をリンネルで表現することはできない。20エレのリンネル=20エレのリンネルはけっして価値表現ではない。この等式が意味しているのは、むしろ逆のことである。すなわち、二〇エレのリンネルは二〇エレのリンネルに、すなわち一定量の使用対象リンネルに、ほかならないということである。つまり、リンネルの価値は、ただ相対的にしか、すなわち別の商品でしか表現されえないのである。」(Marx [1890] S. 63, 訳95頁)

45) 「しかし、ある物の諸属性は、その物の他の諸物にたいする関係から生ずるのではなく、むしろこのような関係のなかではただ実証されるだけなのだから、上着もまた、その等価形態を、直接的交換可能性というその属性を、重さがあるとか保温に役立つとかいう属性と同様に、生まれながらにもっているように見える。それだからこそ、等価形態の不可解さが感ぜられるのであるが、この不可解さは、この形態が完成されて貨幣となって経済学者の前に現われるとき、はじめて彼のブルジョア的に粗雑な目を驚かせるのである。」(Marx [1890] S. 72, 訳110頁)

商品体としての上着に、〈直接に諸商品と交換されうるもの〉という一般的な等価形態が押し付けられる点が論証されれば説明できたことになる。

マルクスはこの問題を次のように説明していく<sup>46)</sup>。すなわちまず、リンネルの価値表現の簡単な形態が、上着を等価物とするだけでなく、リンネル以外の他商品を等価物とする簡単な形態の連なりに転化される。〈20エレのリンネルは1着の上着または10ポンドの茶または40ポンドのコーヒーまたは1クォーターの小麦または2オンスの金または1/2トンの鉄またはその他に値する〉というわけである。この拡大された価値形態において、リンネルの価値は他商品のさまざまな商品体で表わされるが、そのことは逆に、リンネルの価値が他商品の商品体とは無関係であることを示すのだという<sup>47)</sup>。また、簡単な形態の連なりでリンネルの価値が表わされることによって、交換比率の偶然性も解除されるのだともいう<sup>48)</sup>。

しかしここには欠陥もあるのだとマルクスは考える。一つ目は、価値表現の連なりがどこまでも引き延ばされて完結することがないこと。二つ目は、一つ目の問題に関連するものと思われるが、「ばらばらな雑多な価値表現の多彩な寄木細工」(Marx [1890] S. 78, 訳121頁)であること。そして三つ目は、リンネルの価値表現は、たとえば上着商品や茶商品も行なうであろう価値表現と、それぞれに違った「無限の価値表現列」(Marx [1890] S. 78, 訳121頁)であること。要するに、諸商品が価値を統一的に表現する仕組みになっていないことが欠陥とされる<sup>49)</sup>。では、これはどのように克服されるのか。

マルクスは、拡大された価値形態が簡単な価値形態の連なりからなることに着目する。そして簡単な形態、〈20エレのリンネルは1着の上着に値する〉を逆にすれば、〈1着の上着は20エレのリンネルに値する〉になるとして次のように述べる。

じっさい、{ある人が彼のリンネルを他の多くの商品と交換し(1)}、したがってまた {リンネルの価値を一連の他の商品で表現する(2)} ならば、必然的に {他の多くの商品所持者もまた

46) マルクスの価値形態論では、等価形態にある商品の生産に費やされた具体的労働が、抽象的人間労働の現象形態になるのだとされる。そのことによって、等価形態にある商品の生産に費やされた私的労働が、「直接に社会的な形態にある労働になる」(Marx [1890] S.73, 訳112頁)のだともされる。マルクスの議論を忠実になぞろうとするならば、この論点を抜かすことはできない。しかし、価値形態の考察にとっては、マルクスによって前提とされた労働価値は必ずしも必要ではないと考えられる。このため、以下本文ではこの論点は意図的に抜く。しかしだからといって、価値とは何かという問題を軽視しているわけではない。マルクスが論じた労働価値の意味については別途検討を要するものとする。

47) 「いまではリンネルはその価値形態によって、ただ一つの他の商品種類だけではなく、商品世界に対して社会的な関係に立つのである。商品として、リンネルはこの世界の市民である。同時に商品価値の諸表現の無限の列のうち、商品価値はそれが現われる使用価値の特殊な形態には無関係だということが示されているのである。」(Marx [1890] S. 77, 訳119頁)

48) 「リンネルの価値は、上着やコーヒーや鉄など無数の違った所持者のものである無数の違った商品のどれで表わされようと、つねに同じ大きさのものである。二人の個人的商品所持者の偶然的な関係はなくなる。交換が商品の価値量を規制するのではなく、逆に商品の価値量が商品の交換割合を規制するのだ、ということが明らかになる。」(Marx [1890] S. 78, 訳120頁)

49) Marx [1890] S. 78-9, 訳121-2頁。

彼らの商品をリンネルと交換しなければならず(3)}, したがってまた {彼らのいろいろな商品価値を同じ第三の商品で, すなわちリンネルで表現しなければならない(4)}. (Marx [1890] S. 79, 訳122頁, なお文中の中括弧と数字(1)(2)(3)(4)は引用者による)

ここでは, 交換の成立が前提され, そこでなされる事柄が説明されている。確かに, 交換が成立した(1)というのであるならば, その前段階としてリンネルの側からの価値表現も行われている(2)はずである。そして, リンネルの価値表現がなされ(2), リンネルが他商品と交換されたのであれば(1), 他商品はリンネルと交換されたことにはなる(3)。つまり〈(2)かつ(1)〉ならば(3)は成り立つ。しかし, ここから(4)に繋がるかどうかは微妙であろう。というのも, (2)で価値表現するのはリンネル商品であり, 他商品の側には「直接にリンネルと交換されうるもの」であるという属性が押し付けられている。等価形態にある他商品の側から, 改めてリンネルを用いて自らの価値を表現せざるを得ないといった必然性(4)はない。等価形態にある商品は, リンネルに価値表現の材料を提供するだけであり, 自らが価値を表現することはないのである<sup>50)</sup>。にもかかわらず, (2)かつ(1)ならば(3)かつ(4)なのだとされる。

おそらくここに, 交換成立の前提が利いているものと思われる。すなわち, 交換の成立が前提され(1)かつ(3)である以上, 他商品の側はリンネルの価値表現を承認したのである。もちろん, それはあくまでも承認であって, 自らが能動的に価値を表現することとは違う。しかし, 〈確かに, 20エレのリンネルは1着の上着に値する〉等々の承認は, 他商品が行なう〈1着の上着は20エレのリンネルに値する〉等々の価値表現に似ているといえはいえなくもない。(4)でいわれる〈他商品の価値表現〉ということ, 仮にこの類似性を指すものとして解釈してみるならば, 上の引用文は, 価値形態論の筋立てを損なうものとはいえず, 一応の繋がりを持つものとして読んで読めなくはない。もっとも(4)で, リンネルがなぜか「第三の商品 dritte Ware」とされている点は気に掛かるが, それはひとまず措く。

### 3. 1. 3 自生的成立説の難問

マルクスは上記引用文を根拠として, 「そこで, 20エレのリンネル = 1着の上着または = 10ポンドの茶または = etc. という列を逆にすれば」(Marx [1890] S. 79, 訳122-3頁)と進める。そうすると, 他商品がリンネルで価値を表現する一般的な価値形態が得られるのだという。一般的な価値形態においては, 諸商品の価値はリンネルによって単純に einfach かつ統一的に einheitlich もしくは共通に gemeinschaftlich 表わされており, それゆえ一般的な allgemein かたちなのだと言われる。こうして, リンネルに一般的等価形態が押し付けられることが示されている。しかし, ここには難点がある。

50) 「他方, 等価物の役を演ずるこの別の商品は, 同時に相対的価値形態にあることはできない。それは自分の価値を表わしているのではない。それは, ただ別の商品の価値表現に材料を提供しているだけである。」(Marx [1890] S. 63, 訳95頁)

マルクスは価値形態論の出発点として、リンネルの価値表現を取り出している。しかし、他商品が相対的価値形態にある簡単な価値形態、そして拡大された価値形態を考えることもできる。そしてそれらの拡大された価値形態は同様に、逆転されうるはずでもある。そうすると、マルクスの逆転論から導き出される帰結は、様々な商品に一般的等価形態が押し付けられてしまうということにならざるをえない。

この点に関して『資本論』初版本文では、「リンネルに当てはまることは、どの商品にも当てはまる」(Marx [1867] S. 42, 訳75頁)とされ、〈実はそうなのだ〉と論じられる<sup>51)</sup>。いわゆる形態IVの問題である。しかし現行版の価値形態論では、この問題がそのものとしては取り上げられず、これに替えて次のように述べられることとなる。

どちらの場合(簡単な価値形態と拡大された価値形態——引用者)にも、自分に一つの価値形態を与えることは、いわば個別商品の私事であって、個別商品は他の諸商品の助力なしにこれをなしとげるのである。他の諸商品は、その商品にたいして、等価物という単に受動的な役割を演ずる。これに反して、一般的価値形態は、ただ商品世界の共同の仕事としてのみ成立する。一つの商品が一般的価値表現を得るのは、同時に他のすべての商品が自分たちの価値を同じ等価物で表現するからにはかならない。(Marx [1890] S. 80, 訳125頁)

簡単な価値形態と拡大された価値形態が、相対的価値形態にある「個別商品の私事」であるのに対して、一般的価値形態は「商品世界の共同の仕事」によって成立するものとされている。逆転論の帰結であるはずの一般的価値形態の乱立が、「商品世界の共同の仕事」によって乗り越えられている。その共同作業とは、他のすべての商品がリンネルで自らの価値を表現することなのだという。確かに、この共同作業が成し遂げられるのであれば、リンネルには、諸商品との直接的交換可能性がもともと備わっているかのように見えるのであろう。そのことによって、一般的等価形態がある一商品に押し付けられた構造も明らかになる。しかし何を契機として、商品世界は統一的な価値表現を行なうのだろうか。

この問題は、「商品の番人」(Marx [1867] S. 99, 訳155頁)である商品所有者の観点から、交換過程論でも取り上げられている。しかしそこでも、「商品世界の共同の仕事」に対応する「社会的行為」(Marx [1867] S. 101, 訳159頁)が、どのように生ずるのかという点は明確ではない。もっとも、一般的価値形態の乱立に直面して当惑する商品所有者は、「太初に業ありき」(Marx [1867] S. 101, 訳159頁)でこれを乗り越えるのだとはされる。そしてその「業」とは、商品所有者の「自然本能Naturinstinkt」(Marx [1867] S. 101, 訳159頁)なのだと言われている。商品所有者の本能に導かれることで、一般的価値形態は成立するというのであろう。その意味でマルクスの議論は、貨幣の自生的成立説に属する。

51) Marx [1867] S. 42-3, 訳74-7頁。

しかし、商品所有者に備わる本能なるものこそが、一般的価値形態のなせる業なのだと考えることもできる。すなわち、何を契機とするかはひとまず不明なのだが、ともかく眼前にある一般的価値形態から捉え返すと、「自然本能」なるものが商品所有者にもともと備わっているかのように見えてしまうということもできなくはない。そしてこの見方は、他商品との「直接的交換可能性」が、等価形態にある商品体にもともと備わっているかのように見えてしまうという価値形態論の筋立てとも調和する。このようにも考えられるのであるから、一般的価値形態を成立させる〈契機〉はやはり探られてよい。

もちろん、一般的価値形態の成立を、商品所有者は本能的に望みなどしないのだといたいわけではない。商品所有者の「自然本能」を仮に想定するとしても、その「本能」から発せられる要求が、必ずしも現実化するとは限らないかもしれないという点が、検討されるべき問題なのである。

### 3.2 「共通にあらわれる特定の商品」

この問題は、マルクスの価値形態論を独自に解釈する宇野弘蔵にも引き継がれている。宇野は、価値形態論に商品所有者の存在を明示的に組み込み、商品所有者の交換要求として商品の価値表現を捉える<sup>52)</sup>。そして、拡大された価値形態から一般的価値形態への移行を次のように行なう。

ところがかかるマルクスのいわゆる拡大された価値形態の、各商品における展開は、必ずいずれの商品の等価形態にも共通にあらわれる特定の商品を齎らすことになる。……かくして商品は、マルクスのいわゆる一般的価値形態を展開する。(宇野 [1964] 27頁)

どの商品の等価形態にも「必ず」特定の商品が共通に現われるとはされるものの、それが何を契機にしてなのかという点までは明らかでない。その意味で宇野の議論は、マルクスのいう「自然本能」に一脈相通ずる。おそらくは交換要求の意図せざる結果として、一般的価値形態の成立が想定されているものと思われる。しかしこれは、共通等価物が「必ず」出現するといわれる際の、「必ず」の論理が明らかでない以上、あくまでも推測の域を出ない。

この問題に関して、基本的には宇野の筋立てに則りつつ、宇野のいう「必ず」の論理を提示されたものとして、日高普の議論を挙げることができる。日高は次のように述べる。

あらゆる商品が、それぞれ相対的価値形態にたって拡大された価値形態を展開しているのである。このように多数の拡大された価値形態があるとき、それらの多くに共通に等価形態におかれている商品があるとすると、その商品を中心としてみたばあい価値形態はまったく新しい展開を示すことになる。(日高 [1983] 22-3頁)

52) 「たとえば特定の商品リンネルは、その所有者がそのリンネルと交換して得ようとする、他の商品の使用価値の一定量をもって、その価値を表現せられる。リンネル二〇ヤールは一着の上着に値する、というように表現せられるわけである。」(宇野 [1964] 22頁)

ここでは、多くの商品から「共通に等価形態におかれている商品があるとすると」というかたちで、宇野の「必ず」という部分がひとまず緩められている。次いで、そうした商品に注目して俯瞰すると、多くの商品所有者がこの商品に対して交換要求を行なっている点が浮き彫りになるとされ、茶が等価形態にある一般的価値形態が次のように導かれる。すなわち、多くの商品所有者が茶に対して交換要求を行なうことによって、茶所有者は「多くの商品にたいして直接に交換できる立場に立つ」（日高 [1983] 24頁）ことになる。このことは、直接には茶を欲していない商品所有者にも茶に対する交換要求を派生させる<sup>53)</sup>。つまり、多くの商品所有者から共通に交換を申し込まれる商品が、あらゆる商品所有者から共通に交換を申し込まれることになるというわけである。

山口重克においてはこの問題が、あくまでも個別商品所有者の目線に徹することで考察される<sup>54)</sup>。その点は日高と異なると思われるが、「比較的多数の商品所有者から共通に等価形態におかれる商品は、あらゆる商品所有者から共通に等価形態におかれることになるのである」（山口 [1985] 23頁）という推論は共有されている。具体的には、各商品所有者の交換要求のパターンへの着目がなされ、茶が共通に等価形態にあるグループが多数派、そうでないグループが少数派とされる。そして個別商品所有者が辺りを見回すことで、茶に対する交換要求を、少数派グループも行なうようになるのだという。その結果として、茶はあらゆる商品所有者から共通に交換を求められることとなり、一般的価値形態が成立するものとされる<sup>55)</sup>。

個別商品所有者が自己の欲求を実現しようとする際に、他者の交換要求を参照し、そのことが自己の交換要求に影響を及ぼすという推論そのものに瑕疵があるとは思われない。そのことによって、どれだけの商品所有者から共通に等価形態におかれるようになるのかは確定し難いとしても、一定の商品所有者から共通に交換を求められる商品の出現を推論することはできるように思われる。しかし問題は、この論理一本だけで、「あらゆる商品所有者から共通に等価形態におかれる」というところまで推論しきれるかどうかにある。確かに、そうした商品が存在するならば、個別商品所有者は共通にその商品に交換を求めるはずである。そのことで商品世界は、統一的な価値表現を行なう仕組みを獲得できることにもなるはずである。しかし、〈他者の交換要求の参照〉という一点のみで、一般的価値形態の成立まで論じるのは行き過ぎであるように思われる。商品そして商品所有者が、一般的価値形態の成立を要請するだけでなく、自らそれを形成しようとする原理的営力を発動させるであろうという点は、どれほど強調したとしても強調しすぎるということはない。しかし、この推論の延長上に、あらゆる商品所有者から共通に等価形態

53) 「そうなるとさし当たっては茶を欲していない商品所有者も、茶を入手しさえすればそれで多くの商品と交換できるのだから茶を欲するようになる。ここに茶はもはや多くの商品から等価形態におかれるばかりでなく、茶を除くすべての商品から等価形態におかれることになる。」（日高 [1983] 24頁）

54) 「ただし、ここで価値表現主体を拡大して観察するということは、必ずしも商品世界を第三者的に観察するというのではない。個別主体の立場に立ち、たとえばリンネル商品所有者が商品世界を見回して、他の主体の行動ないしそれについての情報を参考にしながら自己の行動を決定するという観点を明示的に導入しようということである。」（山口 [1985] 20-1頁）

55) 山口 [1985] 19-26頁。

におかれる商品の出現を論証できるのかどうか<sup>56)</sup>。そして、商品世界の統一的な価値表現の成立を論証できるのかどうか。この点については、「個に個をいくら重ねても、けっして埋められない余剰があることに気づかざるをえない」(吉沢 [1981] 119頁) という指摘に首肯せざるを得ないものと考ええる。

### 3. 3 純粋資本主義論における一般的価値形態の成立

では、あらゆる商品所有者から共通に等価形態におかれる商品を出現させる契機としては、どのような候補が考えられるだろうか。本稿でクナップの議論を取り上げた意図はここにある。第2節で見たように、クナップの貨幣規定は「表券的支払手段」という独特のものであった。そこでは国家による受領の有無が、貨幣を判別する基準とされていた。しかしメンガーの議論との関連でいえば、クナップ説は流通手段の自生的成立説と噛み合わないわけではないとも考えられた。流通手段が自生的に成立するとしても、国家はこれを追認するのであり、そこを足掛かりとして、「表券的支払手段」が創造されるというのがクナップの議論の筋立てであったからである。そしてこの筋立ては、一般的価値形態の自生的成立を説くマルクスの議論とも親和性を持つであろう。なぜならば、統一的な価値表現の自生的成立を国家が追認し、そこから「表券的支払手段」の創造という議論へと接続しうるだろうからである。

しかし、あらゆる商品交換を媒介する流通手段の自生的成立、もしくは統一的な価値表現の自生的成立を論ずる最後の部分を、メンガーならびにマルクスは、事実上、不問に付しているのではないかと筆者は考えた。もちろん、メンガーには「市場性」という概念と〈模倣する経済主体〉が存在するため、また、マルクスには「商品世界の共同の仕事」と商品所有者の「自然本能」が見出されるため、筆者の問題関心は与り知らぬことであると返答されてしまえばそれまでである。しかし、なぜ「最も市場性のある商品」が存在するのか、なぜ「商品世界の共同の仕事」が成立するのか、商品所有者の「自然本能」は前提されるよりほかないのかと問うてみる時、そこにはもう一步推し進める余地が生じる。

たとえば、これまで考察してきた推論の延長上では一般的価値形態を導出しえないという地点で、ある特定の商品が、国家に対する支払手段として指定されたという条件を加えてみてはどうか。そうすれば個別経済主体としては、国家に支払う必要性から、この商品を獲得せざるを得な

56) 山口説に対する批判的検討としては岡部 [1996] を挙げることができる。その核心は、どのようにして個別商品所有者が「比較的多数の商品所有者から共通に等価形態におかれる商品」を知るようになるのか、それは論理的に確定できないのではないのか、という点にあると筆者は理解する(岡部 [1996] 240-6頁)。

この問題提起に対して山口からは、「市場を見渡していれば、売れ行きの良い商品とそうでない商品とは大体分かるはずである」(山口 [2000] 296頁)、「そもそも論理的に確定しうる性質の問題ではないであろうが、各商品所有者の交換要求の意思表示を調査(見渡したり聞き取りをしたり)すれば、競合の程度の比較からある程度は合理的な推論をすることはできるであろうし、「共通のもの」が生成していく過程を推論する場合には、調査以外にも、各商品所有者の試行錯誤を導入して推論することも考慮してもよいのではなからうか」(山口 [2000] 296頁) という応答がなされているが、推論に若干の緩みが生じているように思われる。

いということはいえるだろう。言い換えれば、個別経済主体は共通にこの商品に対して交換要求をせざるを得なくなる。それはすなわち、あらゆる商品所有者から共通に交換を申し込まれる商品の出現を意味する。もちろんここで導入する国家には、すでに出来上がっている市場を追認するという以上の役割が担わされている。その意味において、国家の市場への関わり方の端緒は、クナップの議論とは異なる。しかし、個別経済主体に即した論理だけでは詰め切れない問題があるとするならば、その論理の行き詰まりは他の契機によって乗り越えられるよりほかあるまい。その候補の一つとして、〈国家による受領〉という条件はありうるのではないかということである。

もちろん、仮にこのように考えてみるからといって、それまでの商品経済的論理の追跡が御破算となり、結局、貨幣は国家によって創造されるということではない。あくまでも主軸をなすのは、個別経済主体が実践する商品経済的論理の方なのである。しかしこの主軸を支え、市場を成立させる契機として、それまでの推論からすれば外的な条件となる国家を導入するのである。いうまでもなく、ここで想定する〈国家〉とは、現実の国家とは異なる。現実にはどこにも存在しない純粋資本主義社会を構成する理論的処理として、現実にはどこにも存在しない国家を導入するのである。その意味からすれば、ここでいう〈国家〉とは、商品経済的論理を実践する〈経済人〉に対応するものとしての〈国家〉である。純粋資本主義社会における経済人の行動を、陰日向に支える見返りとして、国家がある特定の商品での支払いを求めると想定するわけである。その際、持ち運びに便利であり、均質性・耐久性に優れ、分割・結合が容易に行えるといったことから、国家が受領する商品として、たとえば金が指定されると考えてみてもよい。そうすれば、一般的価値形態を成立させる意図など〈国家〉に持ち込まなくとも、このことを契機として、結果的に商品世界は金に一般的等価形態を押し付けてしまうことになるだろう。こうして一般的等価物としての金が成立することとなり、各人が必要とするモノが商品のかたちを通してやり取りされるという意味での、純粋資本主義社会の市場も構成できたことになる。また、市場に対する〈国家〉の補完性の意味も、まずここで確認できることとなろう。

しかしそこからもう一步推し進めて、国家は単なる紙片を発行してもそれを受領しうるのだから、商品世界はその紙片で統一的な価値表現を行なわざるを得ないとしてしまうならば、議論は本稿第2節まで後退する。政府紙幣の利用回路は、国家と私人との間に制限されているのであって、私人間での利用回路は、商品経済的には遮断されていると考えられるのであった。つまり、国家は貨幣を創造しない。しかし貨幣の自生的成立説を補完し、一般的価値形態を結果的に成立させる一契機として、〈国家による受領〉という条件はありえよう。一般的価値形態を成立させる原理的な営力は、商品ならびに商品所有者から発せられはするものの、そのみでは商品と貨幣との非対称性にまでは到達しきらないという市場の重層的な仕組みが、この点から読み取られるように思われる。

## 結びにかえて

宇野弘蔵によって資本主義の原理は、純粋資本主義論として明確に提示された。19世紀中葉までのイギリスに見出された資本主義の純粋化傾向が極限まで延長されることによって、資本主義の原理は、「理論的に再構成された資本主義社会として、それ自身に存立する完結した一歴史的社會をなすものとして解明される」(宇野 [1964] 12頁) ものとされた。そのことによって、たとえば本稿で考察した一般的価値形態は、商品相互 (もしくは商品所有者相互) の関係のみによってその存立構造を論証しようと考えられたように思われる。

これに対して本稿では、貨幣の自生的成立説が抱える難問に着眼し、クナップの議論を参考にして問題の解決を試みた。商品と貨幣との非対称性つまりは市場の成り立ちに関して、個別経済主体の利得追求行動とは異なった契機を導入したことになる。それはすなわち、純粋資本主義論で説かれる一般的価値形態についても、個別経済主体が実践する商品経済的論理だけではない別の要因が介在せざるを得ないのであろうということの意味する。だからといって、純粋資本主義論によっては、資本主義の原理を考察しえないといたいわけではない。そうではなく、少なくとも純粋資本主義論で提示されてきた一般的価値形態には、個別経済主体の経済人的行動にプラス  $a$  の契機が作用している点が明示されるべきであらうといたいのである。そのことによって商品世界の統一的な価値表現は可能となり、後に続く貨幣の原理的考察へと分析も進むように思われる。

そしてこのように市場を見ることは、資本主義の原理として提示されてきた純粋資本主義論の位置付けに関する内省へと繋がるものと考えられる。純粋資本主義論は、「純粋資本主義をあたかも自立するかのごとくに説くために、いくつかの問題をブラック・ボックスに入れている」(山口 [2006] 37頁) ものとされてきた。そして「ブラック・ボックス」の詮索は、純粋資本主義論では不問に付すのだともされてきた。しかし、プラス  $a$  によって純粋資本主義社会が「あたかも自立するかのごとくに」提示できているのだとするならば、そのプラス  $a$  の内容を明示することまでが、純粋資本主義論の課題とされてもよい。本稿で考察した問題は、これまでもとりわけ慎重に処理されてきた論点である。国家といった要因を不用意に持ち込むことによって、論理の純粋性が混濁させられてはならないということから、純粋資本主義論における〈国家〉の明示的な導入はこれまで見送られてきた。しかし、導入されるべき条件が存在するのであるならば、それが導入されないままでは、逆の意味での論理の混濁が生じることになろう。もちろん、だから本稿での〈国家〉の導入方法で良いということにも直ちにはならない。また、導入されるべき条件がそもそも〈国家〉なのかという根本的な検討点はある。この点については、市場を成立させる論理という観点から今後さらに詰めて考えてみる必要があるだろう。しかしこのことは逆説的に、純粋資本主義論が、商品経済的論理の追跡というだけには留まらず、事実上、そこからもう一歩踏み出した領域の議論に属することを示唆しているのである。

【参考文献】

- 宇野弘蔵 [1964] 『経済原論』 岩波全書
- 宇野弘蔵 [1962] 『経済学方法論』 東京大学出版会（参照は宇野弘蔵著作集第九巻『経済学方法論』 岩波書店（1974年）を用いた）
- 岡田裕之 [1998] 『貨幣の形成と進化』 法政大学出版局
- 岡部洋實 [1996] 「貨幣「制度」生成の論理」, 河村哲二編著『制度と組織の経済学』 日本評論社, 所収
- 小幡道昭 [2008] 「純粋資本主義批判——宇野弘蔵没後30年に寄せて——」『経済学論集』 第74巻第1号, 東京大学経済学会
- 小幡道昭 [2006] 「貨幣の価値継承性と多態性——流通手段と支払手段——」『経済学論集』 第72巻第1号, 東京大学経済学会
- 小幡道昭 [2001] 「原理論の適用方法と展開方法——山口重克「中間理論としての類型論」に接して——」『経済学論集』 第67巻第3号, 東京大学経済学会
- 末川清 [1996] 「帝国創建の時代」, 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『ドイツ史2』 山川出版社, 所収
- 田村信一 [2008] 「歴史学派」, 田村信一・原田哲史編著『ドイツ経済思想史』 八千代出版, 所収
- 日本銀行金融研究所編 [2004] 『増補版新しい日本銀行』 有斐閣
- 日高普 [1983] 『経済原論』 有斐閣選書
- 山口重克 [2006] 『類型論の諸問題』 御茶の水書房
- 山口重克 [2000] 『金融機構の理論の諸問題』 御茶の水書房
- 山口重克 [1985] 『経済原論講義』 東京大学出版会
- 山田鋭夫 [2008] 『さまざまな資本主義 比較資本主義分析』 藤原書店
- 吉沢英成 [1981] 『貨幣と象徴』 日本経済新聞社（参照は「ちくま学芸文庫」版（1994年）を用いた）
- Ellis, Howard S. [1934] *German Monetary Theory 1905-1933*. Harvard University Press.
- Ingham, Geoffrey. [2004] *The Nature of Money*. Polity Press.
- Knapp, Georg Friedrich. [1905] *Staatliche Theorie des Geldes*. Vierte, durchgesehene Auflage, Verlag von Duncker & Humblot, 1923（宮田喜代蔵訳『貨幣国定学説』 有明書房, 1988年（なお, *The State Theory of Money*. Abridged edition, translated by H. M. Lucas and J. Bonar, Macmillan and Co, 1924. も適宜参照した））
- Marx, Karl. [1890] *Das Kapital. Band I*, vierte Auflage, in *Marx-Engels Werke*, Band 23, Dietz Verlag, 1962（岡崎次郎訳『資本論』 国民文庫（第1分冊）, 1972年）[なお, *Capital. Vol. I*, translated from the third German edition by Samuel Moore and Edward Aveling and edited by Frederick Engels in *Marx-Engels Collected Works*, vol. 35, International Publishers Co. Ltd. 1996. も適宜参照した]
- Marx, Karl. [1867] *Das Kapital. Band I*, erste Auflage, in *Marx-Engels Gesamtausgabe* II-5, Dietz Verlag, 1983（岡崎次郎訳『資本論第一巻初版』 国民文庫, 1976年）
- Menger, Carl. [1923] *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*. Zweite Auflage, mit einem Geleitwort von Richard Schüller, aus dem Nachlaß herausgegeben von Karl Menger, Hölder-Pichler-Tempsky（八木

- 紀一郎・中村友太郎・中島芳郎訳『一般理論経済学遺稿による「経済学原理」第2版』みすず書房（全2分冊），1984年）[なお、『原理』初版 *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*. Wilhelm Braumüller, 1871. ならびに英訳『原理』初版 *Principles of Economics*. Translated by James Dingwall and Bert F. Hoselitz with an introduction by F. A. Hayek, Libertarian Press Inc. 1994. も適宜参照した]
- Menger, Carl. [1892] "On the Origin of Money." Translated by Caroline A. Foley, in *The Economic Journal*, vol. 2(6), Mcmillan and Co.
- Schumpeter, Joseph A. [1954] *History of Economic Analysis*. Oxford University Press, 1994（東畑精一訳『経済分析の歴史』岩波書店，1955-62年）

## 執筆者紹介

岩 本 由 輝 (本学教授)

高 橋 志 朗 (本学教授)

泉 正 樹 (本学専任講師)

第169号所載

〔論 文〕

2000年代の山形県における全通労働運動(1)……………岩 本 由 輝( 1 )

大型店進出に伴う消費者行動の変化

—宮城県仙南地域の事例検討—……………千 葉 昭 彦( 53 )

欧州金融統合の最後の難関……………伊鹿倉 正 司( 83 )

〔研究ノート〕

明治20年代仙台の青物市場の再編過程

—「小西家文書」による検討を中心に—……………仁昌寺 正 一(105)

第170号所載

〔論 文〕

2000年代の山形県における全通労働運動(2)……………岩 本 由 輝( 1 )

構成犯罪学の研究

—犯罪発生の原因関係についてのポスト・モダニストのアプローチ—

……………増 田 周 二( 41 )

東北学院大学学術研究会

会 長 星 宮 望

評 議 員 長 吉 田 信 彌  
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 遠 藤 裕 一 (会計)

北 博 (編集)

辻 秀 人 (編集)

経済学部 越 智 洋 三 (会計)

細 谷 圭 (編集)

郭 基 煥 (編集)

経営学部 菅 山 真 次 (庶務)

目 代 武 史 (編集)

折 橋 伸 哉 (編集)

法学部 黒 田 秀 治 (編集)

白 井 培 嗣 (編集)

羽 田 さゆり (庶務)

教養学部 吉 田 信 彌 (評議員長・編集委員長)

野 村 信 (編集)

柳 井 雅 也 (編集)

東北学院大学経済学論集 第171号

2009年8月25日 印 刷 (非売品)  
2009年9月1日 発 行

編集兼 吉 田 信 彌  
発行人 針 生 英 一  
印刷者  
印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社  
発行所 東北学院大学学術研究会  
〒980-8511  
仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

# TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY ECONOMIC REVIEW

---

No.171

September 2009

---

## Articles

The Labor Movement of the Japan Postal Workers Union (Zentei)

in Yamagata Prefecture in the 2000s (3) .....*Yoshiteru Iwamoto* ( 1 )

The Development of Corporate Income Tax in Japan

—From the Introduction of Corporate Tax until the Shoup Recommendation—

.....*Shiro Takahashi* ( 35 )

On the Structure of the General Form of Value in a Pure Capitalistic Model.....*Masaki Izumi* ( 45 )

---

The Research Association  
Tohoku Gakuin University  
Sendai, Japan